

令和 7 年度

若年教員研修のしおり

子どもと生きる



高知県教育センター

はじめに

高知県公立学校の教職員として新たな一步を踏み出されたみなさんに、心からお祝いを申し上げます。

さて、みなさんが教壇に立つにあたり、ぜひお願いしたいことが三つあります。

まず一つ目は、教職員としての心構えです。

4月当初の辞令交付式で、みなさんは「職員の服務の宣誓に関する条例」に基づき服務の宣誓を行いました。教育基本法の第九条の1項には「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」とあり、2項には、「前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。」とあります。この法律のもと、これからの教職員のキャリアを築いてください。

二つ目は、先の第九条にもある「学び続ける教職員」であることです。

教師という仕事は、子どもの成長に関わるという責任とともに、非常にやりがいのある仕事です。子どもは大きな可能性を秘めています。その可能性に気づかせ開花させる役割を私たちは担っています。子どもの学びを支え、導き、そして主体的に学ぶ力を最大限に伸ばしていくために大切にすることは、教育に携わるプロとしての自覚と誇りをもち、誠実に子どもと向き合い、そして、みなさん自身が「学びのモデル」となることです。教育に求められることは時代と共に変化をします。技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、常に新しい知識を更新し活用し続ける教師を目指してください。

近年、我が国の社会はいわゆる「知識基盤社会」の到来、グローバル化や情報化など社会構造の大きな変動期を迎えており、私たちを取り巻く社会環境はこれまでになく速いスピードで変化していると言われています。そのような変化の激しい社会を生き抜くためには、与えられた情報を処理するだけでなく、自分で価値を創造する力が重要になってきます。

そのためにこれからの学校教育では、与えられた課題をこなすのではなく、自ら課題を見つけ、解決する子どもたちの育成が求められているのです。

もう一つのお願いは、子どもを学校の参画者の一人と見なすことです。令和5年4月1日から施行された「こども基本法」において「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」とあります。授業や学校生活のさまざまな場面で、「こどもとともに」という理念のもと、子どもとともに学び、子どもとともに成長することを目指してください。

本書『子どもと生きる』は、若年教員のしおりとして新規採用期から若年後期までの皆さんにとって、特に大切だと考える基礎的・基本的な内容について示したものです。学んだ内容は、日々の実践で活用し、子どもたちの成長につないでいくようお願いします。

「学び続ける教職員」として、日々の研究と修養にたゆまぬ精進を続けられることを期待しています。

令和7年3月

高知県教育センター所長

目 次

はじめに

I 高知県の教育概況

1 風土と教育	1
(1) 高知県の自然と歴史	1
(2) 高知県の学校教育の現状	2
ア 学校数、園児・児童生徒数、教職員数等	
イ 児童生徒の学力、体力の状況、生徒指導上の諸課題	
(3) 子どもたちを取り巻く多様な環境	7
(4) 人口減少問題	8
(5) デジタル化の進展	9
2 教育の方向性	10
(1) 第3期教育等の振興に関する施策の大綱／第4期高知県教育振興基本計画	10
(2) 高知のキャリア教育	11

II 実践的指導力を身に付けるために

1 児童生徒理解 ～児童生徒を指導・援助していくために～	13
(1) 児童生徒を多面的・総合的に理解するために	13
ア 生徒指導の基礎	
イ 児童生徒理解を基盤とした生徒指導	
ウ 教育相談	
(2) 特別な教育的支援が必要な子どもたちのために	21
ア 小中高等学校等における現状	
イ 「特別支援教育」と「インクルーシブ教育システム」	
ウ 多様な学びの場	
エ 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実について	
オ 障害の状態等及び合理的配慮について	
カ ユニバーサルデザインに基づく授業づくり	
(3) いじめや不登校を生じさせないために	30
ア いじめ問題の理解と対応	
イ 不登校に対する基本的な考え方とその対応	
2 学級・ホームルーム経営 ～高め合う集団づくりのために～	35
(1) 人権教育を基盤とした学級・ホームルーム経営を行うために	35
ア 学級・ホームルーム経営の意義と基本的な考え方	
イ 学校経営に基づいた学級・ホームルーム経営案の作成	
(2) 子どもが育ち高め合う学級・ホームルーム経営を行うために	37
ア 学級・ホームルームの人間関係づくりとその方法	
イ 教室環境づくりとその方法	
ウ 保護者対応	
3 教科等指導 ～子どもたちに確かな力を付けさせるために～	40
(1) 教育課程	40
ア 教育課程の意義と編成	
イ 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開	
ウ 育成を目指す資質・能力	
エ カリキュラム・マネジメントの充実	
(2) 教科の指導	44
ア これから求められる授業	
イ 授業の現状と課題	
ウ よい授業を目指して	
エ 単元等のまとまりを見通した学びの実現	
オ 問題解決的な学習	
カ 「見通し・振り返り」の学習活動	
キ 板書	
ク ノートづくり	
ケ 言語環境の整備と言語活動の充実	
コ 学習指導案の作成（様式例）	

サ	学習評価	シ	授業評価	
(3)	特別の教科 道徳			60
ア	「道徳の時間」から「特別の教科 道徳」へ			
イ	「道徳教育」と「道徳科」	ウ	道徳科の内容	
エ	年間指導計画の内容	オ	学習指導案の作成	
カ	学習指導の多様な展開	キ	道徳科の指導における配慮事項	
ク	道徳科の評価	ケ	高等学校における道徳教育	
コ	特別支援学校における道徳教育			
(4)	小学校外国語活動・外国語			70
ア	小学校外国語活動・外国語科の基本的な考え方			
イ	年間指導計画の立案	ウ	学習評価	
エ	教材及び参考資料			
(5)	総合的な学習の時間			74
ア	総合的な学習の時間における目標及び内容			
イ	探究的な学習における指導のポイント			
ウ	総合的な学習の時間における学習指導と学習評価			
(6)	総合的な探究の時間			78
ア	総合的な探究の時間の特質	イ	総合的な探究の時間の目標	
ウ	学習指導の基本的な考え方			
エ	総合的な探究の時間の特質に応じた学習の在り方			
オ	各学校において定める目標及び内容			
カ	全体計画、年間指導計画の作成	キ	学習評価	
(7)	特別活動			81
ア	特別活動の全体構造	イ	学級活動	
ウ	児童会・生徒会活動	エ	学校行事	
オ	特別活動における評価	カ	参考資料	
(8)	教育の情報化			91
ア	教育の情報化が目指すこと	イ	情報教育（情報活用能力）	
ウ	教科等の指導における ICT の活用			
エ	学校における情報モラル教育の推進	オ	校務の情報化の推進	
カ	プログラミング教育の実施に向けた取組			
(9)	複式学級の指導			100
ア	複式学級における学習指導の基本的な考え方			
イ	学習指導の方法			
(10)	読書活動と学校図書館			102
ア	読書活動	イ	学校図書館の機能と利活用	
(11)	部活動の指導			107
ア	部活動の意義と留意点	イ	学校部活動の実践に向けて	
ウ	学校部活動の地域連携について			

Ⅲ マネジメント力を向上させるために

1	教育公務員としてのセルフマネジメント力の向上	110
(1)	教育公務員として	110
(2)	高知県の求める教員像	111
(3)	教職員の服務・職務	112
ア	教職員の服務	イ 教職員の職務
(4)	教員と研修	115
ア	研修の目的	イ 研修の分類
2	チーム力を高める組織マネジメント力の育成	117
(1)	学校組織	117
ア	組織成立の3要素	イ 学校組織の特徴

(2) 組織マネジメントの必要性	118
ア 良い組織であるための二つの条件	イ 組織マネジメントとは
(3) 学校事務	121
Ⅳ 本県の教育をより充実させるために	
1 一人一人が大切にされる人権教育	123
(1) 人権教育とは	123
ア 人権教育の推進のために ～教職員としての認識～	
イ 高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）	
ウ 人権教育指導資料（学校教育編）『Let's feel じんけん ～気づきから行動へ～』	
(2) 教育課程への人権教育の位置付け	125
ア 各教科等との関連	イ 道徳教育との関連
ウ 特別活動との関連	エ 総合的な学習（探究）の時間との関連
(3) 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組	127
2 夢と志を育むキャリア教育	128
(1) キャリア教育	128
ア キャリア教育の基本的な考え方	イ キャリア教育の進め方
ウ 学習指導要領とキャリア教育	
(2) 進路指導	133
ア 進路指導とは	イ 進路指導とキャリア教育との関係
ウ 進路指導の諸活動	
3 体育・健康に関する教育	135
(1) 体力の向上に関する指導	135
ア 基本的な考え方	イ 体力向上に向けた取組
(2) 学校安全	137
ア 学校安全の定義	イ 安全教育
ウ 安全管理	
エ 安全教育全体計画・学校安全計画及び危機管理マニュアル	
オ 心のケア	カ 地域との連携
(3) 学校保健	141
ア 学校保健の領域・内容	イ 学校保健計画の作成
ウ 学校保健活動の意義と考え方	エ 保健室の機能と役割
(4) 学校における食育の推進	145
ア 基本的な考え方	
イ 食に関する指導の進め方及び食に関する指導を進めるためのチェックリスト	
4 学校と地域の連携・協働と学校間の連携	147
(1) 学校と地域の連携・協働	147
ア 推進の背景	イ 具体的な取組
(2) 学校段階等間の連携・接続	149
ア 保幼小の連携・接続	イ 小・中・高の連携・接続
5 子どもたちの命を守る防災教育	155
(1) 高知県における防災教育	155
ア 高知県の現状	イ 「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の推進
(2) 学校防災マニュアル	158
☆ 研修関連資料掲載一覧	160

I 高知県の教育概況

1 風土と教育

私たちは、高知県の教育公務員として、県内で育つ子どもたちの教育に携わる立場にあります。子どもたちが、自分の郷土に愛着と誇りを感じるとともに、夢と希望をもって健やかに成長していけるよう、その支援に努めなければなりません。そのためには、高知県の教育概況を把握しておく必要があります。

(1) 高知県の自然と歴史

豊かな森林と青い海の国、高知県は、その恵まれた自然環境が調和し、豊かで変化に富んだ風土がつくられています。

北は四国山地で愛媛県、徳島県に接し、南は太平洋に面して扇状に突き出しています。面積は約 7,102 km²で、四国四県で一番広く、全国では 18 番目に広い面積を有しています。森林率は約 84%で、全国 1 位の割合となっています。人口は昨年同月比で 10,704 人減少し、653,741 人（令和 7 年 1 月 1 日現在の推計人口）です。県人口の 5 割弱が高知市に集中しています。

温暖多湿な気候のため、足摺岬や室戸岬では、アコウ、ビロウなどの亜熱帯植物が自生しています。高知平野では、古くから野菜のハウス栽培が行われ、園芸王国として、また、早場米の産地として知られています。

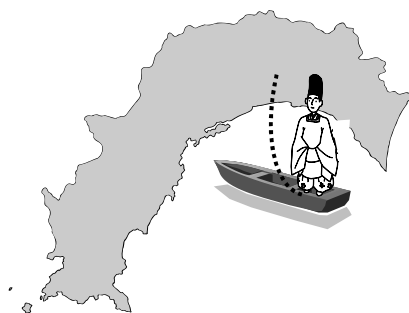
太平洋に臨む海岸線は長く、西部はリアス海岸、東部は隆起海岸で平坦な砂浜が続いています。このような複雑な地形、温暖な気候、そしてたびたび訪れる台風の猛威などの自然が、高知県（土佐）特有の風土をつくりあげています。

「とさ」の呼称は、古くは国産みの神話のなかで、土佐国建依別（とさのくにたけよりわけ）と呼ばれ、雄々しい国とされています。承平 4 年（934 年）紀貫之が土佐国守の任期を終え、帰京するまでを記した「土佐日記」により、土佐の名が全国に知られるようになりました。

戦国時代には土佐の七雄が並び立ちましたが、長宗我部氏が土佐を統一、その後関ヶ原の合戦で西軍に味方した長宗我部氏に代わって、慶長 6 年（1601 年）山内一豊が土佐の国主として入国しました。

幕末には、山内容堂、後藤象二郎らの先覚者、坂本龍馬、中岡慎太郎ら多くの志士を出し、明治維新後には板垣退助などが自由民権運動を起こし、「自由は土佐の山間より」とうたわれるようになりました。また、浜口雄幸などの政治家、中江兆民、幸徳秋水などの思想家、岩崎弥太郎などの実業家、牧野富太郎、寺田寅彦などの学者と、数多くの偉人を輩出しました。

伝統工芸品も多数あり、江戸時代末期からの始まりとされるサンゴ加工品は、「サンゴと言えば土佐」といわれるくらいの特産品として定着しています。また、約千年の歴史を誇る土佐和紙、長宗我部時代からの土佐打刃物、そして、土佐漆喰、土佐瓦、土佐硯、尾戸焼、内原野焼、フラフなどは、土佐の伝統を今に伝えています。



(2) 高知県の学校教育の現状

ア 学校数、児童生徒数、教職員数等

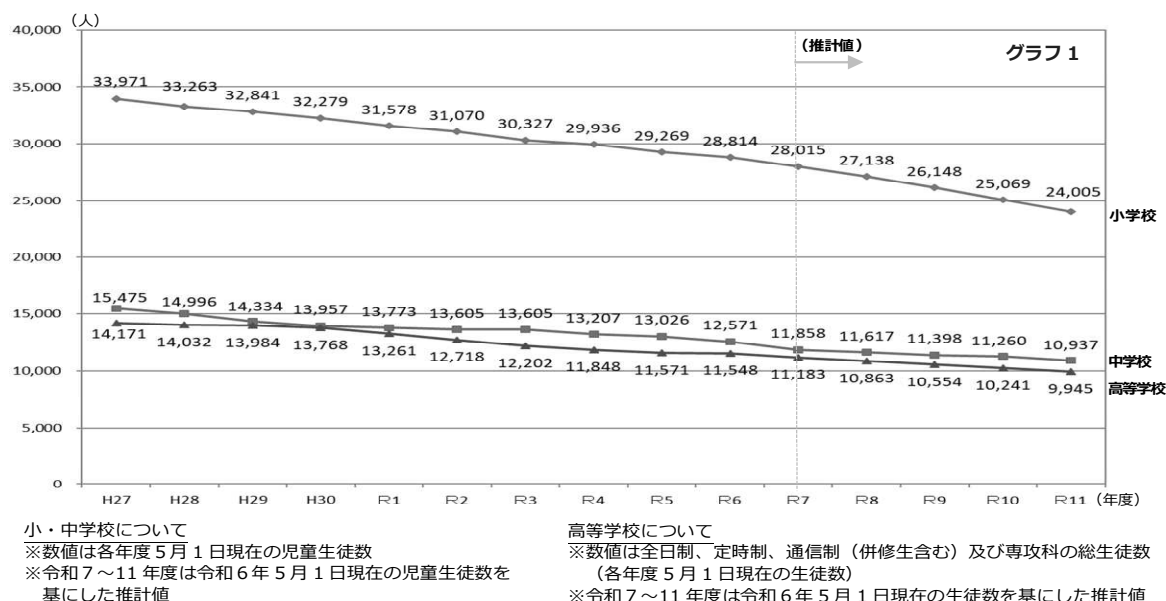
高知県には、34 の市町村教育委員会と 1 つの学校組合教育委員会（令和 6 年 4 月 1 日現在）があります。グラフ 1 は公立小・中・高等学校の児童生徒数を、グラフ 2 は公立学校数を示しています。児童生徒数の減少に伴い学校の統廃合が進んでおり、公立小・中学校（義務教育学校含む）の数は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間で 34 校減少しています。

県立高等学校については、「学校のさらなる魅力化・特色化」、「個別最適・協働的な学びの一体的な充実とデジタル教育の推進」、「多様な学びのニーズへの対応」、「入試制度及び入学定員の見直し」等といった今後の学校の在り方や方向性を示した「県立高等学校振興再編計画」を令和 7 年 3 月末に策定予定であり、この計画に基づく各取組を着実に進めていきます。

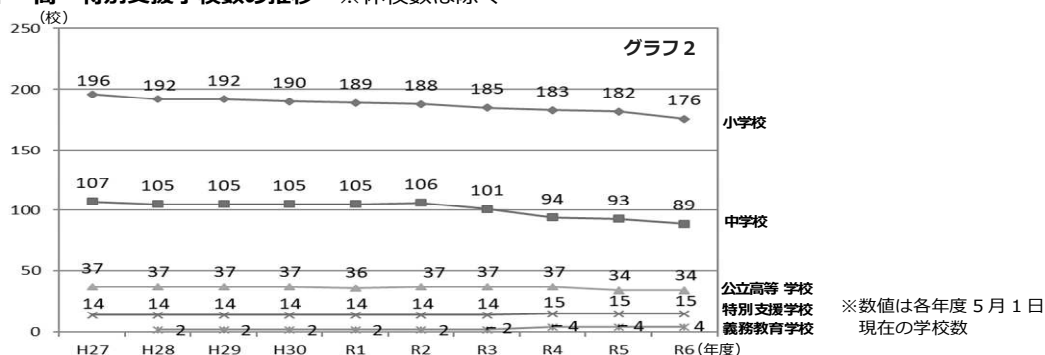
児童生徒数がさらに減少していく中で、それぞれの地域の実情も踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、学校、市町村、産業界など地域が一体となって小規模校が抱える課題を克服していくことなどがが必要です。また、生まれ育った地域や高知県の魅力を若い段階からも知ってもらうため、地域への理解と愛着を育むキャリア教育等の推進が一層重要となっています。

■ 公立小・中・高等学校の児童生徒数の推移

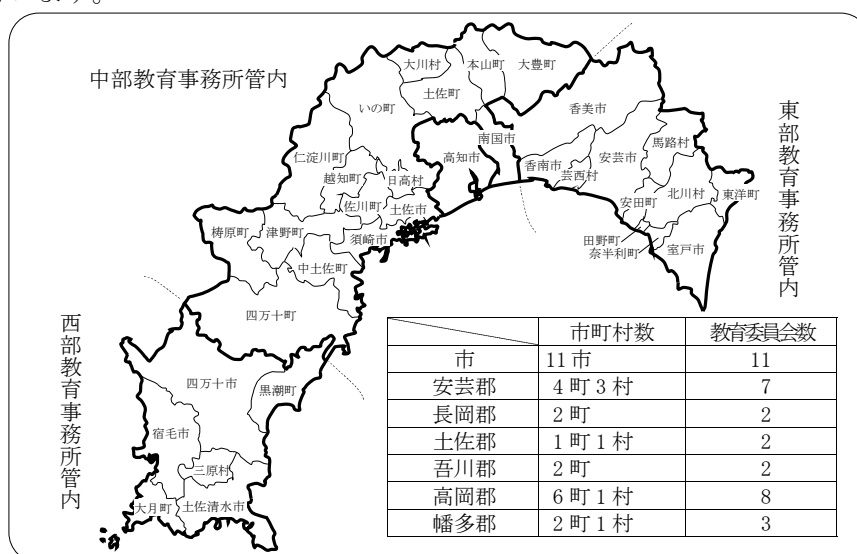
県小中学校課・高等学校課・特別支援教育課調査



■ 公立小・中・高・特別支援学校数の推移 ※休校数は除く



また、教育行政区分は、東部、中部、西部の3つの教育事務所と中核市としての高知市に分かれています。



中山間地域の多い高知県では、へき地学校・複式学級が多いことが学校教育の特徴の一つです。令和6年5月1日現在、児童生徒が通学している公立小・中学校の約16%にあたる43校がへき地学校です。複式学級のある学校は84校で、全体の約31.2%にあたります。

なお、「へき地学校」とは、「へき地教育振興法」によって、へき地指定を受けている学校で、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地域に存在し、各都道府県の条例によって指定された小・中・義務教育学校」を指します。へき地学校指定校は、1級から5級までの級別があり、5級の学校が最もへき地度が高くなっています。

教職員数は表1のとおりです。本県では、教職員の退職等に伴い、採用者数が増加しており、その中で若年教員の資質・指導力の向上が急務となっています。

表1 校種別教職員数

	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校		特別支援 学校
						全日制 定時制	通信制	
計	342	393	3,277	2,108	88	2,251	48	888
国立	8	—	37	25	—	—	—	32
公立	49	163	3,206	1,866	88	1,782	29	836
私立	285	230	34	217	—	469	19	20

※上の表は、令和6年度学校基本調査速報値（高知県分）（調査期日：令和6年5月1日現在）より作成

<参考・引用文献>

第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画及び概要版

高知県、高知県教育委員会 Web サイト

令和6年度学校基本調査速報値（高知県分）、国土地理院 Web サイト

イ 児童生徒の学力、体力の状況、生徒指導上の諸課題

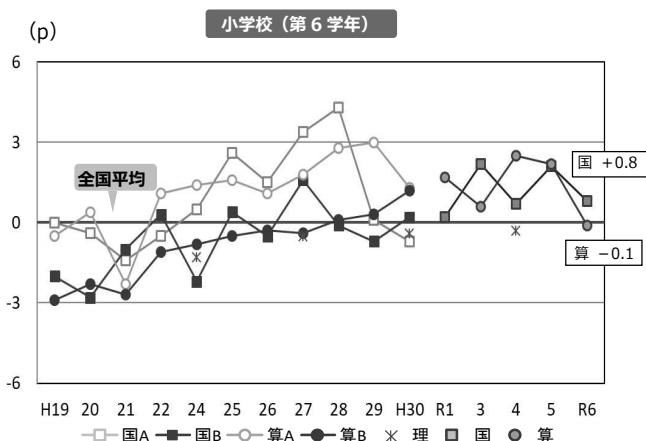
(7) 小・中学校の学力

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校の学力の状況を本県と全国の平均正答率との差（教科、問題別）でみると、小学校は、国語は全国平均以上となっていますが、算数は全国平均を下回りました。中学校は、国語・数学ともに全国平均に達していません。

また、全国のD層にあたる高知県の児童生徒の割合について、小学校の国語は、全国を1.1ポイント下回り、算数は、0.4ポイント上回りました。前回調査と比較すると、国語は、1.1ポイント、算数は、2.9ポイント増加しました。中学校国語は、全国を1.6ポイント、数学は、全国を1.0ポイント上回りました。前回調査と比較すると、国語は、0.5ポイント増加し、数学は、0.5ポイント減少しました。

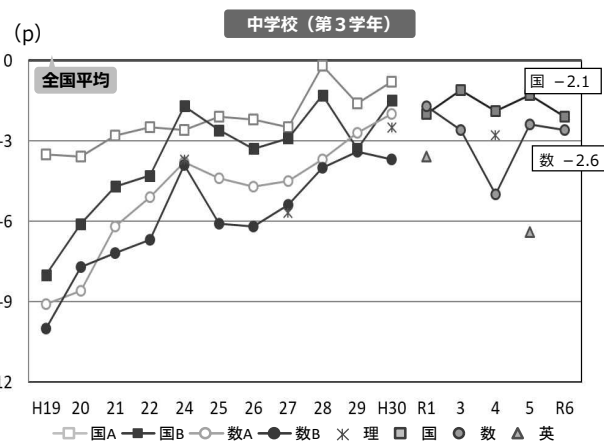
■全国学力・学習状況調査結果（H19～R6年度）

◇本県と全国の平均正答率の差（教科、問題別）



<測定指標>

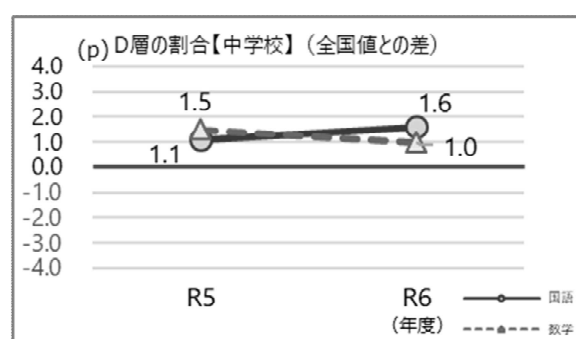
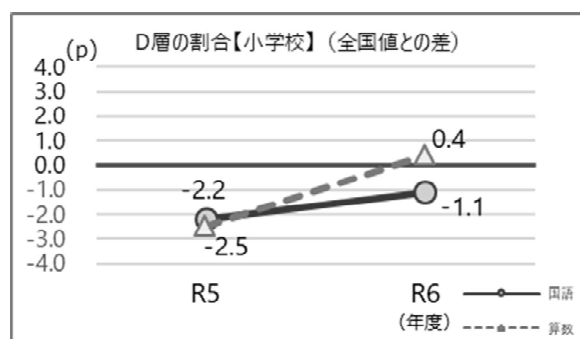
- 小学校の学力は全国平均を継続的に1ポイント以上上回る。中学校の学力は全国平均に引き上げる。



※平成22・24年度は抽出調査、平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施
※令和元年度からは、A問題（主として「知識」に関する問題）とB問題（主として「活用」に関する問題）を一体的に問う調査に変更

■全国学力・学習状況調査結果（R5，R6年度）

◇D層の児童生徒の割合



【義務教育段階】

※全国学力・学習状況調査では、文部科学省が児童生徒を正答数の大きい順に整理し、人数比率により25%刻みで4つの層を行っている。（上位からA層、B層、C層、D層）それに本県の児童生徒の状況を当てはめて、D層の割合を示している。

(イ) 高等学校の学力

令和6年度高校2年（最終回）の検査の結果は、令和5年度と比較して、C層以上の生徒の割合が5.4ポイント増加し、目標の65%以上を達成することができました。

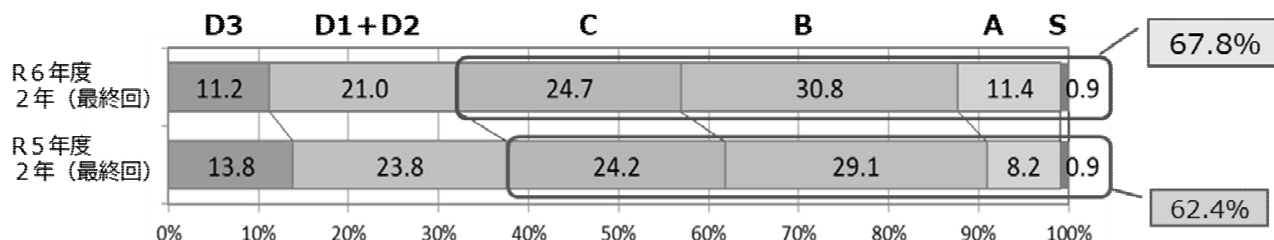
S層以上は昨年度と同様の割合でしたが、A、B、C層はそれぞれ増加しました。

■ 学力定着把握検査結果

（対象：全日制・多部制昼間部の全県立高等学校の生徒）

<測定指標>

● 学力定着把握検査（高校2年）におけるC層以上の生徒の割合を65%以上とする。



【高等学校段階】

※ 学力定着把握検査の評価尺度では、学習到達ゾーンとして上位からS層、A層、B層、C層、D層と区分されている。その中でC層は基本的な問題に取り組むのに必要な知識が身につけているとされる。

(ウ) 児童生徒の体力・運動能力の状況

小・中学校の体力・運動能力については、平成20年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、男女ともに全国最低水準でしたが、その後は改善傾向にあります。

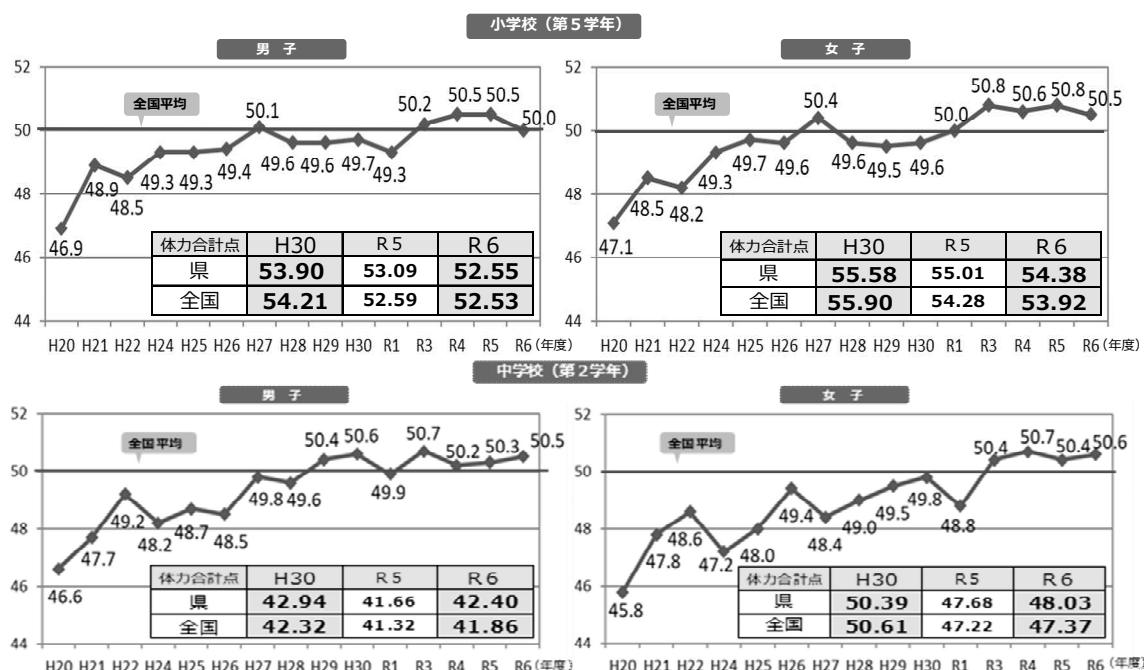
令和6年度の本県の体力合計点は、令和3～5年度に引き続き、小・中学校男女ともに全国平均を上回っていますが、コロナ禍前のピークであった平成30年度の水準には中学校男子以外は戻っていません。また、前回調査の本県の結果と比較すると、中学校男女はやや上回り、小学校男女はやや下回っています。

■ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（H20～R6年度）

◇ 体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移

<測定指標>

● 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校5年、中学校2年）において、小・中学校の体力合計点は、継続的に全国平均を上回る。平成30年度の全国平均値まで改善させる。



※平成23年度は東日本大震災の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国調査未実施

※数値 表：体力合計点 グラフ：T得点（全国平均＝50）

(I) 生徒指導上の諸課題等の状況

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、県の小・中・高・特別支援学校（国公立）のいじめの解消率は77.8%で、前年度より1.8ポイント増加しており、令和2年度から増加傾向にあります。また、全国平均を0.3ポイント上回る結果となっています。

さらに、県の小・中・高等学校（国公立）の県の1,000人当たりの暴力行為の発生件数は4.4件で、前年度より0.2件減少しています。また、前年度より大きく減少した令和4年度に引き続き、令和5年度も全国平均（8.7件）を下回る結果となりました。

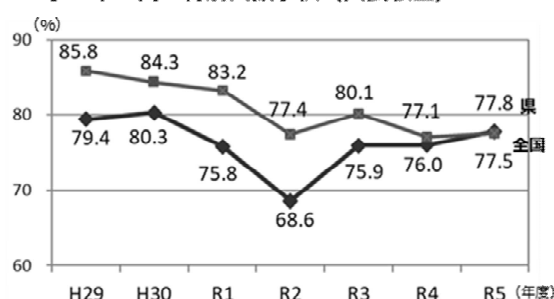
■ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H29～R5年度）

<測定指標>

● 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、生徒指導上の諸課題（いじめ、暴力行為）の状況を改善させる。

◇ いじめの解消率

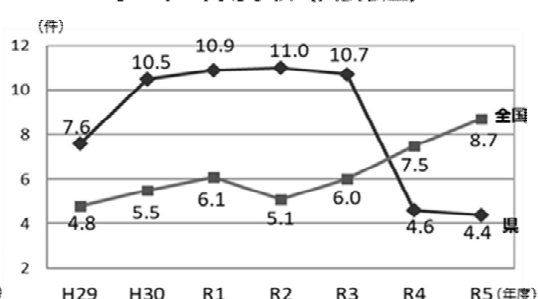
小・中・高・特別支援学校（国公立）



◇ 暴力行為

※数値は1,000人当たりの発生件数（件）

小・中・高等学校（国公立）



令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、県の新規不登校児童生徒数について、小学校は10.8人（前年度より3.3人増）、中学校は24.9人（前年度より0.9人増）、高等学校は11.1人（前年度より1.6人増）という結果となりました。なお、全校種ともに県の新規不登校児童生徒数は、令和5年度は前年度より増加しましたが、中高は、全国平均を下回る結果となりました。

■ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（H29～R5年度）

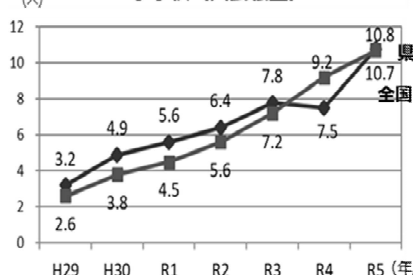
<測定指標>

● 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、不登校について、1,000人当たりの新規不登校児童生徒数を全国平均以下を維持する。

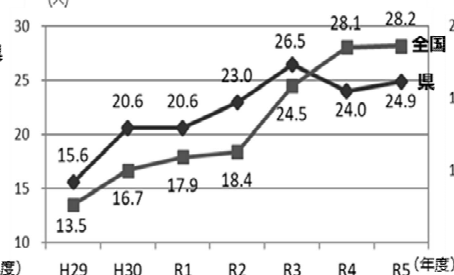
◇ 新規不登校児童生徒数

※数値は1,000人当たりの児童生徒数（人）

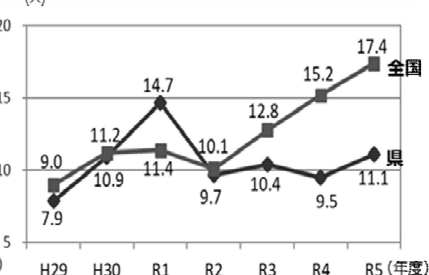
小学校（国公立）



中学校（国公立）



高等学校（国公立）



※ R5（国公立）＜参考値＞1,000人当たりの不登校児童生徒数：小学校：19.5人（21.4人）、中学校：61.8人（67.1人）、高等学校：15.9人（23.5人） ※（ ）内は全国

(3) 子どもたちを取り巻く多様な環境

子どもたち一人一人が多様であるように、子どもたちを取り巻く環境も人それぞれ多様で複雑です。

例えば、国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和3年の日本の子どもの貧困率は11.5%（新基準）であり、前回調査（H30）の14.0%（新基準適用）から比べると率は下がりましたが、依然厳しい状況に変わりはありません。

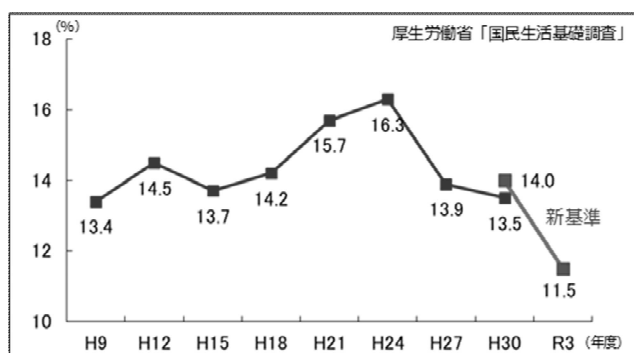
生活保護被保護率や、就学援助率、ひとり親世帯比率等が全国平均を大きく上回る本県では、家庭が厳しい経済状況にある子どもの割合はさらに高いことが推測されます。こうした子どもたちの貧困は、世代間の連鎖を通じて、子どもたちの将来への夢や希望を奪うことにもつながりかねない問題です。そうした中、一定数の子どもたちが、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下なども背景に、学力の未定着や虐待、非行などといった困難な状況にあります。

このため、本県では、令和2年3月に策定した「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないように、保護者への生活・就労面での支援や子どもの学びの場・居場所の確保など、子どもの発達や成長の段階に応じた支援策を強化してきました。

また、令和4年に実施した県ヤングケアラー実態調査によると、県内の中高生のうち、ヤングケアラーの可能性が高いと思われる子どもは一定数存在し、多くが相談につながっていないことが明らかになりました。ヤングケアラーの家庭では、経済状況や家族の介護の状況など複合的な課題を有する傾向にあるため、ヤングケアラーに関する認知度の向上や市町村や地域の支援機関などの多職種が連携した支援体制の充実などに取り組んでいます。

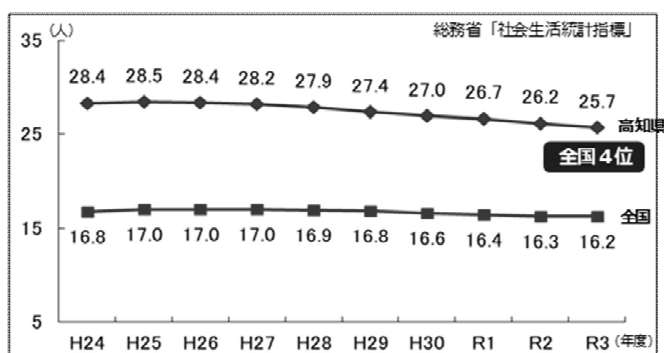
さらに、多様な環境にある子どもたちへの支援に関しては、「こども基本法（令和4年法律第77号）」を踏まえ、本県では、「高知家の子どもの貧困対策推進計画」、「高知家の少子化対策総合プラン」、「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」などを包含した一体的な計画として、「高知県こども計画」を令和7年3月に策定しました。この計画では、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる高知県～豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長できる高知家～」の理念の実現を目指し、令和7～11年度の5年間計画で取組を進めていきます。

■子どもの貧困率*の推移（全国平均）

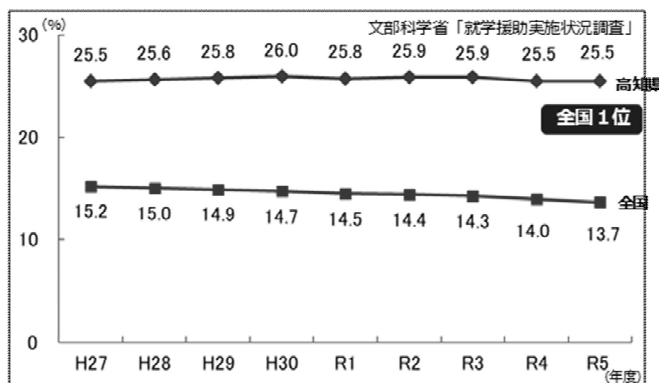


*子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合。新基準は、可処分所得の算出に際して、企業年金掛金や仕送り、自動車税等が支出に加えられている。

■生活保護被保護実人員（人口1,000人当たり）の推移

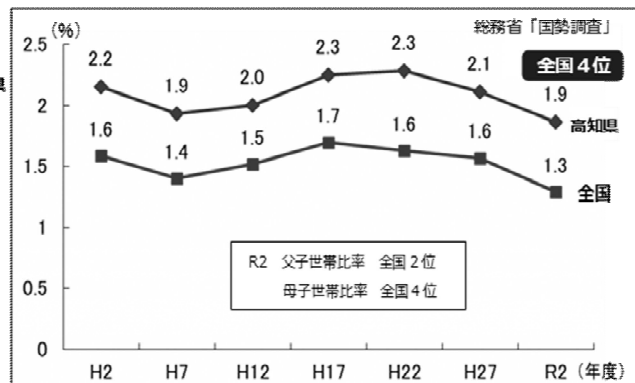


■就学援助率*の推移



*就学援助率＝要保護・準要保護児童生徒数合計／公立小中学校児童生徒総数

■ひとり親世帯比率*の推移



*ひとり親世帯比率＝ひとり親世帯数／総世帯数

(4) 人口減少問題

令和2年の日本全体の人口は、国勢調査（総務省）結果によると、約1億2,614万6千人で、前回調査（平成27年）に比べ94万9千人減少しており、平成20年をピークに減少局面に入っています。この人口減少の加速化の背景として、少子高齢化が要因として挙げられています。また、地方における人口減少と高齢化の進展は顕著であり、令和32年には、65歳以上の人口の割合は、首都圏で30%台であるのに対し、地方では40%（本県は45.6%）を超えると予測されています。このような地方における人口減少と高齢化の進展の結果として、地域経済・産業の担い手不足、コミュニティ維持の困難など、課題の深刻化が懸念されています。

本県の人口は、国勢調査によると、昭和30年の88万3千人をピークに減少を始め、令和2年には69万2千人となっています。（令和7年1月1日時点は約65万4千人：高知県の推計人口月報 高知県産業振興推進部 統計分析課より）

また、人口動態統計（厚生労働省）の結果によると、令和5年に県内で産まれた子どもの数は3,380人で、前年より341人減少しました。あわせて、出生と死亡との差である自然減数は8,058人で、過去最大の減少となりました。

さらに、転出が転入を上回る人口の社会減は、平成22年以降の人口移動の状況を年齢階級別に見ると、県外への転出超過の多くを15歳～19歳と20歳～24歳の年齢が占めており、高等学校や大学等を卒業して進学、就職する際の県外転出の影響が大きいものと考えられます。

こうした中で本県では、「いきいきと仕事ができる高知」、「いきいきと生活ができる高知」、「安全・安心な高知」を目指すべき3つの高知県像とし、4、5年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかけ、概ね10年後には現在の水準まで回復させることを目指して、本県の人口減少対策のマスタープランとなる「高知県元気な未来創造戦略」を策定（令和6年3月）しました。目指す姿を「将来を担う若者が、地域地域で魅力のある仕事に就き、いきいきと住み続けられる元気な高知県」とし、若者にとって魅力のある仕事の確保、出会いの機会の拡充、子育て支援の充実といった幅広い施策を総合的に展開しています。

また、特に、若年人口の減少が先行して進む中山間地域においては、「高知県中山間地域再興ビジョン」を策定し、少子化対策と一体となった中山間対策を市町村、事業者も含めたオール高知で推進しています。

(5) デジタル化の進展

デジタル技術の進展は、A I・5 G・クラウド技術など加速度を増しており、生活や仕事等あらゆる場面・分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうしたデジタル技術の活用により、地域、年齢、性別、言語等に関わらず、一人一人の多様な状況やニーズに応じたきめ細かな対応が可能となります。また、生成A Iによって様々なコンテンツが生み出されるなど、デジタル技術の活用によって新たな価値の創出にもつながっています。

進化したデジタル技術の活用によって、生活がよりよく変わる「デジタルトランスフォーメーション（D X）」の実現を目指し、行政・民間など様々な立場で取組が進められています。県としても「第2期高知県デジタル化推進計画」（計画期間：令和6～9年度）に基づき、「デジタル化の恩恵により、暮らしや働き方が一変する社会」を目指して、生活、産業、行政の各分野でデジタル化に取り組んでいます。

この流れは、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる場所である学校・教育においても例外ではなく、むしろ社会に羽ばたく子どもたちが予測困難な未来社会を自主的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育めるよう、学校や教育こそ、デジタル技術を活用して、授業や学習、支援の充実に向けて変化をしていく必要があります。

その環境・体制等の整備として、国の進める「G I G Aスクール構想」に基づき、本県においても小・中学校、高等学校、特別支援学校等の児童生徒1人1台タブレット端末の整備が令和3年度に完了しました。今後は、さらにこの1人1台タブレット端末等のI C T機器を活用して、個別最適・協働的な学習や指導を実現させていくことが必要となります。また、地理的条件に関わらず教育機会を確保したり、不登校の兆し等の早期把握や不登校児童生徒の多様な教育機会の確保につなげたりするなど、デジタル技術を活用し、多様な状況にある子どもたちに寄り添った教育や支援を展開していくことが必要となります。あわせて、デジタル化による業務の効率化を学校においても展開させ、負担軽減等を通じて教職員の「働き方改革」を推進し、本来業務である「子どもと向き合う時間」の確保につなげていかなければなりません。

「超スマート社会(Society5.0)」と言われる中で、子どもたちに必要な資質・能力を育成していくことにも学校・教育は取り組まなければなりません。例えば、前述した生成A Iについては、様々な活用のメリットが挙げられる一方、子どもたちがA Iの回答を鵜呑みにするのではないかなど、懸念も指摘されており、国も、令和5年7月に「初等中等教育段階における生成A Iの利用に関する暫定的なガイドライン」が示されました。また、令和6年12月には、学校現場における生成A Iの適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、生成A Iの概要や基本的な考え方、場面や主体に応じて押さえておくべきポイントなどをまとめた、このガイドラインのVer. 2.0が公表されました。こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、「情報活用能力」といった、デジタル技術を成果の向上や課題解決のための手段として主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められています。



高知県教育委員会 YouTube「おじい！少年かつおと学が高知家の教育ーデジタル化ー」
本県のデジタル技術を活用した教育を、動画で紹介しています。

2 教育の方向性

(1) 第3期教育等の振興に関する施策の大綱／第4期高知県教育振興基本計画

第3期教育等の振興に関する施策の大綱（以下「第3期大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第1条の3第1項の規定に基づき、知事が、本県の教育、学術及び文化の振興に関する基本理念や基本目標と、それらを実現するための総合的な施策等について、知事と教育委員会で構成する高知県総合教育会議で協議を行ったうえで定めたものです。

また、第4期高知県教育振興基本計画（以下「第4期基本計画」という。）は、「教育基本法（平成18年法律第120号）」第17条第2項の規定に基づき、高知県教育委員会が、所管する施策の具体的な事業・取組等を定めたものです。（第3期大綱及び第4期基本計画期間：令和6年度から令和9年度までの4年間）

本県では、この第3期大綱及び第4期基本計画に基づく施策を展開していくことで、「目指す人間像（基本理念）」を総合的に実現し、「個人と社会のウェルビーイング」にもつなげることを目指した高知県の教育を、「きらっと いきいき あったかい『高知家』の教育」という言葉で表すことにしました。この「きらっと」の意味するところは、それぞれの個性を磨き輝かせる。「いきいき」は、夢や志を立てて、それに向けて挑戦をしていく。そして「あったかい」は、多様性や包摂性を尊重する。そういったことを表しています。

第3期大綱及び第4期基本計画のもと、「きらっと いきいき あったかい『高知家』の教育」を目指して、様々な政策・施策等を実行していきます。

なお、第3期大綱及び第4期基本計画に基づく本県の特徴ある教育施策や学校の取組、幼児教育の大切さ、教職の魅力などを、高知県教育委員会 YouTube チャンネル「とさまなチャンネル」で発信していますので、ぜひご覧ください。



大綱・基本計画 HP

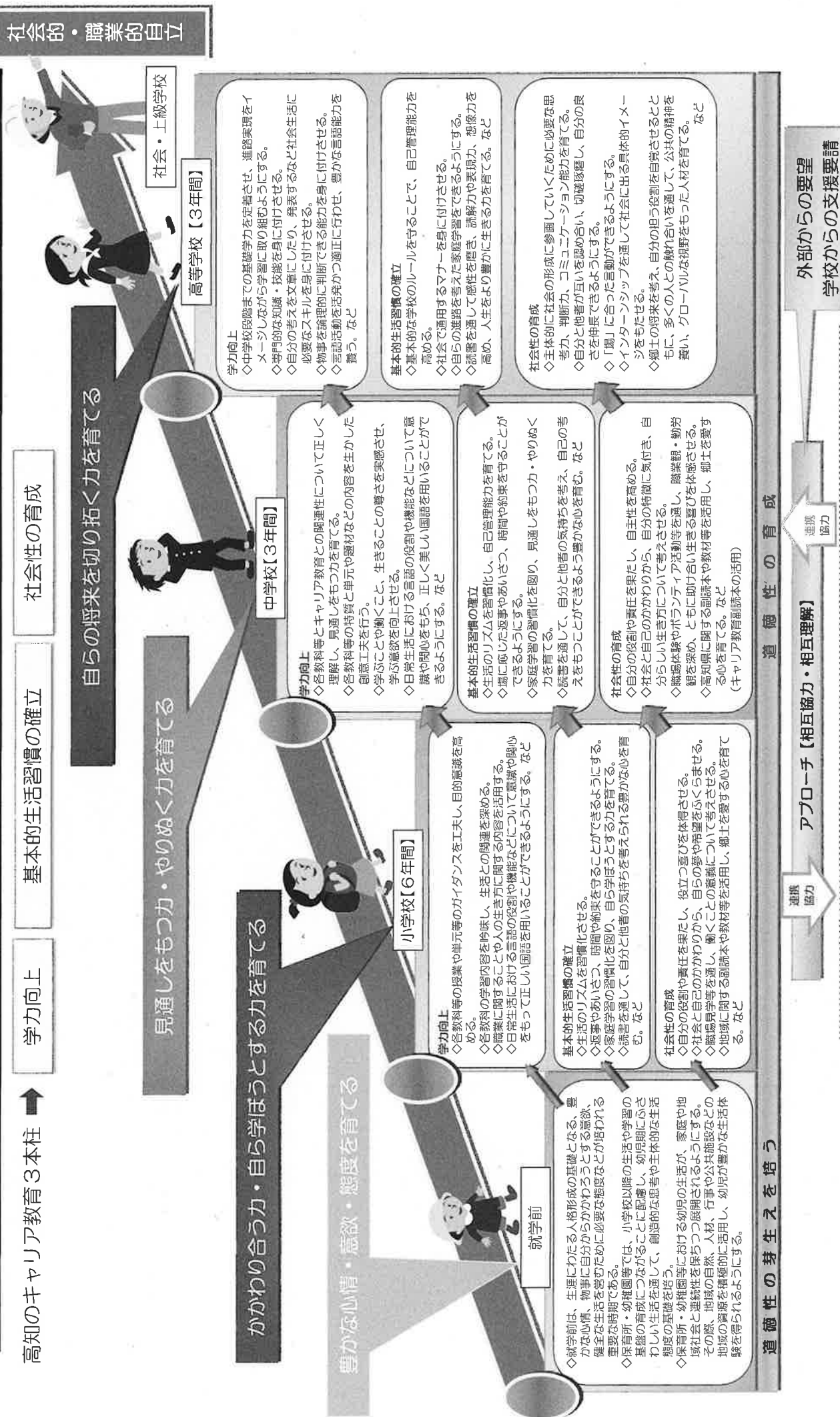


とさまなチャンネル

目指す人間像（基本理念）を実現するための3つの基本目標と4つの基本方針	
目指す人間像（基本理念） ◆ 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく人 ◆ 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人 ◆ 多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人	 目指す人間像（基本理念）を実現することで、個人が持続的に幸せを感じ、また、地域や社会もよい状態が続く「ウェルビーイング（Well-being）」の実現にもつながる。
目指す人間像を実現するための基本目標	
基本目標 1 確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開 社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育む。	
基本目標 2 健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着 生涯にわたって、たくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を育む。	
基本目標 3 豊かな心の育成と、多様性・包摂性を尊重する教育の推進 社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、自尊感情、夢や志、他者への思いやりや人権意識、規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育む。また、「不登校」については、決して問題行動ではないことを前提として、「魅力ある学校づくり」「早期発見・早期支援」「多様な教育機会の確保」による支援を行う。	
基本方針 I 「高知家」の全ての子どもたちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進 基本方針 II 「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進 基本方針 III 「高知家」の誰もが、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進 基本方針 IV 「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備	> 各基本方針に位置付けられる 政策・施策 取組・事業 ※各取組・事業が位置付けられるのは、高知県教育振興基本計画のみ

第3期教育等の振興に関する施策の大綱／第4期高知県教育振興基本計画 概要版より

高知のキャリア教育構想図 「発達段階に応じ、就学前・小・中・高が連携してすすめる高知のキャリア教育」



Ⅱ 実践的指導力を 身に付けるために

1 児童生徒理解

～児童生徒を指導・援助していくために～

充実した楽しい学校生活を通して、すべての児童生徒が健やかに成長を遂げることは、私たち教職員の切なる願いです。そのためには、児童生徒が自己実現できるように指導・援助していく生徒指導の充実が不可欠となります。

生徒指導を行っていくためには、児童生徒理解を基盤とした日ごろの人間的な触れ合いを通して児童生徒と教員の信頼関係を構築していくことが必要です。そのためには、すべての教職員が教育相談の理論や技法を身に付け、指導・援助していくことが求められます。

(1) 児童生徒を多面的・総合的に理解するために

ア 生徒指導の基礎

(7) 生徒指導とは

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、すべての児童生徒に対して、教育課程の内外を問わず、学校が提供するすべての教育活動を通じて行うものです。

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

高知県では、不登校・いじめ等の生徒指導上の諸課題に対する取組が喫緊の課題として取り上げられ、生徒指導の充実強化が求められています。生徒指導と言うと、課題が起き始めたことを認知したらすぐに対応する（即応的）、あるいは、困難な課題に対して組織的に粘り強く取り組む（継続的）というイメージが今も根強く残っています。しかし、いじめの重大事態や暴力行為の増加、自殺の増加などの喫緊の課題に対して、起きてからどう対応するかという以上に、どうすれば起きないようにするのかという点に注力することが大切です。

(イ) 生徒指導の目指すところ

学校では、生徒指導が必要な事案が日々様々起こります。どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも、いじめや不登校等は起こりうることで、それに対する対処はもちろん必要です。しかし、すべての子どもたちの個性の伸長を図り、社会的資質や行動力を高めるためには、生徒指導上の諸課題や不登校等に対する対処的な指導だけでなく、子どもたちの自尊感情や自己肯定感、自己有用感等を育み、子どもが自らのよいところを伸ばし、もっている力を引き出すことができる働きかけが必要です。このような指導の充実、生徒指導が本来目指す目的を達成し、結果としていじめや暴力行為が起こりにくい、新たな不登校を生み出しにくい学校づくりにつながると考えられます。

(ウ) 生徒指導の実践上の視点

これからの児童生徒は、少子高齢化社会の出現、災害や感染症等の不測の社会的危機との遭遇など、予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応していかなければなりません。

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切です。

以下に、その際に留意する実践上の視点を示します。

a 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開されます。集団に個が埋没してしまわないように、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことも極めて重要です。

b 共感的な人間関係の育成

学級経営・ホームルーム経営の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれます。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となります。

c 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。

d 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援のもとで、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

イ 児童生徒理解を基盤とした生徒指導

(7) 児童生徒理解

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解です。しかし、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しいことです。また、授業や部活動などで、日常的に児童生徒に接していても、児童生徒の感情の動きや児童生徒相互の人間関係を把握することは容易ではありません。さらに、教職員の目の行き届かない仮想空間で、不特定多数の人と交流するなど、思春期の多感な時期にいる中高生の複雑な心理や人間関係の理解は困難を極めます。したがって、いじめや児童虐待の未然防止においては、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となります。

学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切です。

(イ) 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、図のように構造化することができます。

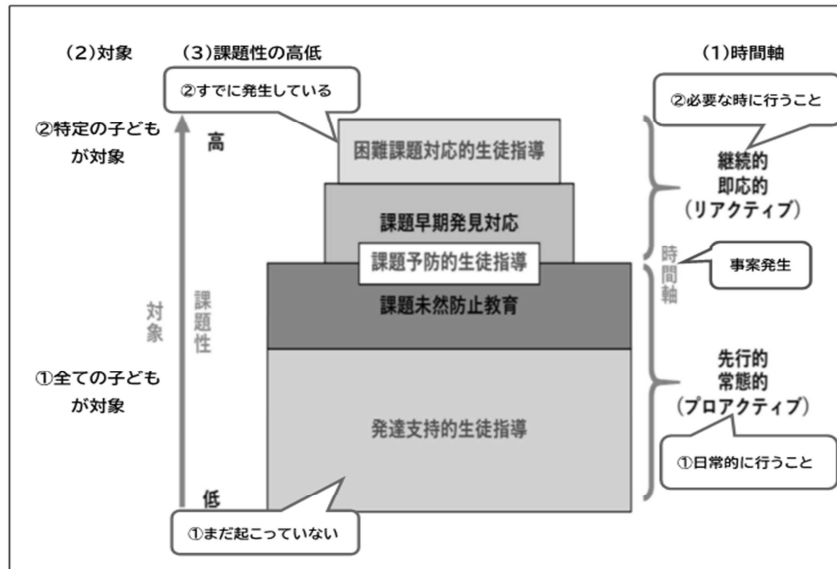


図1 重層的支援構造

(改訂版高知県生徒指導ハンドブック 令和6年3月)

a 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、すべての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外のすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。例えば、自己理解力やコミュニケーション力などを含む社会的資質・能力の育成など、教員だけではなくスクールカウンセラー等の協力も得ながら、日常的な教育活動を通して、すべての児童生徒の発達を支える働きかけを行います。

b 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育は、すべての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。

具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。

c 課題予防的生徒指導：課題早期発見対応

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。例えば、ある時期に成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じたりする児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応します。

d 困難課題対応的生徒指導

困難課題対応的生徒指導は、いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、スクールカウンセラー、

スクールソーシャルワーカー等)だけでなく、校外の教育委員会等、警察、病院、児童相談所、NPO 等の関係機関との連携・協働による課題対応を行います。困難課題対応の生徒指導においては、学級・ホームルーム担任による個別の支援や学校単独では対応が困難な場合に、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心にした校内連携型支援チームを編成したり、校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームを編成したりして対応します。

児童生徒の背景には、児童生徒の個人の性格や社会性、学習障害・注意欠陥多動性障害・自閉症などの発達障害といった個人的要因、児童虐待・家庭内暴力・家庭内の葛藤・経済的困難などの家庭的要因、また、友人間での人間関係に関する要因など、様々な要因が絡んでいます。学校として、このような課題の背景を十分に理解したうえで、課題に応じて管理職、生徒指導主事、生徒指導担当者、学級・ホームルーム担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家で構成される校内連携型支援チームや、関係機関等との連携・協働によるネットワーク型支援チームを編成して、計画的・組織的・継続的な指導・援助を行うことが求められます。

(ウ) 共感的な人間関係の育成

学級経営・ホームルーム経営では、教職員と児童生徒、児童生徒同士の生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に育てて行くのかということに焦点が置かれます。

「失敗を恐れない」、「間違いやできないことを笑わない」、むしろ、「なぜそう思ったのか」、「どうすればできるようになるのか」をみんなで考えることができる支持的で創造的な学級・ホームルームづくりが生徒指導の土台となります。そのためには、自分や友達の個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できる、相互扶助的で共感的な人間関係をいかに早期につくりあげるかが重要となります。

共感的な人間関係を育成する具体的な取組として、例えば次のようなものがあります。

- 児童生徒一人一人を受け入れ、児童生徒の人間性や個性を認めるようにする。
- たどたどしい発言でも言い終わるまで待ち、的外れな考えや意見でも熱心に聞く。
- 相互評価を取り入れ、お互いのよさを認め合うことができるようにする。
- 児童生徒の発言をつなげ、集団での学び合いとなるようにする。
- 問題行動を起こす児童生徒の背景に何があるのかを意識しながらかわる。

ウ 教育相談

(7) 教育相談の充実

中学校学習指導要領第5章第3の1の(3)では、生徒指導及び教育相談の充実を図るために、次のとおり示しています。

(3) 学級活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

学級は、学校における生徒指導を進めるための基礎的な場であり、そこでは、生徒の発達の段階に即して、基本的な生活習慣の確立に関わる日常的な指導とともに、学校生活への適応や豊かな人間関係の形成、学習への主体的な取組や進路の選択など、生徒が当面する諸課題への対応や健全な生活態度の育成に資する活動についての指導が意図的・計画的に行われる場でもある。さらに、道徳性の育成、心身の健康・安全や食に関する指導、教育相談などが積極的かつ計画的に行われることにより、学校

の教育活動全体を通じて行われる生徒指導が深められる場であると言える。

このように学級という場は、学校生活の基盤としての役割をもっている。それゆえ、教師は、学年や学校全体の協力体制の下に意図的・計画的に学級経営を進め、生徒が心理的に安定して帰属できる学級づくりに心掛けることが大切である。

学級活動の指導において、生徒指導の機能が十分に生かされることが大切である。また、集団場面の学習成果が個別に生かされて生徒一人一人のものとなるためには、個別指導の中心的なものである教育相談が十分に行われることが必要であり、生徒の家庭との密接な連絡の下に行われることによってその効果も一層高まることになる。

このような生徒指導及び教育相談が十分に行われるようにするためには、指導計画を整備し年間を通して計画的に実施することが大切である。

「中学校学習指導要領解説」〈特別活動編〉（文部科学省 平成 29 年 7 月）

教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要です。

(イ) 教育相談活動の全校的展開

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向にあります。

a 発達支持的教育相談

発達支持的教育相談とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動で、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言えます。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも重要です。例えば、特別活動では、「望ましい人間関係の形成」、「協働的な問題解決能力の育成」などを目的とする活動、教科学習においても、対人関係スキルや協働的な問題解決力を身に付けることのできる学びが実施されます。

b 課題予防的教育相談：課題未然防止教育

課題予防的教育相談は、大きく課題未然防止教育と課題早期発見対応の二つに分類できます。課題未然防止教育は、すべての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談です。例えば、すべての児童生徒を対象に、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、スクールカウンセラーの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任等を中心に実践する取組などが挙げられます。

c 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

課題早期発見対応は、ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談です。例えば、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合などを挙げることができます。

(a) 早期発見の方法

早期発見の場面	発見の視点	ポイント
日常の丁寧な関わりと観察	学業成績の変化 ・成績の急激な下降 ・特定の教科の成績の変化	危機的な状況にある子どもが適切にその状況を表現できない子どももいます。
日常の丁寧な関わりと観察	言動の変化 ・反抗的になる ・遅刻、早退が多くなる ・付き合う友達が変わる	子どものサインを待つだけでなく、教職員が積極的に子どものサインに気づこうとする姿勢が大切です。 日常の子どもとの関わりの中で、子どもの心身の変化を適切に把握するように教職員は努めていかなばなりません。
	身体に表れる変化 ・頭痛、下痢、頻尿、発熱	
	言動の変化 ・反抗的になる ・遅刻、早退が多くなる ・付き合う友達が変わる	
定期的な全員面接	・受容的、共感的に傾聴する ・児童生徒理解に努める	短い時間でよいので決まった時期に全員面接を行うことで、安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用します。
作品の活用	・日記 ・絵 ・作文	子どもの作品はその時の子どもの心理状態、自尊感情の有様、発達の課題等、さまざまな情報を含んでいます。 気になる作品があれば、写真等で記録に残し、「チームPro」で検討することが大事になってきます。
質問紙調査	・学校生活アンケート ・Q-U ・エゴグラム	日常の観察や面接などで見落とした子どものSOSを把握するために有効な方法です。観察等と組み合わせた質問紙調査を行うことでより深い児童生徒理解へつながります。

(改訂版高知県生徒指導ハンドブック 令和6年3月)

(b) 早期対応の方法

早期対応の方法としては、校内支援会（校内連携型支援チーム）を開催し検討を行う方法があります。校内支援会は教職員集団に専門家を入れて行います。校内支援会で検討することによって、児童生徒のリスク要因を多面的に探り、共通理解を図ることで意識的に複数の教職員で子どもを見守る体制ができます。

校内支援会にかける一定の基準を決めておくことで、早期発見早期対応のシステムが機能的に働くようになります。

d 困難課題対応的教育相談

困難課題対応的教育相談は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とします。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指します。

(ウ) チーム支援

a チーム支援について

複合的・重層的な課題を抱えた児童生徒に対しては、最適な指導・援助が行えるように、それぞれの分野の垣根を越えた包括的な支援体制をつくることが求められます。

担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がります。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠です。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出されます。

b チーム支援の形態

チームによる支援には、以下のような形態が考えられます。

【機動的連携型支援チーム】

児童生徒や保護者と連携しつつ、学級・ホームルーム担任とコーディネーター役の教職員が連携して、機動的に問題解決を行う。

【校内連携型支援チーム】

生徒指導主事（担当者）、教育相談コーディネーター、特別支援教育学校コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどがコーディネーターとなり、学年主任や関係する校務分掌主任などを加えて、課題早期発見対応の対象となる児童生徒のスクリーニングや困難課題対応的生徒指導などのために、校内の教職員の連携・協働に基づいて定期的にケース会議を開催し、継続的に支援を行う。

【ネットワーク型支援チーム】

学校、家庭と教育委員会、地域の関係機関等がそれぞれの役割や専門性を生かして連携・協働し、困難課題対応的生徒指導を継続的に行う。自殺、殺人、性被害、児童虐待、薬物乱用等、学校や地域に重大な混乱を招く危険性のある事態が発生した場合には、ネットワーク型緊急支援チームとして危機対応に当たる。

c スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携

スクールカウンセラーは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の最善の利益を保障するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、校長の指揮監督のもと、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見、支援・対応等を、教職員と連携して行うことが学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行（平成 29 年）により明記されています。

また、学校外にも、児童生徒の支援を目的に活動をしている団体や施設があります。県内の関係機関としては、高知県心の教育センター、市町村の教育研究所、教育支援センター、医療機関、児童自立支援施設、児童相談所、少年補導センター、民間施設やNPO等があり、それぞれの活動に関する情報を把握し、地域と協力して校外のネットワークを活かしたチーム支援を進めることも大切な視点です。

チームを組めば、そこには必ず守秘義務が発生します。立場の違う者同士がチームを組むとしても、チーム内での守秘義務が徹底されるならば、それぞれの立場における守秘義務を盾にしなければならないケースは減ると考えられます。したがって、チーム内での守秘義務の徹底は、良好な連携・協働を進めるための大前提と言えるでしょう。

特に、緊急性の高い事態が発生し、校内だけでは対応が難しい場合には、管理職を含めたケース会議を開き、外部機関との連携の可能性を探ります。中でも、児童虐待への対応は、虐待を受けた経験が、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼすことがあり得ることから、被害児童生徒の自立を支援することまでが目的となります。児童虐待を発見するうえで、日々児童生徒と接する教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所又は市町村（虐待対応担当課）に通告し、福祉や医療、司法などの関係機関と適切に連携して対応することが求められます。さらに、児童虐待と関係が深い要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ヤングケアラーなどについても留意し、児童虐待の未然防止に向けた取組を進めることも重要です。

<参考・引用文献>

- 「小学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）
- 「中学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）
- 「高等学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 30 年 7 月）
- 「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）
- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和 4 年 12 月）
- 「改訂版高知県生徒指導ハンドブック」（高知県教育委員会 令和 6 年 3 月）
- 「開発的・予防的な生徒指導実践事例集」（高知県教育委員会 平成 31 年 3 月）

(2) 特別な教育的支援が必要な子どもたちのために

ア 小中高等学校等における現状

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する保護者等の理解や認識の深まりとともに、特別支援学校だけでなく、小中高等学校等においても、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加しています。

令和4年12月に公表された文部科学省が行った「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果では、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、小中学校において推定値8.8%、高等学校においては推定値2.2%となっており、すべての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があることが明らかになりました。

一方、高知県教育委員会が実施している調査においても、小・中・義務教育学校において、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が在籍していることが明らかになっています。

特別支援教育の対象の概念図（高知県）			
		【義務教育段階】	【令和5年5月1日現在】
		義務教育段階の全児童生徒数 47,148人	
特別支援学校	公立15校、国立1校、私立1校		
	視覚障害	肢体不自由	
	聴覚障害	病弱・身体虚弱	0.87%
	知的障害		(410人)
小学校・中学校・義務教育学校			
公立小学校182校、公立中学校93校、義務教育学校4校			
私立小学校2校、私立中学校7校、国立小学校1校、国立中学校1校			
※休校除く			
			6.44%
			(3,038人)
特別支援学級		4.97%	
弱視	知的障害	病弱・身体虚弱	(2,344人)
	難聴	肢体不自由	
		言語障害	
		自閉症・情緒障害	
通常の学級			
通級による指導		言語障害 学習障害(LD)	0.60%
注意欠陥多動性障害(ADHD)		病弱・身体虚弱	(284人)
公立小・中・義務教育学校における個別の指導計画の作成を必要とする児童生徒			
〔令和5年度第3期高知県教育振興基本計画に関する取組（特別支援教育）の状況調査より〕			
「個別の指導計画の作成を必要」とは、医師の診断の有無にかかわらず、学校が児童生徒に対して特別な支援や			
配慮を必要とすると認識し、指導・支援方針等の情報共有や個のニーズに応じた指導・支援を行う必要のこと。			
			6.99%
			(2,956人)

イ 「特別支援教育」と「インクルーシブ教育システム」

特別支援教育は、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、発達障害のある子どもも含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施されるものです。

学習指導要領では、総則「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」のほか、各教科等においても「指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある

児童生徒等に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが、すべての校種で明記されています。

障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる環境を整備し、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があります。

【インクルーシブ教育システム】

- 障害者の権利に関する条約によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

【合理的配慮】

- 本報告における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なものとされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。
- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）

ウ 多様な学びの場

(7) 特別支援学校

特別支援学校は、五つの障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）を対象としています。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする特別の指導領域「自立活動」が設けられているほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育課程や、知的障害者である児童生徒の実態に応じた教育課程が弾力的に編成されています。児童生徒が自立し社会参加するために必要な「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を身に付けることを重視し、知

的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等については、特別支援学校学習指導要領において、目標と内容等が示されています。

(イ) 特別支援学級

特別支援学級は、小中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小中学校の目的及び目標を達成するものです。児童生徒の実態に応じて特別の教育課程を編成することとなっており、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れることと規定されています。また、児童生徒の障害の状態等を考慮のうえ、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することが必要です。

(ウ) 通級による指導

通級による指導は、小学校、中学校、高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う必要があります。

(イ) 通常の学級

障害のある児童生徒を含め多様な児童生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、すべての児童生徒に対し、高い学習成果が得られるよう分かりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営が求められます。そのうえで、通常の学級担任等が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行うことが重要となります。

エ 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実について

特別な支援が必要な児童生徒については、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるような支援体制の整備を行うことが重要です。その際、幼児教育段階からの一貫した支援を充実する観点から、保健・医療・福祉・教育と家庭との一層の連携や、保護者も含めた情報共有を図るため、児童生徒の合理的配慮の状況等を個別の教育支援計画等を活用し、障害に配慮した適切な指導につなげることが必要になります。

近年、学校に在籍する日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等（以下「医療的ケア児」という）は年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

医療的ケアが必要な子どもへの対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要です。

オ 障害の状態等及び合理的配慮について

障害の種類や程度を的確に把握したうえで、障害のある児童生徒の困難さに対する指導上の工夫の意図を理解し、個に応じた様々な手立てを検討し、指導に当たる必要があります。

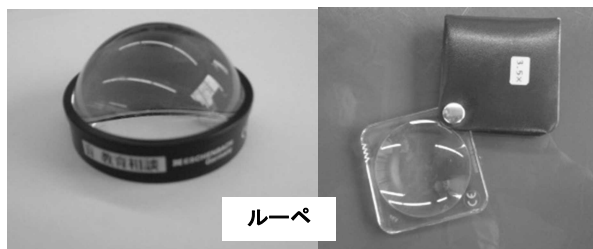
特に、小中学校等の通常の学級に発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症等）の可能性のある子どもの多くが在籍していることから、すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深めることが重要となります。

(7) 視覚障害

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいいます。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等があります。また、生活では、慣れない場所においては、物の位置や人の動きを即時的に把握することが困難であったり、他者の存在に気付いたり、顔の表情を察したりすることが困難であり、単独で移動することや相手の意図や感情の変化を読み取ったりすることが難しい等があります。視機能には、七つの機能があり、視力（遠方、近方）や視野に加え、光覚（暗順応・明順応）、色覚、屈折・調節、眼球運動、両眼視（立体、遠近）があります。

〔合理的配慮の例〕

○弱視レンズ等の効果的な活用によって見えにくさを補うことができるように支援します。また、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保等によって、視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行います。



○聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの、遠くのものや動きの速いものを確認できる模型や写真等によって、見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行います。また、画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等、視覚障害を補う視覚補助具や ICT 機器を活用した情報の保障を図ります。

○見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等の能動的な学習活動を多く設けたり、気付きにくい事柄や理解しにくい事柄の状況を説明したりします。また、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行います。

(4) 聴覚障害

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的な低下と環境との相互作用で生じる様々な問題点の総称です。身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。聴覚障害の程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なります。

[合理的配慮の例]

- 聞こえにくさを補うことができるよう、補聴援助機器等の活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振り、手話、筆談等）の活用やノートテイク、授業中の発話を見える化するためのパソコン要約筆記や音声文字変換システムなどによる情報保障等の配慮を行います。
- 分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、手話、文字等の使用等によって、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行います。また、座席の位置、話者の音量調整、使用済みテニスボール等を利用した机・椅子の脚のノイズ軽減対策等によって、聞こえにくさに応じた環境構成を図ります。
- 体験したことを話したり書いたりする機会の確保、話し合いの内容を確認するため書いて提示し読むことや、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の説明等によって言語概念が形成されるよう、体験したことや事物と言葉とを結び付けるよう配慮して指導を行います。また、日常生活における出来事の因果関係や必要なルールを理解するための視覚的な手掛かりの活用や、実際の場面を想定して考える機会を確保します。

(ウ) 知的障害

知的障害とは、一般に、同年齢の子どもと比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされています。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われています。

知的障害のある子どもの学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられます。そのため、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導が重要となります。児童生徒が一度身に付けた知識や技能等は、着実に実行されることが多いです。

[合理的配慮の例]

- 知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等、理解の状況に応じた学習内容の変更・調整を行います。
- 文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等、実態に応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供します。
- 学習活動が円滑に進むように、図や写真で示した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって取り組めるようにします。

(イ) 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

[合理的配慮の例]

- 上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合、書く時間の延長、書いた

り計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容の変更等、学習内容の変更・調整を行います。

○書字や計算が困難な子どもに対して、書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にコンピュータを使用、会話が困難な子どもにはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用等、上肢の機能に応じた教材や支援機器を提供します。

○体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車椅子使用時の疲労に対する姿勢の変換及びそのためのスペースの確保等によって、下肢の不自由による転倒のしやすさ、車椅子使用に伴う健康上の問題等を踏まえた配慮を行います。

(オ) 病弱・身体虚弱

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいいます。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいいます。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しません。

病弱教育では、病気等の自己管理能力を育成することが重要です。病弱・身体虚弱の子どもにとって必要な生活規制とは、他人からの規制ではなく「生活の自己管理」と考えて取り組むことが大切です。

[合理的配慮の例]

○服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう、服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の理解とその対応、必要に応じた休憩などの病状に応じた対策等の指導を行います。

○病気等により実施が困難な学習内容等について、習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更する等、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行います。

○病気等のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供します。また、入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保し、その際 Web 会議システム等を活用した同時双方向型の授業配信の実施や体験的な活動を通して基礎的な概念の形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるようにします。

(カ) 言語障害

言語障害とは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であることや、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態をいいます。

指導内容を考える際には、言語機能の障害の改善・克服とともに、本人の心理的・情緒的な側面に対する支援も考慮する必要があります。

[合理的配慮の例]

○話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるよう、一斉指導における発音の個別的な対応、個別指導による音読や九九の発音等、個別に発音の指導を行

います。また、発音のしにくさ等を考慮し、教科書の音読や音楽の合唱における個別的な対応、構音障害の状態に応じた音読箇所や分量の調整等の学習内容の変更・調整を行います。

- 発表の際に話すことを書くこと又は文字入力等に代替したり、発話が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーション手段として、筆談、ICT 機器等を活用したりします。

(キ) 情緒障害

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいいます。

その状態の現れ方や時期は様々で、状況に合わない心身の状態を自分の意思ではコントロールできないことにより、学校生活や社会生活に適応できなくなることもあります。また、子ども本人は困難さを感じているにもかかわらず、その困難さが行動として顕在化しないため、一見すると学校生活や社会生活に適応できているように見えてしまう場合もあります。

[合理的配慮の例]

- 心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、理解の状況を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得等、学習内容の定着に配慮します。
- 情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等といった、情緒障害のある子ども等の状態に応じ、カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等に配慮し、指導を行います。

(ク) 学習障害 (LD : Learning Disabilities)

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学习上、様々な困難に直面している状態をいいます。その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

[合理的配慮の例]

- 文字の形を言語化することによって識別しやすくする、パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ等の使用、口頭試問による評価等、本人の認知特性について考慮し、別の方法での代替、他の能力での補完など、様々な配慮をして指導を行います。
- 読み書きに困難が見られる場合、文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等、本人の特性に合わせた情報や教材の提供、活用方法などの配慮を行います。また、身体感覚の発達を促すために、体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等、身体を使うような活動を取り入れるなどの配慮を行います。
- 苦手な学習があることで、自尊感情が低下している場合には、文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、音読箇所を予告し練習する時間を保障する、互いの違いを認め合うような受容的な学級の雰囲気づくり、困ったときに相談できる人や場所の確保等によって、成功体験を積み

せ、教職員や友達、保護者から認められたりする場面を積極的に設けるなどの配慮を行います。

(ケ) 注意欠陥多動性障害 (ADHD : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)

注意欠陥多動性障害とは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいいます。

注意欠陥多動性障害のある子どもは、指示されている内容や社会的ルールは理解できていても、不注意、衝動性、多動性により適切な行動をとることが難しいという障害の特性を有しています。

○不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりする。

○衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりする。

○多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難である。

[合理的配慮の例]

○行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、物品の管理方法の工夫や、メモの使用等によって、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするなどの配慮をして指導を行います。また、学習内容を分割して適切な量にする等、注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行います。

○聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には、掲示物の整理整頓・精選、近づいて目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり等によって、伝達する情報を整理して提供します。

○好きなものと関連付けるなど興味や関心がもてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じたうえで本人が直接参加できる体験学習を取り入れるなどの配慮を行います。

○良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気づくり、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保等によって、成功体験を増やすとともに、大人に賞賛され、友達から認められる機会の増加に努めます。

(コ) 自閉症 (ASD:autistic spectrum disorder)

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いですが、成人期に症状が顕在化することもあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

[合理的配慮の例]

○自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」、「言語発達の遅れや一般的に用いられるときとは異なる意味での言葉の理解」、「手順や方法に関する独特のこだわり」等によって生じている学習内容の習得の困難さを補完するため、動作等を利用して意

味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等の配慮を行います。

○自閉症の特性を考慮し、写真や図面、模型、実物等の視覚情報を活用できるようにします。言葉による指示だけでは行動することが難しい場合が多いことから、学習活動の順序を分かりやすくするために活動予定表等の活用を行います。また、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際の体験の機会を多くします。

カ ユニバーサルデザインに基づく授業づくり

発達障害をはじめ様々な困難のある子どもたちの特性を踏まえ、授業において支援を工夫することは大切ですが、教員にとっては全体指導の中で個別に支援を行っていくことには限界があります。そこで一人一人の実態を把握し、共通項目を見だし、一斉指導で工夫や配慮を実施していくという視点が重要になります。

発達障害等がある子どもをはじめ、学習につまずきがちな子どもにとって、ユニバーサルデザインに基づく「分かる」「できる」授業は、一人一人の特性に応じた、様々な学び方が選べる授業となり、それ以外の子どもたちにとっても、学習の確かな理解と定着をもたらします。高知県教育委員会では、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりを考えていくうえで大切にしたいⅠ～Ⅴのポイントを下のように示しています。

子どもが生き生きとした生活を送ることができるよう、すべての子どもが安心して過ごせる環境と多様な学びを保障することができる授業を行っていきましょう。



Ⅰ 環境の工夫	落ち着いて遊びや学習に取り組める環境を整える
Ⅱ 情報伝達の工夫	みんなに伝わるように伝え方を工夫する
Ⅲ 活動内容の工夫	一人一人が意欲的に取り組み、関わり合えるようにする
Ⅳ 教材・教具の工夫	みんなが興味・関心をもって分かり合えるようにする
Ⅴ 評価の工夫	子ども一人一人の力を出し切ることができるようにする

<参考・引用文献>

- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成 24 年 7 月）
- 「小学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）
- 「中学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）
- 「高等学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 30 年 7 月）
- 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（文部科学省 平成 30 年 3 月）
- 「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック～ユニバーサルデザインに基づく、発達障害の子どもだけでなく、すべての子どもにあると有効な支援～」[改訂版]（高知県教育委員会 令和 3 年 3 月）
- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～
（答申）（中央教育審議会 令和 3 年 1 月）
- 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
（文部科学省 令和 3 年 6 月）
- 「令和 6 年度 高知県の特別支援教育資料」（高知県教育委員会）
- 「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（文部科学省 令和 5 年 3 月）

(3) いじめや不登校を生じさせないために

ア いじめ問題の理解と対応

(ア) いじめとは

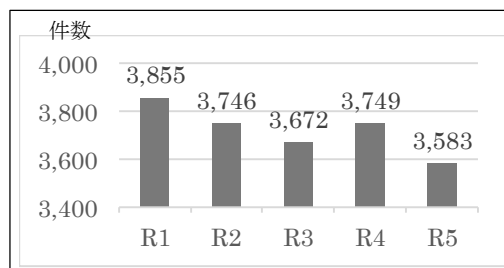
「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」というのは、1996年1月に出された、文部大臣（当時）の緊急アピールの一節です。このアピール文の意図は、「悪質な嫌がらせやいたずら」で児童生徒が死に至ることがありうる、しかも特別な学校だからではなく、どの学校でもどのクラスでもありうる、という警告でした。しかしながら、その警告は必ずしも深刻に受け止められないまま、いじめ自殺は繰り返され、現在に至っているように思われます。

いじめに関する、現在の公の定義は、「いじめ防止対策推進法」で用いられている「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」ということになります。学校内の児童や生徒が心身の苦痛を感じるような行為については、心理的なものであれ物理的なものであれ、「いじめ」として扱うということです。

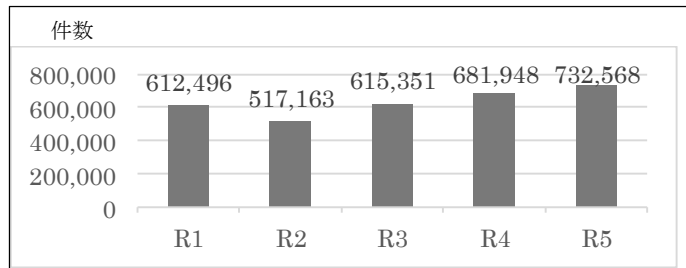
この定義に従うと、一般的な「暴力」もこの中に含まれてしまいますが、そもそも、「暴力」というのは、刑法で禁じられている行為です。ですから、「いじめ」かどうかという議論以前に、速やかに対処されるべきものです。しかし、刑法に触れるほどではなくとも、相手に不安や恐怖感、不快感等を与える「物理的な力を行使する行為」があります（以下、「暴力を伴ういじめ」）。これもやはり、速やかに対処されるべきです。

ところが、「暴力」や「暴力を伴ういじめ」とは異なる方法で心の苦痛を与えることもあります（以下、「暴力を伴わないいじめ」）。悪口、冷やかし、からかい、噂を広める、仲間外し、無視等です。こうした行為は、行為そのものの問題性という点で見ると、「暴力」や「暴力を伴ういじめ」ほどに深刻には捉えにくいこともあります。しかし、被害児童生徒には心理的苦痛が蓄積していきます。そして、最悪の場合、学校に来られなくなったり、時には自殺を選んだりすることにもなりかねないことを理解しておく必要があるでしょう。行為自体の問題性の軽重ではなく、それがもたらす心身の苦痛を見据えて深刻か否かを判断して取り組むことが、いじめ対応では必要です。

令和5年度いじめの認知件数（国・公・私立学校）について、全国は前年度と比べて増傾向にあり、高知県は3,583件で、前年度と比べて166件の減となっています。文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価しています。高知県は、いじめが解消した割合が全国平均の77.5%に比べて77.8%と高くなっており、今後もいっそう早期発見・早期対応に向けた真摯な取組を行うことが重要です。



高知県のいじめ認知件数の推移



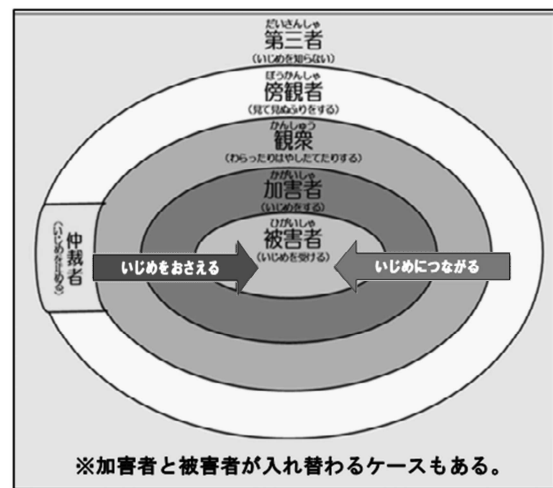
全国のいじめ認知件数の推移

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（文部科学省）

(イ) いじめの構造

いじめは、加害者、被害者だけでなく、おもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」、さらにその周りのいじめを知らない「第三者」から成る集団の問題です。集団であるため、観衆や傍観者のなかには、いじめを止めたいと思っても、行動に移せず、結果としていじめを止められない場合があります。

いじめを生じにくくするためには、観衆や傍観者のなかから、いじめを止める仲裁者をつくること、そして仲裁者となる子どもを増やしていくことが大切になってきます。併せて、子どもが安心して過ごせるための取組を、いじめに直接関与していない第三者も含めたすべての子どもを対象に日頃から行うことが必要になります。



いじめの構造 森田洋司氏 監修

(ウ) いじめの早期発見のために

「学校いじめ防止基本方針」の中に、「早期発見」の取組として、記名式のアンケートや定期教育相談などを記載している学校は少なくありません。しかしながら、それらによって「早期発見」が成功するのは、年に数回のそうした機会に偶然いじめが進行中で、しかも児童生徒がそれを正直に訴えてきた場合のみに過ぎません。そうしたアンケート等を実施した後に発生したいじめは、そもそもが「発見」できないうえに、数カ月前に発生して既に解消した事案を掘り起こしても、「早期」とは言えません。

「暴力を伴わないいじめ」の場合、いつ、どこで、誰の身に起きても不思議ではなく、しかも被害者も加害者も大きく入れ替わり、同じ児童生徒が常習的に巻き込まれている割合は決して多くはありません。例えば、「5月に実施して被害の訴えがなければ、その後半年間くらいは大丈夫」などといった考えは通用しないのです。定期的なアンケート等で偶然発見できた（訴えのあった）中途半端な被害者リストに依存することで、そこに現れなかった（訴えのなかった、訴えられなかった）いじめを見過ごしかねない危険性に気がしましょう。

いじめの早期発見というと、いじめられそうな子・いじめそうな子を見付け出すという、「犯人捜し」的な発想に陥りがちです。しかし、すべての児童生徒がかなりの頻度で被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえるなら、すべての児童生徒についてふだんから観察を怠らないこと、そしてささいな変化であっても見落とさないことが、正しい早期発見と言えます。

しかし、せっかくの早期発見も、対応に結び付かなければ意味がありません。いじめは、加害者・観衆・傍観者はもちろんのこと、場合によっては被害者もいじめを隠そうとする場合もあるので、軽微と考えられる事案であっても、学級・ホームルーム担任一人が判断するのではなく、複数で共有する場や、いじめの集約担当等に報告するといった流れを整え、教職員間の連携がしっかりできるようにしておくことが重要です。

※学校生活におけるいじめ発見のチェックリストとして、「子どもたちの笑顔のために～『いじめ』のない学校をめざして～」（高知県教育委員会 平成21年）がある。また、子どもの様子で気をつけたいポイントとして、『高知家』いじめ予防等プログラム（高知県教育委員会 令和2年3月）では、学校・家庭・地域において子どもの様子を見る場面や視点が示されている。

(I) 対応の実際

a いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先します。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。その際、以下のような点に留意することが必要です。

- ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと
- ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること
- ・大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと
- ・「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること

b 被害者のニーズの確認

対応の第二歩としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認します。危機と一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させることも重要です。

c いじめ加害者と被害者の関係修復

対応の第三歩としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図ります。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけます。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることも大切です。

加害側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になります。また、指導の事前及び対応の過程で被害児童生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を行うことも忘れてはなりません。

d いじめの解消

対応の第四歩としては、いじめの解消を目指します。その際、何をもって「解消」とするのかという点についての共通理解が求められます。解消の二条件（①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要があります。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切です。

また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか、常に自己点検することが重要です。そうでないと、被害者が自分の辛さを受け取ってもらえないと感じて孤立感を深め、二重三重に苦しむことにもなりかねません。

(II) 人権尊重を基盤としたいじめ防止につながる取組

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。したがって、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と考えることができます。

児童生徒が、「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級・ホームルームが、人権が尊重され、安心して過ごせる場となる必要があります。こうした

学校や学級・ホームルームの雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われます。

したがって、「すべての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり、学級・ホームルームづくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができます。

イ 不登校に対する基本的な考え方とその対応

(7) 不登校とは

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）」と、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では定義されています。

高知県における令和5年度の不登校児童生徒（国・公・私立小中学校）の状況は、1,000人あたりの不登校児童生徒数において、前年度比で3.6人の増加が見られましたが、全国平均との比較では2年連続それを下回る結果となりました。

(イ) 不登校支援の基本的な考え方

a 不登校解決の最終目標は社会的自立

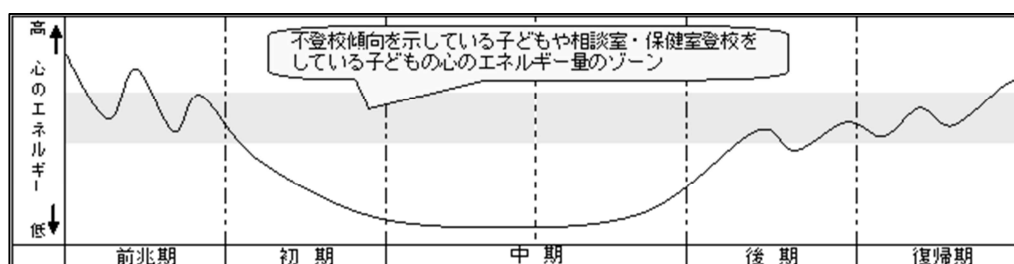
不登校児童生徒への支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすことです。そのため、不登校児童生徒への支援においては、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように支援を行うことが求められます。

b 関係を構築しつつ、適切な時期に適切に働きかけることや関わることの大切さ

不登校児童生徒への支援を考えるうえで必要なのが、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるアセスメントの視点です。教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身による回答には、ずれが生じることもあります。また、きっかけそのものが「わからない」と回答する児童生徒も少なくありません。

そのため、「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりするのではなく、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的意思（希望や願い）、本人が持っている強み（リソース）や興味・関心も含め、不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことが重要です。

下の図は、不登校の児童生徒が一般的にたどる心のエネルギーの状態の変化を表したものです。不登校の児童生徒が、どのあたりの過程にあるかなどを見立てながら、その時々に応じた支援を考えていくことが大切です。



心のエネルギー曲線（佐賀県教育センター 平成17年）

c 保護者への支援

不登校の子どもを持つ保護者は、我が子の将来を案じ、自分の子育てが間違っていたのかと悩み、児童生徒の将来について不安を抱えていることが少なくありません。そうした保護者とは、児童生徒への支援等に先立ち、信頼関係を築くことが重要です。

具体的には、保護者に対する個別面談で、丁寧に保護者の不安や心配事を聴き取ることが、児童生徒への関わりを見直す契機となる場合もあります。保護者が抱えるネガティブな感情を吐き出し、肩の力を抜くことができれば、児童生徒への関わりが改善し、結果的に児童生徒に好ましい変化が見られることもあります。

(ウ) 支援体制の構築

休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携のうえ、ケース会議において、児童生徒や学級・ホームルームへの的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、実効的なチーム支援の体制を構築することが求められます。

教室に居場所感がもてない児童生徒の避難場所として、また一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思った際の通過点として、別室登校を行うことは珍しくありません。

別室として、保健室や相談室、別室用の小部屋などを用意している学校も増えてきました。また、図書室や校長室などを不登校児童生徒の居場所としている学校もあります。これら以外にも、教室とは別の場所に校内教育支援センター〔いわゆる校内適応指導教室（高知県では、校内サポートルームという）〕を設置し、学習支援や相談活動を行う学校も見られます。

別室で安心して過ごせるよう、教職員の配置や学習機会の整備など、組織的に運営することが求められます。具体的な取組としては、本人の状況に合わせたプリントや課題の準備、教職員やボランティア等による学習支援、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる個別面談などが挙げられます。その際、不登校児童生徒への安全・安心な居場所の確保、丁寧な支援による自己肯定感の向上とともに、学習機会の保障も重要です。また、本人の気持ちに合わせて、別室から徐々に教室に向かえるようにするための工夫、教室での自然な迎え入れや学級・ホームルーム担任による働きかけが必要なケースも考えられます。

<参考・引用文献>

「いじめに備える基礎知識」（国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 平成 27 年 7 月）

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」（文部科学省）

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について」（高知県教育委員会）

「平成 26 年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査』の一部見直しについて（依頼）」

（文部科学省 平成 27 年 8 月）

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査-用語の解説」（文部科学省 ホームページ）

「『高知家』いじめ予防等プログラム」（高知県教育委員会 令和 2 年 3 月）

「いじめとは何か」（森田洋司 中央公論社 平成 22 年 7 月 25 日）

「子どもたちの笑顔のために～『いじめ』のない学校をめざして～」（高知県教育委員会 平成 21 年 2 月）

「生徒指導提要」（文部科学省 令和 4 年 12 月）

「いじめの問題に関する資料」（文部科学省 平成 28 年 5 年）

「不登校についての基本的な理解のために」「心のエネルギー曲線」とは」（佐賀県教育センター ホームページ）

2 学級・ホームルーム経営

～高め合う集団づくりのために～

教育課程における活動は、学級・ホームルームという土台の上で実践されます。つまり、学級・ホームルームは、児童生徒が多くの時間を過ごし、学習や生活など学校生活の基盤となるものです。教員は、個々の児童生徒が共に認め・励まし合い・支え合う集団として、よりよい人間関係を築き、児童生徒が学級・ホームルームの生活に適応し、各教科等の学習や様々な活動の効果を高められるように工夫することが求められます。

学級・ホームルーム経営は、学校の教育目標や学級・ホームルームの実態を踏まえて作成した学級・ホームルーム経営の目標・方針に即して展開します。児童生徒自身がみんなで話し合い、決め、協力して実践することを通じて、友達のよいところに気付いたり、学級・ホームルームの雰囲気がよくなったりすることを実感することが大切です。こうした主体的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級・ホームルーム集団となることが、個々の児童生徒が自己有用感や自己肯定感などを獲得することにつながります。

すべての児童生徒にとって、「自分という存在が大事にされている」、「心の居場所になっている」、「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる安全・安心な居場所としての学級・ホームルームづくりを目指すことが求められます。

(1) 人権教育を基盤とした学級・ホームルーム経営を行うために

ア 学級・ホームルーム経営の意義と基本的な考え方

(7) 集団づくりと仲間意識

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるようなルールや風土を、教職員の支援のもとで、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

(イ) 学級・ホームルーム経営における人権教育の視点

学校においては、的確な児童生徒理解のもと、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要があります。

そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然ですが、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければなりません。

特に、児童生徒が多くの時間を過ごすそれぞれの学級・ホームルームの中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要で、このような観点から学級・ホームルーム経営に努めなければなりません。また、教職員自身が、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、その中で人権感覚も培い、教育活動に活かしていくことが求められます。

なお、人権が尊重される環境整備のための積極的な取組として、人権コーナーの設置や人権ポスターの掲示、人権学習会の定期的な開催などを通じ、児童生徒が日頃から人権学習に親しむ機会を提供していくこと等も重要です。

【学級・ホームルーム経営における人権教育の視点の例】

- 学級・ホームルームには多様な子どもがいることを前提に、多角的に子ども理解をするよう意識しましょう。
- 子どもが自他の個性を尊重し、相手の立場になって考え、相手のよさを見付けようとする集団づくりを進めるために、教職員がその手本を示すようにしましょう。
- 行事や係活動、児童会・生徒会活動等を通して、やるべきことを明確にし、互いに協力し合える集団づくりに努めましょう。
- 日常の学校生活における子どもの不安や悩み、訴えをしっかりと聴き、受け止めるようにしましょう。子どもの不安や悩み、訴えを、学級・ホームルーム担任が一人で抱え込むのではなく、学年主任や管理職にも相談して対応しましょう。

イ 学校経営に基づいた学級・ホームルーム経営案の作成

(7) 学校経営に基づいた学級・ホームルーム経営

「学校教育目標」は、学校経営を行っていくうえで最も核となる目標です。

それを受け、目標に迫るための指導上の基本となることや留意点を共有し、発達段階に応じた系統性のある「学年経営目標」を設定します。

そして、これらの目標を達成するために「学級・ホームルーム経営目標等」を設定し、学級・ホームルームにおける実践の基本的事項を学年団や教科担任と連携しながら学級・ホームルーム経営を行います。そのとき、個々の教職員の思いや願いが反映された学級・ホームルーム経営が行われることは大事なことです。そのことが強調され過ぎると、学校教育目標等との関連性が薄くなることがあります。学級・ホームルーム担任が発信するメッセージが、学級・ホームルーム間で異なることがないように取り組むことが大切です。

(4) 実態に応じた学級・ホームルーム経営案

学級・ホームルーム担任は、学級・ホームルームの子どもをどのように導いていくのかについて明記した学級・ホームルーム経営案を作成する必要があります。学級・ホームルーム経営を通してどのような集団や子どもを育てていくのかについて、目指す方向が定まっていれば、学級・ホームルーム経営案を他の学級・ホームルームや学年の教職員、保護者にも提示することで、学級・ホームルーム担任の学級・ホームルーム経営方針を理解してもらうことができ、日頃の協力が得られやすくなります。

【学級・ホームルーム経営案に記載する項目（例）】

- 学校教育目標及び学年目標
- 学級・ホームルームの実態（子どもの発達状況、前年度からの引継ぎ等）
- 学級・ホームルーム経営の方針・目標（学習面、生活面、健康面等）
- 各教科等、生徒指導の年間計画
- 学級・ホームルームの施設や環境面の管理運営
- 保護者との連携

【学級・ホームルーム経営案作成の留意点】

- 学校教育目標や校長の経営ビジョンを理解し、学校の重点課題や学年目標を踏まえて作成するようにしましょう。

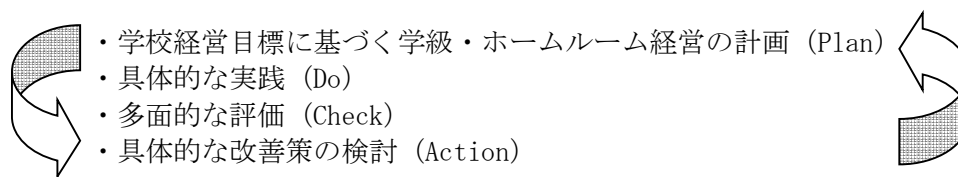
○前年度の学級・ホームルーム担任の学級・ホームルーム経営方針（目標）や指導の仕方等について引継ぎを行い、理解しておくようにしましょう。

○指導する場面を記載する際は、具体的な場面や表現を意識しましょう。

○子どもの実態を把握するとともに、子どもの変容等を記録しておきましょう。また、それをもとにして次の実践における指導の手立てや見通しを考え、各学期の到達目標を決定するなど、学級・ホームルーム経営案に修正を加えるようにしましょう。

(ウ) PDCA サイクルに基づく学級・ホームルーム経営

学級・ホームルーム経営の成果と課題を把握し、よりよい学級・ホームルーム経営となるように、定期的に見直しを行いましょう。



(2) 子どもが育ち高め合う学級・ホームルーム経営を行うために

ア 学級・ホームルームの人間関係づくりとその方法

人間は人と人との関係の中で育ち、社会性を獲得していきます。子どもにとって、学校生活のほとんどを過ごす学級・ホームルームでの人間関係は、他者との信頼や協力、所属意識等に影響を与えるものです。学級・ホームルームが心休まる温かさを感じられる場になっている、自分の居場所があり所属意識をもてるものになっている、みんなから認められ自尊感情を育むものになっているなど、学級・ホームルームの人間関係の中に温もりのある関係性が存在していることが大切です。

【学級・ホームルーム集団づくりの留意点】

- 子どもの話をしっかりと聴くことにより、子どもとの関係性を深めましょう。
- 教職員が子どもの頃の話や失敗談等、可能な範囲で適切に自己開示を行いましょう。
- 休み時間等に、友達の「気になる様子」、「頑張っている様子」を話題にしながら、みんなでも認め合う雰囲気づくりに努めましょう。
- 始業前や放課後、休み時間の子ども様子を注意深く観察し、子ども同士の関係やグループ間の関係を把握しましょう。
- 授業にペア学習やグループ学習等を導入して、仲間と協力して活動を行えるような課題を出しましょう。
- 一人では運べない物の移動を頼むなど、協力して達成できる課題を意図的に与えましょう。
- 大きな成功につながる小さな成功を、みんなで喜び合う雰囲気をつくりましょう。
- 話し合い活動等を通して、みんなのために自分ができていることを一人一人に意識させましょう。

【人間関係づくりのエクササイズ又は授業を行う際の留意点】

- 構成的グループエンカウンター（与えられた課題をグループで行い、それぞれ感じたこと、考えたことを互いに出し合う活動）やソーシャルスキルトレーニング（人とうまく

関わるためのトレーニング)等の取組を学級・ホームルーム活動の中で行う場合には、学級・ホームルームの状態やその指導方法の特質を踏まえて取り入れる必要があります。○授業の最後は、振り返りだけで終わるのではなく、実際に人間関係をつくるための手立てとして、集団決定や自己決定を行うようにしましょう。

イ 教室環境づくりとその方法

教室がどのような環境であるかは、学びやすさや子どもの情緒の安定にも影響を与えます。誰もが安心でき、落ち着いて学習し生活することができるよう、教室の環境を整えることは学級・ホームルーム経営において大切なことです。教室環境が整っていると、日々の学習や生活が落ち着き、居心地のよさを感じることもつながります。

【教室環境づくりの留意点】

- 掲示物については、その役割がある一方で刺激物になる場合があることに留意し、ユニバーサルデザインの視点を意識しましょう。
- 教室にあるものは、時には子どものケガにつながるものでもあることを意識して、教室環境の点検を行いましょう。
- 気持ちよく授業に入ることができるように、黒板等を常に美しく拭き上げるようにしましょう。
- 机や椅子などに落書きをしたり、傷を付けたりする行為を見逃さず、物を大切に扱うよう指導しましょう。
- 花を飾る、子どもの作品を大切に扱う、子どもの活躍を紹介する掲示物コーナーなど、安心できる温かい雰囲気のある学級・ホームルームづくりに向けた工夫をしましょう。

ウ 保護者対応

(7) 学級・ホームルーム通信

学級・ホームルーム通信は、行事の予定や日程を知らせるだけでなく、学校や学級・ホームルームにおける子どもの生活や学習の様子等を家庭へ知らせるとともに、子ども同士、場合によっては保護者同士をつなぐ役割があります。教員によって学級・ホームルーム通信を出す・出さないという違いがあれば、保護者の学校に対する不信にもつながりかねないだけに、学校として学級・ホームルーム通信に対する考え方や発行の仕方を確認し、学級・ホームルーム通信で取り上げる内容や発行の仕方(オンライン配信等)、発行回数、通信の紙面サイズ等を共通確認していくことも必要です。

また、学級・ホームルーム通信は1年間の教員自身の教育実践の足跡にもなり、自分の学級・ホームルーム経営の在り方を省察する材料にもなります。

【学級・ホームルーム通信作成の留意点】

- 学級・ホームルーム通信のねらいや視点については、年度当初に学年団や同僚と確認しましょう。なお、配付する前には必ず管理職に内容を確認してもらいましょう。
- 個人情報等の取扱いや写真の掲載については、事前に学校全体で保護者の許可を得るなど学校として統一しましょう。
- 授業や学級・ホームルーム活動、学校行事等の中で見られた子どものよさや頑張っている様子等について、具体的な場面を捉えて伝えましょう。

- 教職員が目指したい子どもの姿に近づく場面が見られたとき、その内容を教職員の思いとともに伝えましょう。
- 授業の感想など、学習の状況がわかるものを掲載しましょう。
- 子どもの日記や授業の感想等を掲載する場合は、本人の承諾を必ず得、教職員のコメントを添えましょう。
- 評価ではなく、寄り添う視点、例えば共感できることや喜びなど、読み手の立場で書くようにしましょう。
- 学級・ホームルームの中で頑張った子どもへの賞賛に終わるのではなく、その時に共に頑張った仲間存在も肯定的に認めていきましょう。
- 子どもが、集団としての意識や学級・ホームルームのよさに気付けたことを伝えましょう。
- 他の学級・ホームルームと比較するのではなく、何がよかったのか、なぜよかったのかを具体的に伝えるようにしましょう。

(イ) 保護者との関係づくり

教職員が保護者と適切に関わることは、保護者につながり信頼関係を築いていく源であり、よりよい学級・ホームルーム経営の基盤となります。教職員が保護者と共感をもって関わることによって、保護者に子育ての意欲や見通しをもってもらえることができるよう、教職員一人一人が関わる力を高めていくことが求められます。

【保護者との関係づくりの留意点】

- 会話により、保護者の真意や願いを確認しましょう。
- 保護者が話している時には、うなずきながら聴きましょう。
- 子育てにおける頑張りを認め、苦労に共感しましょう。
- 学校の方針や取組を伝える際には、具体的に伝えましょう。
- 子どもへの関わり方について提案する際には、子どものよさや成長を併せて伝えましょう。
- 子どもの成長と一緒に考える姿勢をもち続けましょう。
- 保護者会や保護者面談では、保護者が参加してよかったと思えるような会の運営を心がけ、子どもの頑張りを伝えるとともに、具体的なエピソード等を紹介しましょう。
- 保護者面談の際には、対面に座って話をするのではなく、斜めに向かい合って座ると話しやすくなります（三者面談の場合も同様です）。
- 教職員が自分の頑張りを強調したり、言い訳したりするのではなく、謙虚な気持ちで保護者と向き合しましょう。
- 学級・ホームルームの課題については、保護者にも伝え、解決に向けた方向性を示し、協力を引き出すようにしましょう。

<参考文献>

「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）

「学級経営ハンドブック『夢』・『志』を育む学級づくり」（高知県教育委員会 平成25年3月）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 ～指導等の在り方編～」

（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成20年3月）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 策定以降の補足資料」

（学校教育における人権教育調査研究協力者会議 令和3年3月）

3 教科等指導

～子どもたちに確かな力を付けさせるために～

学校教育においては、教科等の指導など、教育課程全体を通して、知・徳・体のバランスのとれた力（教育基本法第2条第1号）、「生きる力」を育むことが大切です。基礎的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学校教育法第30条第2項）を重視し、これらを調和的に育むことが必要です。

(1) 教育課程

ア 教育課程の意義と編成

(7) 社会に開かれた教育課程

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められます。そのため、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となります。

(1) 教育課程の意義

学校において編成する教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。そのため、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になります。

学校教育の目的や目標は、教育基本法及び学校教育法に示されています。したがって、各学校においては、こうした法令で定められている教育の目的や目標などに基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にすることや、各学校の教育目標を設定することが求められ、それらを実現するために必要な各教科等の教育の内容を、教科等横断的な視点をもちつつ、学年（高等学校は各教科・科目等の）相互の関連を図りながら組織する必要があります。

(7) 教育課程の編成

教育課程は、学校教育法施行規則及び教育課程の基準としての学習指導要領（特別支援学校幼稚部は幼稚部教育要領）に基づいて編成する必要があります。

各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領に示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行います。

〈校種別教育課程の編成〉

※各教科の内容は省略

小 学 校…各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成する。

中 学 校…各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動によって編成する。

義務教育学校…前期課程は小学校、後期課程は中学校の規定を準用する。

高 等 学 校…各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成する。

特別支援学校…小学校、中学校、高等学校に準ずる各教科等と自立活動によって編成する。

※高等部（視覚障害、聴覚障害）の専門学科において開設される各教科に属する科目は学校教育法施行規則別表第5による。

※知的障害等は別規定による。

(I) 教育課程の編成の原則

教育課程については、次のような原則を基に、各学校で創意工夫しながら編成し、特色ある学校づくりを目指すことが大切です。

- ・法令及び学習指導要領の示すところに従うこと。
- ・児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと。
- ・児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること。
- ・学校や地域の実態を十分考慮すること。
- ・課程や学科の特色を十分考慮すること。（高等学校）



イ 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学習指導要領には、学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指すことが示されています。

〈生きる力〉とは・・・

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- たくましく生きるための健康や体力 など

情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育んでいくことが重視されています。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことが重要となります。

また、教育基本法及び学校教育法の改正（平成18年12月、平成19年6月）の際に、教育の目標・義務教育の目標が定められるとともに、**学力の重要な三つの要素（学力の3要素）**が明確にされています。

学校教育法第 30 条第 2 項

第 30 条

- ② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。



<学力の 3 要素>とは・・・

- 基礎的・基本的な知識・技能
- 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- 主体的に学習に取り組む態度

ウ 育成を目指す資質・能力

学習指導要領には、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図ることとし、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえながら、次の資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することが示されています。

<資質・能力の三つの柱>

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

「生きる力」の育成という教育の目標が各学校の特色を生かした教育課程の編成により具体化され、教育課程に基づく個々の教育活動が、児童生徒一人一人に、社会の変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な力を育むことに効果的につながっていくようにすることが大切です。そのためには、「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、児童生徒がその内容を既得の知識及び技能と関連付けながら深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できる生きて働く知識及び技能となることを含め、その内容を学ぶことで児童生徒が「何ができるようになるか」を併せて重視する必要がある、児童生徒に対してどのような資質・能力の育成を目指すのかを指導のねらいとして設定していくことがますます重要になります。

エ カリキュラム・マネジメントの充実

教育課程はあらゆる教育活動を支える基盤となるものであり、学校運営についても、教育課程に基づく教育活動をより効果的に実施していく観点から組織運営がなされなければなりません。カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげて

いくことであり、次の三つの側面から整理することができます。児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握したうえで、

- ・教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

カリキュラム・マネジメントの実現に向けては、教科等の縦割りや学年を越えて、また、教科等横断的な視点から学校全体で取り組んでいくことができるよう、学校の組織や経営の見直しを図る必要があります。そのためには、管理職のみならず全ての教職員がカリキュラム・マネジメントの必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組むことや学校評価と関連付けながら実施されることが求められています。

さらに、各学校においては、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」、「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」、「何が身に付いたか」、「実施するために何が必要か」に沿って教育課程を組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、学校教育の改善・充実を進めていくことを目指していかなければなりません。

これらの趣旨を踏まえて、学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例を参考として示します。教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律であるべきではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連の規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである点に留意しなくてはなりません。

【手順の一例】

- 1 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- 2 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。
- 3 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- 4 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- 5 教育課程を編成する。
- 6 教育課程を評価し改善する。

(2) 教科の指導

ア これから求められる授業

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要です。

そのため、「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められています。

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び

【対話的な学び】

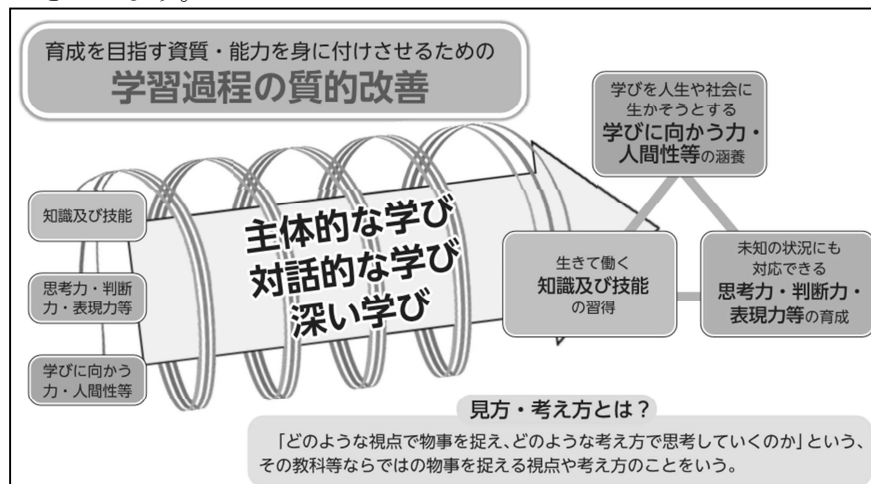
子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び

また、各教科等における学びの深まりの鍵となるのが「**見方・考え方**」です。「見方・考え方」とは、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という、その教科等ならではの物事を捉える視点や考え方のことで、全ての教科等で各教科等の特質に応じた「見方・考え方」が整理されています。

子どもたちが各教科等における「見方・考え方」を働かせながら課題解決に向かえるよう学習過程の改善を図ることで、より質の高い深い学びにつなげ、資質・能力の育成を図っていきましょう。



(「高知県授業づくり Basic ガイドブック～若年教員のための基礎・基本～」p. 5)

イ 授業の現状と課題

本県では、授業改善に向けた様々な取組を進めてきましたが、次のような課題も見られます。

あなたは、このような授業を行っていますか？

- ☐ 教員の経験則に依存した授業で、子どもが主体的に学べていない授業
(自己流、教員主導、一問一答型授業 等)
- ☐ 子どもが、「何をどのように学習するのか」の見通しをもてない授業や、「振り返り」がなく、学びの実感がもてない授業
- ☐ 教員が一方的に話すことが多く、子どもが考えたり話し合ったりする時間が少ない授業
- ☐ 一部の子どもの意見だけで進み、学習に参加できていない子どもが見られる授業
- ☐ 担任や教科によって授業の流れや学習の仕方が大きく異なり、子どもが学びにくさを感じている授業
- ☐ 活動はあるが、ねらいに沿った学びのない授業

ウ よい授業を目指して

よい授業には、校種や教科に関わらず、次のような普遍的な要素があります。このような授業を実現し、子どもたちに確かな学力を育むことが教員の使命です。

よい授業とは？

- * 子どもが主体となる授業 (全員参加)
- * 単元や1単位時間において付けるべき資質・能力 (ねらい) が明確な授業
- * 子どもが見通しをもち、「何を」「どのように」学ぶのが分かる授業
- * 友達と学び合うことで、自分の考えが広がったり深まったりする授業
- * 子どもが、「分かった!」「できた!」という達成感を得られる授業 等

日々の授業において、どの教科等でも大事にしたい学び方や学習過程を校内で統一し、教科横断的な指導を行うことで、子どもにとって見通しをもち、主体的に学びやすい環境が構築されるようになります。また、子どもが学び方を身に付けていくこともできます。このことは、学習指導要領における「どのように学ぶか」という学習過程の質的改善と関係しており、各教科等で育成を目指す資質・能力やあらゆる教科等に共通した学習の基盤となる資質・能力の育成にもつながります。

また、子どもが、課題解決に向かって見通しをもちながら取り組み、友達との対話等を通して考えを深め合う授業では、「見方・考え方」が深まり、「知識・技能」をより確かなものとしめます。

「子どもが受動的になりやすい授業」から、「子どもが能動的になる授業」へと転換を図ることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指していきましょう。

「高知県授業づくり Basic ガイドブック」※ (以下、「Basic ガイドブック」という。)

高知県教育委員会では、現在、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」を活用した授業改善に取り組んでいます。この「Basic ガイドブック」には、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業づくりの基礎・基本となる内容を「Basic」として示しています。本冊子を参考に授業づくりの基礎・基本を身に付け、授業力の向上を図っていきましょう。

エ 単元等のまとまりを見通した学びの実現

子どもたちに付けるべき資質・能力を確実に育むためには、1 単位時間の授業のみでなく、単元等のまとまりを見通した計画的な指導を行うことが大切です。

そのために、年間指導計画を基に単元の指導計画を構想し、PDCA サイクルを意識した授業実践を行いましょう。



(「高知県授業づくり Basic ガイドブック～若年教員のための基礎・基本～」p. 9)

「主体的・対話的で深い学び」は、1 単位時間の授業の中ですべての学びが実現されるものではありません。単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、次のような場면을計画的に設定し、実現を図っていくことが大切です。

- ・主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面
- ・対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面
- ・子どもが考える場面と教師が教える場面（学びの深まりをつくり出す）

単元のねらいを達成するための1 単位時間のねらいを明確にし、主体的な学びを実現するために興味や関心を高め、見通しをもたせる場面を設定したり、深い学びを実現するために「見方・考え方」を働かせ、知識と相互に関連付ける場면을計画的に設定したりする等、単元全体の授業デザインを考えて取り組みましょう。なお、具体的な事例は、「Basic ガイドブック」を参照してください。

オ 問題解決的な学習

学習指導要領の総則では、学習の基盤となる資質・能力の一つとして「問題発見・解決能力」があげられ、次のように示されています。

各教科等において、物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程を重視した深い学びの実現を図ることを通じて、各教科等のそれぞれの分野における**問題の発見・解決に必要な力**を身に付けられるようにする…

「Basic ガイドブック」では、「問題発見・解決能力」の育成を目指し、「問題解決的な学習」を取り入れた学習過程を提案しています。そして、1 単位時間の学習過程を細分化し、7 段階の学習過程で構成しています。学習過程を細分化し学習活動を明確にすることで、子どもが見通しをもちながら主体的に学習を進めることができるようになる」とともに、教員が、より細かな支援や手立てを行うことができるようになります。

このような学習過程を参考にし、授業のねらいに応じた学習活動を工夫することが大切です。



それぞれの学習過程における具体的な手立て等は、「Basic ガイドブック」を参照してください。

発達段階や教材、授業のねらい等によっては、必ずしもこの流れになるとは限りません。それぞれの学習活動の意図を明確にし、仕組んでいくことが重要です。
授業のねらいにより、1 単位時間における中心活動となる場所も変わってきます。単元における本時の位置付けを考え、授業のねらいに応じた適切な時間配分で授業を構成しましょう。

(「高知県授業づくり Basic ガイドブック～若年教員のための基礎・基本～」p.18)

カ 「見通し・振り返り」の学習活動

「主体的な学び」の実現に向けた授業改善を進めるに当たっては、子どもが学ぶことに興味や関心を持ち、**見通しをもって粘り強く取り組むこと、自己の学習活動を振り返って次につなげること**などが重要であり、学習指導要領の解説「総則編」においてもその重要性が述べられています。

「見通し・振り返り」の学習活動を充実させることで、学習内容の確実な定着が図られ、各教科等で目指す資質・能力の育成にもつながります。

(ア) 「見通し・振り返り」の学習活動のポイント

見通し

本時の学習や自力解決への見通しを立てられるよう、「**学習課題・めあて**」をしっかりと把握させましょう。

- ＊「学習課題・めあて」を達成するには「何を」、「どのように」すればよいのか、**問題解決の方法や調べる視点等**を個人やグループで考えさせましょう。
- ＊全員が自力解決の見通しをもっているのかを確認しましょう。見通しをもていない子どもがいる場合には、前時までのノートで振り返らせたり、教え合いの時間を設けたりする等の手立てを行い、全員が自力解決に向かえるようにしましょう。

振り返り

授業で「何を学んだのか」、「どのような力が身に付いたのか」など、自己の変容や深まりを自覚（メタ認知）することで充実感が得られ、次時への学習意欲が高まるとともに、学習内容の定着を図ることができるようになります。

- ＊学びをメタ認知できる**視点等を意図的に示**しましょう。
- ＊振り返りの時間がなくなってしまうことがないよう、各学習活動に応じた適切な時間配分を計画しておきましょう。（学習活動における子どもの姿を具体的にイメージしておく）
- ＊振り返りを基に子どもの学びの状況を把握し、事後指導に生かしたり、次の学習につなげたりしましょう。
- ＊練習問題や補充・発展問題等と併せて振り返りをさせることもあります。

(イ) 「学習課題・めあて」設定のポイント

「見通し・振り返り」の学習活動を充実させるためには、「**学習課題・めあて**」の設定が重要になります。

子どもが「学習課題・めあて」を設定する場合

考える視点や取り組む視点をもてるような問題提示によって、子どもの「**問い**」（驚き・疑問等）を引き出し「学習課題・めあて」の設定につなげていきましょう。

- 「問い」を引き出す「**資料の提示**」や「**活動の工夫**」
- 「問い」を「学習課題・めあて」の設定につなげる「**発問**」の工夫
- 子どもから出た言葉を**教員が整理**し「学習課題・めあて」を設定する 等

教員が「学習課題・めあて」を設定する場合

学習内容やねらいによって、教員が「学習課題・めあて」を提示することもあります。その際にも、子どもが自分たちの「学習課題・めあて」として捉え、「何を学ぶか」、「何ができるようになるか」を意識できるようにしましょう。

- 既習事項を想起させる
- 子どもの興味・関心をひくような発問を工夫する
- 単元全体の学習の見通しを示す 等

「学習課題・めあて」に必要な条件

- ・本時に付けるべき資質・能力（ねらい）に迫るもの
- ・多様な考えを引き出すことができるもの
- ・子どもの実態を踏まえており、意欲を高めるようなもの
- ・子どもにとって考える必要性があるもの
- ・子どもがゴールイメージをもてる、分かりやすい具体的なもの

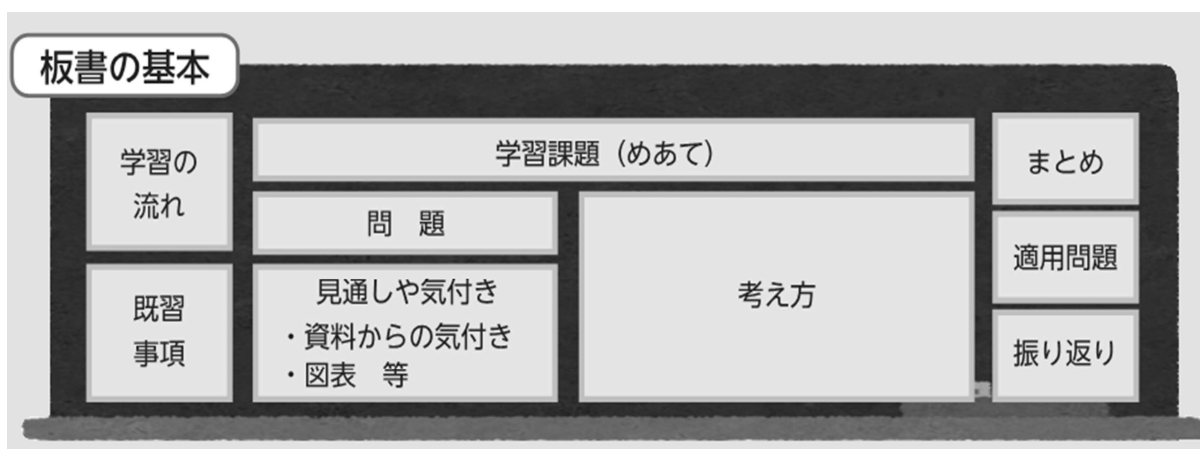
***教員が、めあてを達成した子どもの姿（何が、どのようにできていればよいのか）を明確に捉えておくことが重要！！**

キ 板書

板書は、1 単位時間の授業における子どもたちの思考の足跡です。授業の流れが分かるよう、構造的な板書を目指しましょう。

<ポイント>

- ・「学習課題・めあて」は色チョーク、「問題」は白で囲むなど、ルールを決めておく。
- ・文字の大きさ、チョークの色、線の太さなど、それぞれの意図や効果を考える。
- ・子どもたちの意見や考えが残る板書にする。
- ・子ども参加型の板書（子どもが黒板に書いたり、板書を使って説明したりする等）にする。



（「高知県授業づくり Basic ガイドブック～若年教員のための基礎・基本～」p. 34）

ノートは、子どもたちの大事な思考の場です。板書を写すだけでなく、自分の考えを書いて整理したり、友達の意見を書いたりし、自分だけのノートになるように指導しましょう。「学習課題・めあて」や「振り返り」を書く枠線の色を板書と対応させる等、ノートづくりのルールを決めておきましょう。

(「高知県授業づくり Basic ガイドブック～若年教員のための基礎・基本～」 p.36)

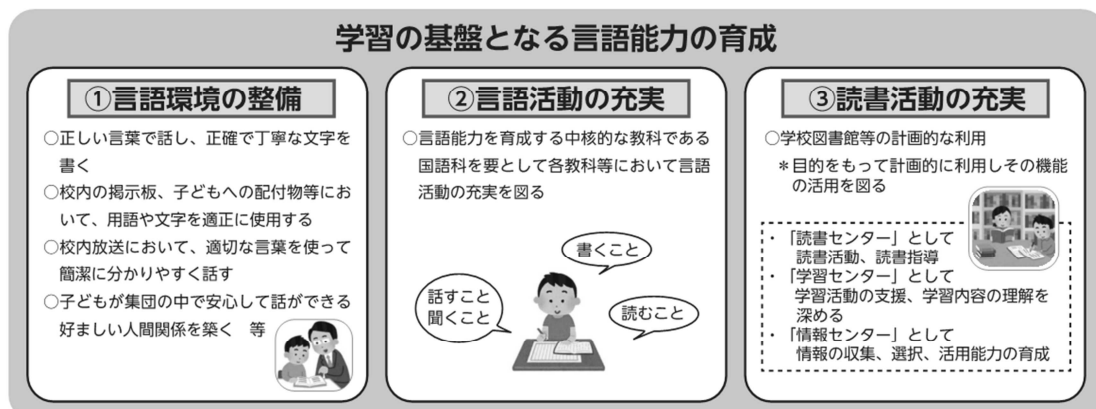
ケ 言語環境の整備と言語活動の充実

(7) 学習の基盤となる言語能力の育成

言語能力はすべての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものであり、教育課程全体を通じて育成を図っていくことが重要です。

言語能力の育成を図るために、各学校においては、①学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくこと、②中核的な教科である国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動の充実を図ること、③読書を通じて、多くの語彙や多様な表現、新たな考え方等に出合うことができるよう、読書活動の充実等に取り組むこと等が大切です。

各学校の実情に応じてこれらの活動を充実させ、子どもたちの確かな言語能力の育成を図りましょう。

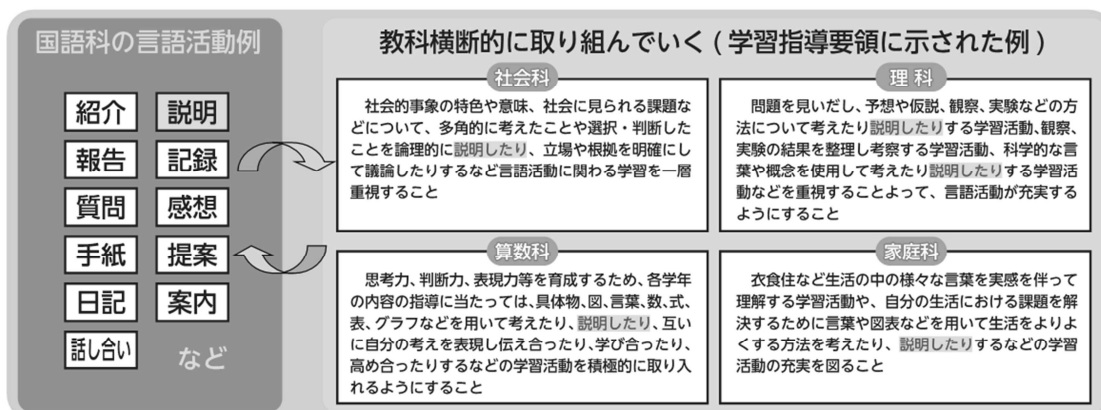


(「高知県授業づくり Basic ガイドブック～若年教員のための基礎・基本～」p.14)

(4) 国語科と他教科等の言語活動の関連

学習指導要領解説国語編では、「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をどのような言語活動を通して育成するかを言語活動例として示しています。また、他教科等においても、教科の特質に応じた言語活動が位置付けられており、国語科との関連を図りながら教科横断的に取り組んでいくことが大切です。例えば、「説明」という言語活動は、社会科、算数・数学科、理科等でも重視されており、各教科等で繰り返し行うことで、自分の考え等をまとめて適切に説明するという能力が高まっていきます。

このように、国語科を要として各教科等において計画的・継続的に言語活動の充実を図り、子どもたちの確かな言語能力の育成を目指していきましょう。



(「高知県授業づくり Basic ガイドブック～若年教員のための基礎・基本～」p.14)

コ 学習指導案の作成（様式例）

第〇学年〇〇科学習指導案

令和〇年〇月〇日〇曜日 第〇校時

〇〇立〇〇学校

〇年〇組 児童（生徒）数〇名

場所 〇〇室

指導者 〇〇 〇〇

学習指導要領における指導事項等

学習指導要領から本単元（題材）の目標に関係する指導事項や身に付けさせたい資質・能力等を書き出す場合もあります。

1 単元名（題材名、主題名）

2 単元（題材）について

○単元（題材）観

学習指導要領を踏まえ、この単元（題材）の年間計画における位置付け、その題材の意義や価値、本単元で働かせたい見方・考え方、系統性や他領域との関連等について、単元（題材）の目標や内容に即して具体的に記述する。特に、学習指導要領に示している指導内容のどこに当たるかを明確に記述する。

○児童（生徒）観

この単元（題材）に関係するこれまでの既習事項やその定着の状況を、これまでの評価、事前テスト、アンケート結果などを基に、分析的かつ具体的に記述する。

○指導観

児童生徒の学習状況を踏まえて、主体的・対話的で深い学びを実現し、本単元で身に付けさせたい力を確実に育成するための学習展開や指導方法の工夫、評価の進め方、指導上の留意点などを具体的に記述する。

授業参観、授業分析・検討の視点

3 単元（題材）の目標

学習指導要領に示された目標・内容を踏まえて、本単元の目標を具体的に記述する。

※教科によっては、資質・能力の3つの柱ごとに目標を設定し、記述する。

4 単元（題材）の評価規準

単元（題材）の目標と評価規準が対応しているか確認する。

- ・単元（題材）の目標の実現状況を把握するための評価規準を『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所）などを基に考え、具体的に記述する。
- ・3つの資質・能力に合わせて3観点で記入する。※評価の観点は省略せずに記入する。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
「3 単元（題材）の目標」の実現状況を把握するために、「おおむね満足できる」状況と判断される児童生徒の姿をイメージできるように書く。		

5 指導と評価の計画（全6時間）

記載については、各教科等によって異なるため、作成の際には「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」を参照する。

- ・「3 単元（題材）の目標」と「4 単元（題材）の評価規準」との整合性を確認して各時間の「指導のねらい（目標）」、「評価規準」を設定する。
- ・単元（題材）の目標の実現を目指し、学習内容や学習活動を適切に配置する。

		○指導のねらい(目標) ・学習内容、学習活動	評 価			
			知	思	態	評価規準（評価方法）
第一次	1	○				「指導のねらい（目標）」の実現状況を把握するために、いつ、どのような方法で児童生徒について観点別学習状況を評価するのか計画を立て、「評価規準」を設定する。「4 単元（題材）の評価規準」との整合性を確認する。
	2	○				
第二次	3 (本時)	○				「5 指導と評価の計画」の「指導のねらい（目標）」や「評価規準」と、「6 本時の指導」の「(1) 本時の目標」や「(2) 本時の評価規準」は対応しているか確認する。
	4	○				

6 本時の指導（3／6時）

(1) 本時の目標

「3 単元（題材）の目標」を踏まえて、重点化した本時の具体的な目標を記述する。

(2) 本時の評価規準

本時の評価規準を記入する。

(3) 準備物

(4) 学習の展開

1 単位時間の学習過程は、「高知県授業づくり Basic ガイドブック」に記載している細分化した学習過程（7 段階）による問題解決的な学習を参考に、授業のねらいに応じた学習過程を設定する。

		学習活動	指導上の留意点	評価規準 評価方法
導入 (○分)	見通し	どのような学習に取り組むのかということが分かるよう、学習課題や主たる発問、予想される児童生徒の反応などを記述する。	「学習活動」にどのような指導上の意図があるのか、また、その具体的な手立て等が分かるように記述する。	本時の目標の実現状況を本時の評価規準に照らして評価する。
	展開 (○分)		児童生徒の状態を把握し、主体的に学習に取り組ませるための工夫や配慮等も記述する。	個々の学習状況を把握し、指導に生かす。どの場面で、どのように、児童生徒の学習のどういうところを見るかなど、具体的に記述する。
終末 (○分)	まとめ	「学習の展開」には、「努力を要する」と判断した児童生徒を「おおむね満足できる」状況にするための具体的な手立てや指導のポイントを留意点として明記する。		
	振り返り			

指導と評価の一体化

(5) 板書計画（p. 48 確認）

サ 学習評価

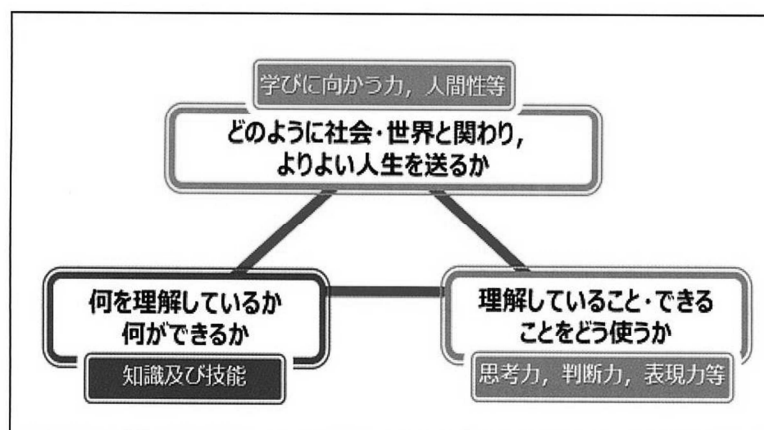
(7) 学習評価の在り方について

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要です。また、学習評価は児童生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かしていくことが重要であり、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要です。

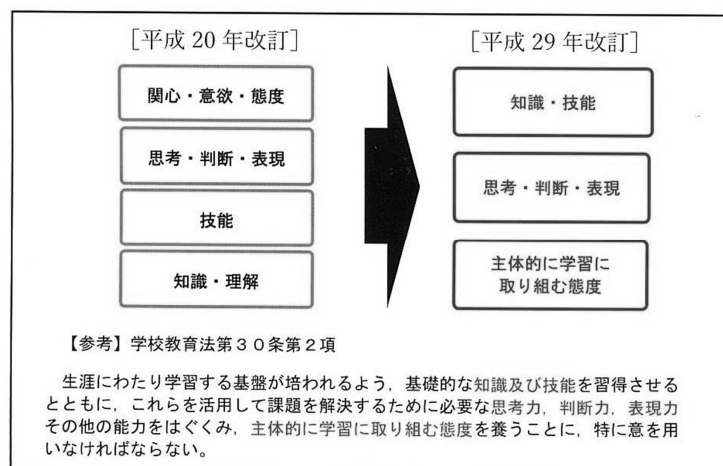
a 評価の観点の整理

学習指導要領では、全ての教科等の目標及び内容は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指す資質・能力の三つの柱で再整理されています。



『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター）

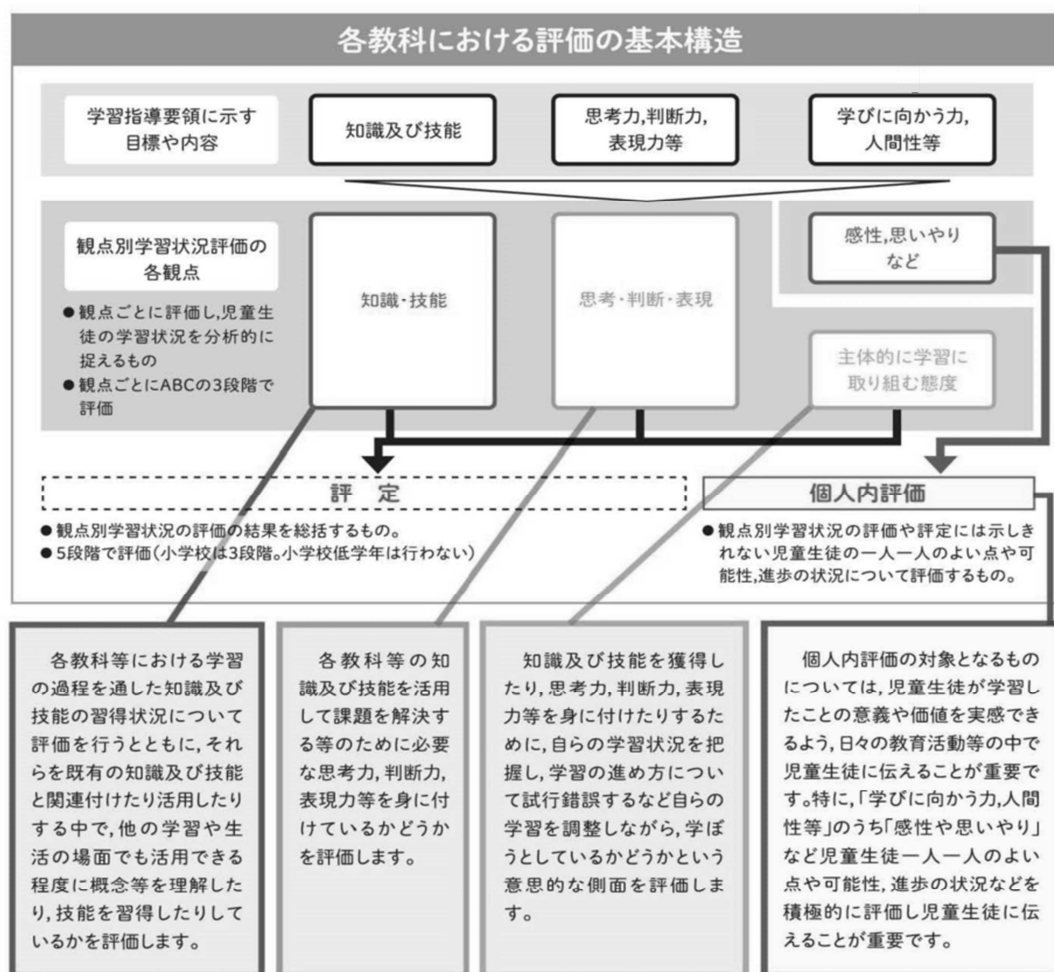
そのことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点も、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理されています。



『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター）

b 各教科の評価

各教科の評価については、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」とこれらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされています。



「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」(文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター)

ただし、「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価(個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する)を通じて見取る部分があることに留意する必要があります。

また、高等学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱) 高等部における「各教科・科目等の学習の記録」については、観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の観点別学習状況を指導要録に記載することとなっています。

c 評価場面の設定

評価については、毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、単元や題材などのまとまりの中で、指導内容に照らして評価の場面を適切に位置付けることが大切です。日々の授業の中では、児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要です。そのうえで、評価規準に照らして、観点別学習状況の評価を

するための記録を取るようになります。そのため、児童生徒全員の学習状況を記録に残す場面を精選し、かつ適切に評価するための計画が一層重要になります。

d 教科以外の評価

各教科以外の学習活動の評価も、それぞれの意図や配慮事項に留意して、適切に行う必要があります。特別の教科 道徳や小学校外国語活動・外国語科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動についての評価は以下に示すページを参照し、評価を行ってください。

- ・特別の教科 道徳（p. 59参照）・小学校外国語活動・外国語（p. 69参照）
- ・総合的な学習の時間（p. 73参照）・総合的な探究の時間（p. 77参照）・特別活動（p. 80参照）

e 特別な支援を要する児童生徒の評価（障害のある児童生徒に係る学習評価）

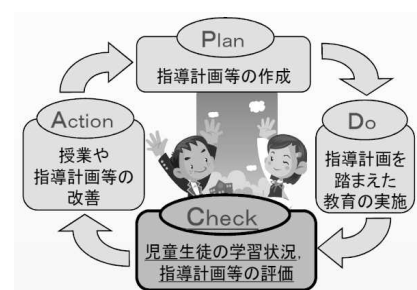
学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わるものではありません。障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。

(イ) 指導と評価の一体化

学習指導要領では、各教科等の目標及び内容が育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って再整理され、各教科等でどのような資質・能力の育成を目指すのかが明確化されました。これにより、教師が「子供たちにどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る、いわゆる「指導と評価の一体化」が実現されやすくなることが期待されます。

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業中の児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切です。例えば、学習評価を通じて、授業中の児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導をする時間を設けたり、学校における教育活動を組織として改善したりしていくことが考えられます。

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っています。したがって、指導と評価の一体化は、学習指導の改善が個々の教員の取組にとどまるのではなく、学習指導の改善と学校の教育課程全体の改善に向けた取組とを効果的に結び付けて考えることが重要です。



「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」
(文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター)

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化

(ウ) 評価規準について

各学校において指導と評価を行うときには、学習指導要領に基づいて、単元のねらい

や本時のねらいを明確にし、そのねらいに対する学習の実現状況を把握するための評価基準を設定します。

評価基準については、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所 小中：令和2年3月 高校：令和3年8月）に、「各学校において目標に準拠した観点別学習状況の評価を行うに当たっては、観点ごとに評価基準を定める必要がある。評価基準とは、観点別学習状況の評価を的確に行うため、学習指導要領に示す目標の実現の状況を判断するよりどころを表現したものである。」とあります。評価基準を設定するときは、「目標に準拠した評価の妥当性、信頼性などを高めるためにも、国等が示す評価に関する資料を参考にする必要があります。」また、評価基準の設定及び学習評価の実施に当たっては、評価基準や評価方法を事前に教師同士で検討し、明確にすることや、評価結果について検討すること、実践事例を蓄積し共有していくこと、授業研究等を通じ、評価に関わる教師の力量の向上を図ることなどについても、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切です。

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」では、学習評価の基本的な考え方や、各教科等における観点別学習状況の評価を実施する際に必要となる評価基準の作成及び評価の実施等について解説しているほか、各教科等別に単元や題材に基づく学習評価について事例が紹介されています。学習指導案を作成するときにはこれらを参考にして質を担保していくことが重要です。

シ 授業評価

授業を改善し続けるためには、授業におけるPDCAサイクルを適切に実施していく必要があります。

「教科の指導」で今まで述べてきたことは、本県教員として一定レベルの学習指導を行うために必要なことであり、児童生徒にとって分かる授業を展開するために、授業者として認識しておく事項となります。

授業評価は、実際の授業展開がねらいを実現できたのか、児童生徒の理解を深めることができたのか、児童生徒にどのような変化を生じさせたのかなどを検証する際、授業者だけでなく、児童生徒（学習者）や第三者からの視点を含めて行うPDCAサイクルの「C」であり、これを適切に分析し、明らかになったことから「A」の授業改善へとつなげていくものです。私たちは、日常的に授業を振り返り「より分かる授業」を目指していますが、自分の感覚だけではなく、客観的、多角的なデータを基にした分析を行うことで、より授業改善（PDCAサイクル）が進みます。

特に、「学習者」（児童生徒）による授業評価を行うことで、児童生徒が授業をどのように捉え、何を獲得したのかを児童生徒の側から明らかにすることができます。「授業者」、「学習者」、「観察者」による授業評価を併せた適切なデータ分析に基づき、自分の授業を客観的に振り返ることで、授業の質は高まり、「より分かる授業」に向けての授業改善が図られます。

(7) 授業評価の例

授業評価には、「誰（主体）が」、「誰（対象）を」評価するかという視点から、例えば、次のようなものがあります。

誰が 誰を (主体) (対象)	授業者（教師）が	学習者（児童生徒）が	観察者（第三者）が
授業者を (授業を)	【授業者の自己評価】 ・授業設計、教材研究や指導方法 ・児童生徒に対する態度	【学習指導(授業)の評価】 ・教師の教え方 ・児童生徒に対する態度	【学習指導の評価】 ・授業設計、教材研究や指導方法 ・児童生徒に対する態度
学習者を (児童生徒を)	【学習反応の評価】 ・学習への意欲や態度 ・発言や思考過程 ・学習目標の実現状況	【学習者の自己評価】 ・学習への意欲 ・努力度 ・学習内容の理解度	【学習活動の評価】 ・学習への意欲や態度 ・発言や思考過程 ・学習目標の実現状況
学習集団を	【学習雰囲気の評価】 ・コミュニケーション ・協調性 ・学習目標実現への全体の高まり	【学習活動の相互評価】 ・コミュニケーション ・学習への意欲 ・目標の達成度	【学習雰囲気の評価】 ・コミュニケーション ・協調性 ・学習目標実現への全体の高まり

「わかる楽しい授業をめざして『授業評価システムを生かした授業の工夫・改善』－小学校編－」（高知県教育センター）

(イ) 学習者（児童生徒）が授業評価を行う際の留意点など

a 意義や目的の理解

- ◎授業評価を行う意義や目的を、児童生徒も理解していることが大切である。
- ◎評価項目の作成に当たっては、教職員の共通理解を図り、作成過程を大切にする。
- ◎授業評価の方法や視点は、教科の特性や学年の発達段階、児童生徒の実態などに合った適切なものにする。

b 授業評価の実施方法や項目

- ◎单元ごとなど、教職員、児童生徒双方に負担にならない範囲で随時実施し、授業評価を日常化することで児童生徒の学習の定着や成長と指導の効果、指導の改善についてを知ることができる。
- ◎質問紙法（４段階などの評定尺度法）では数量的な評価を行うことができ、自由記述法では児童生徒の考えを書かせることができる。両者を組み合わせる方法もある。
 - ・質問項目や自由記述欄を各学校である程度統一しておく児童生徒の戸惑いが少ない。
 - ・各教科の特性を踏まえた質問項目も必要となる。

<授業評価票の例：観察者が授業者を評価>

【授業評価】		記入者（ ）
4：十分できている 3：だいたいできている 2：あまりできていない 1：できていない		
評価項目	評価	
学習指導要領の目標や内容を基に、児童生徒の実態に合わせた教材研究ができていたか		
時間配分は適切であったか		
本時の学習課題・めあてを明確に示し、児童生徒に学習の見通しをもたせることができていたか		
本時の学習課題・めあてに応じた効果的な発問ができていたか		
構造的で効果的な板書ができていたか		
児童生徒が思考する場面や活動する場面を設けることができていたか		
授業のねらいに応じた学習形態（ペア・グループ学習等）の工夫ができていたか		
学習規律のある授業を展開することができていたか		
本時の学習を振り返る場を適切に設けていたか		

「令和6年度 若年教員研修の概要」参照

目的に応じた授業評価票を用いて、授業改善につなげていきましょう。

<参考・引用文献>

- 「わかる楽しい授業をめざして『授業評価システムを生かした授業の工夫・改善』—小学校編—」
(高知県教育センター 平成15年11月)
- 「新しい学習評価の考え方とその方法～『確かな学力』の定着を目指して～（小学校編）」
(高知県教育センター 平成24年3月)
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」
(中央教育審議会 平成28年12月21日)
- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」 (中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 平成31年1月21日)
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」
(文部科学省初等中等教育局長 30文科初第1845号 平成31年3月29日)
- 「学習評価の在り方ハンドブック」 小・中学校編 (文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和元年6月)
- 「学習評価の在り方ハンドブック」 高等学校編 (文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和元年6月)
- 「高知県授業づくりBasicガイドブック～若年教員のための基礎・基本～」 (高知県教育センター 令和4年3月)
- 「高知県授業づくりBasicガイドブック—高校授業編—」 (高知県教育委員会 平成30年3月)
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」
(文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和2年3月)

(3) 特別の教科 道徳

ア 「道徳の時間」から「特別の教科 道徳」へ

我が国の教育は、教育基本法第1条に示されているとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものです。

人格の完成及び国民の育成の基盤となるものが道徳性であり、その道徳性を育てることが学校教育における道徳教育の使命です。

学校教育において道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものとされてきました。しかし、道徳教育の重点目標を設定し充実した指導を重ね、確固たる成果を上げている学校がある一方で、他教科に比べて軽んじられていることや、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われている例があることなどの課題が指摘されています。

このような実態を踏まえ、道徳教育の改善・充実を図る観点から、平成27年3月27日に学校教育法施行規則を改正し、「道徳」を「特別の教科である道徳」とするとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正が示されました。

今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどが示されています。このことは、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にある」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との中央教育審議会答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものです。

小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から、検定教科書を導入して「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）が全面実施となりました。特別支援学校における小学部・中学部についても、道徳科の目標や内容等はそれぞれ小学校・中学校学習指導要領第3章に準じています。高等学校では、学習指導要領に示す道徳教育の目標を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて全教師が協力して道徳教育を展開することになりました。高等学校・特別支援学校における道徳教育の取り扱いについては後述します。（P67 参照）

イ 「道徳教育」と「道徳科」

小学校学習指導要領、中学校学習指導要領には、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要である道徳科の目標を以下のように示しています。

【学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標】第1章 総則

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

【道德教育の要である道德科の目標】第3章 特別の教科 道德

第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、**道德的諸価値**についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(中学校：広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の生き方(中学校：人間としての生き方)についての考えを深める学習を通して、**道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。**

※道德的諸価値…よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるもの。

道德教育は、学校や児童生徒の実態などを踏まえ設定した目標を達成するために、道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うことを基本とし、あらゆる教育活動を通じて適切に行うことが大切です。その中で、道德科は、各活動における道德教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たしています。

道德科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の目標と同様に、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うことです。

道德性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道德教育は、道德性を構成する諸様相である**道德的判断力、道德的心情、道德の実践意欲と態度**を養うことを求めています。

道德性を養うことを目的とする道德科においては、その目標を十分に理解して、教師の一方的な押し付けや単なる生活経験の話合いなどに終始することのないように特に留意し、それにふさわしい指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高める工夫をすることが大切です。

【道德性を構成する諸様相】

道德的判断力

それぞれの場面において善悪を判断する能力。人間として生きるために道德的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力。

道德的心情

道德的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情。

道德の実践意欲と態度

道德的心情や道德的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性。

◎道德の実践意欲…道德的価値を実現しようとする意志の働き。

◎道德的態度…具体的な道德的行為への身構え。

ウ 道徳科の内容

道徳科の内容は、教師と児童生徒が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題です。児童生徒自らが調和的な道徳性を養うためのものであり、学習指導要領に示されている内容項目は、児童生徒が人間として他者とよりよく生きていくうえで学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含むものとなっており、以下の四つの視点から分類整理されています。

この四つの視点は相互に深い関連をもっており、各学年段階において、関連を考慮しながら四つの視点に含まれるすべての内容項目について適切に指導しなければなりません。

小学校			中学校 (22 項目)
第 1・2 学年 (19 項目)	第 3・4 学年 (20 項目)	第 5・6 学年 (22 項目)	
A 主として自分自身に関すること			
(1) 善悪の判断、自律、自由と責任	(1) 善悪の判断、自律、自由と責任	(1) 善悪の判断、自律、自由と責任	(1) 自主、自律 自由と責任
(2) 正直、誠実	(2) 正直、誠実	(2) 正直、誠実	
(3) 節度、節制	(3) 節度、節制	(3) 節度、節制	(2) 節度、節制
(4) 個性の伸長	(4) 個性の伸長	(4) 個性の伸長	(3) 向上心、個性の伸長
(5) 希望と勇気、 努力と強い意志	(5) 希望と勇気、 努力と強い意志	(5) 希望と勇気、 努力と強い意志	(4) 希望と勇気、 克己と強い意志
		(6) 真理の探究	(5) 真理の探究、創造
B 主として人との関わりに関すること			
(6) 親切、思いやり	(6) 親切、思いやり	(7) 親切、思いやり	(6) 思いやり、感謝
(7) 感謝	(7) 感謝	(8) 感謝	
(8) 礼儀	(8) 礼儀	(9) 礼儀	(7) 礼儀
(9) 友情、信頼	(9) 友情、信頼	(10) 友情、信頼	(8) 友情、信頼
	(10) 相互理解、寛容	(11) 相互理解、寛容	(9) 相互理解、寛容
C 主として集団や社会との関わりに関すること			
(10) 規則の尊重	(11) 規則の尊重	(12) 規則の尊重	(10) 遵法精神、公德心
(11) 公正、公平、社会正義	(12) 公正、公平、社会正義	(13) 公正、公平、社会正義	(11) 公正、公平、社会正義
(12) 勤労、公共の精神	(13) 勤労、公共の精神	(14) 勤労、公共の精神	(12) 社会参画、公共の精神
			(13) 勤労
(13) 家族愛、 家庭生活の充実	(14) 家族愛、 家庭生活の充実	(15) 家族愛、 家庭生活の充実	(14) 家族愛、 家庭生活の充実
(14) よりよい学校生活 集団生活の充実	(15) よりよい学校生活 集団生活の充実	(16) よりよい学校生活 集団生活の充実	(15) よりよい学校生活 集団生活の充実
(15) 伝統と文化の尊重、国 や郷土を愛する態度	(16) 伝統と文化の尊重、国 や郷土を愛する態度	(17) 伝統と文化の尊重、国 や郷土を愛する態度	(16) 郷土の伝統と文化の尊 重、郷土を愛する態度
			(17) 我が国の伝統と文化の 尊重、国を愛する態度
(16) 国際理解、国際親善	(17) 国際理解、国際親善	(18) 国際理解、国際親善	(18) 国際理解、国際貢献
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること			
(17) 生命の尊さ	(18) 生命の尊さ	(19) 生命の尊さ	(19) 生命の尊さ
(18) 自然愛護	(19) 自然愛護	(20) 自然愛護	(20) 自然愛護
(19) 感動、畏敬の念	(20) 感動、畏敬の念	(21) 感動、畏敬の念	(21) 感動、畏敬の念
		(22) よりよく生きる喜び	(22) よりよく生きる喜び

エ 年間指導計画の内容

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童生徒の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画です。年間指導計画には、次の内容を明記しておく必要があります。

(7) 各学年の基本方針

全体計画に示されている道徳教育の目標に基づき、道徳科における指導について学年ごとの基本方針を具体的に示します。

(イ) 各学年の年間にわたる指導の概要

具備することが求められる事項としては、次のものがあります。

a 指導の時期

学年（中学校：又は学級）ごとの実施予定の時期を記載します。

b 主題名

ねらいと教材で構成した主題を、授業の内容が概観できるように端的に表したものを記述します。

c ねらい

道徳科の内容項目を基に、ねらいとする道徳的価値や道徳性の様相を端的に表したものを記述します。

d 教材

教科用図書やその他、授業において用いる副読本等の中から、指導で用いる教材の題名を記述します。なお、その出典等を併記します。

e 主題構成の理由

ねらいを達成するために教材を選定した理由を簡潔（中学校：簡略）に示します。

f 学習指導過程と指導の方法

ねらいを踏まえて、教材をどのように活用し、どのような学習指導過程や指導方法で学習を進めるのかについて簡潔に示します。

g 他の教育活動等における道徳教育との関連

他の教育活動において授業で取り上げる道徳的価値に関わってどのような指導が行われるのか、日常の学級経営においてどのような配慮がなされるのかなどを示します。

h その他

校長や教頭などの参加、他の教師の協力的な指導の計画、保護者や地域の人々の参加・協力の計画、複数の時間で取り上げる内容項目の場合は各時間の相互の指導の関連などの構想、年間指導計画の改善に関わる事項を記述する備考欄などを示します。

オ 学習指導案の作成

道徳科の学習指導案は、年間指導計画に位置付けられた主題を指導するに当たって、児童生徒や学級の実態に即して、教師自身の創意工夫を生かして作成する指導計画です。具体的には、ねらいを達成するために、道徳科の特質を生かして、何を、どのような順序、方法で指導し、評価し、さらに主題に関連する本時以外の指導にどのように生かすのかなど、学習指導の構想を一定の形式に表現したものです。

学習指導案の作成の手順は、それぞれの状況に応じて異なりますが、おおむね次のようなことが考えられます。

ねらいを検討する→指導の重点を明確にする→教材を吟味する→学習指導過程を構想する

【学習指導案の項目及び一般的な形式（例）】

第○学年道徳科学習指導案

- 1 主題名（例）温かい心で親切に 【親切、思いやり】小学校 低B（6）

原則として年間指導計画における主題名を記述する。

- 2 ねらいと教材

- （1）ねらい

年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに教材名・出典等を併記する。

- （2）教材名

- 3 主題設定の理由

- （1）ねらいや指導内容についての教師の捉え方

- （2）児童生徒のこれまでの学習状況や実態と教師の願い（中学校：教師の生徒観）

- （3）使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法（中学校：取り上げた意図及び生徒の実態と関わらせた教材を生かす具体的な活用方法）

児童生徒の肯定的な面やそれを更に伸ばしていこうとする観点からの積極的な捉え方を心掛けるようにする。また、抽象的な捉え方をするのではなく、児童生徒の学習場面を予想したり、発達の段階や指導の流れを踏まえたりしながら、より具体的で積極的な教材の生かし方を記述する。

- 4 学習指導過程

	学習活動	主な発問と予想される児童生徒の反応	指導上の留意点
導 入	◆主題に対する児童生徒の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる（中学校：道徳的価値や人間としての生き方についての自覚に向けて）動機付けを図る段階。 【導入の工夫】 本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる導入などの工夫をする。		
展 開	◆ねらいを達成するための中心となる段階。中心的な教材によって、児童生徒一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる段階。（中学校：物事を広い視野から多面的・多角的に考え、道徳的価値や人間としての生き方についての自覚を深める段階。） 【展開の工夫】 児童生徒の実態と教材の特質を押さえた発問。 教材に描かれている道徳的価値に対する児童生徒一人一人の感じ方や考え方を生かしたり、物事を多面的・多角的に考えたり、児童生徒が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめるなど（中学校：自分の問題として受け止め深く自己を見つめるなど）の学習が深まるよう留意する。		
終 末	◆ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階。 【終末の工夫】 学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする学習活動などが考えられる。		

- 5 評価の視点

- 6 他の教育活動との関連

- 7 板書計画

カ 学習指導の多様な展開

学習指導を構想する際には、学級の実態、児童生徒の発達段階、指導の内容や意図、教材の特質、他の教育活動との関連などに応じて柔軟な発想をもつことが大切です。そのことによって、例えば、次のような学習指導を構想することができます。

(7) 多様な教材を生かした指導

道徳科では、道徳的な行為を題材とした教材を用いることが広く見られます。それらを学習指導で効果的に生かすには、登場人物の立場に立って自分との関わりで道徳的価値について理解したり、そのことを基にして自己を見つめたりすることが求められます。また、教材に対する感動を大事にする展開にしたり、道徳的価値を実現するうえでの迷いや葛藤を大切にしたりした展開、知見や気づきを得ることを重視した展開、批判的な見方を含めた展開にしたりするなどの学習指導過程や指導方法の工夫が求められます。

その際、教材から読み取れる価値観を一方的に教え込んだり、登場人物の心情理解に偏ったりした授業展開にならないようにするとともに、児童生徒が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるように問題解決的な学習を積極的に導入することが求められています。なお、教材については、以下の要件に気を付けます。

- ・児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
- ・人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
- ・多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

(イ) 体験の生かし方を工夫した指導

児童生徒は、学校の教育活動や日常生活において様々な体験をし、その中で、様々な道徳的価値について触れ、自分との関わりで考えたり感じたりしています。道徳科においては、児童生徒が日常の体験やそのときの感じ方や考え方を生かして、道徳的価値の理解を深めたり、自己を見つめたりする指導の工夫が大切です。日常の体験を想起する問いかけや、体験したことの実感を深めやすい教材の活用、模擬体験や追体験的な表現活動等を取り入れることが考えられます。

(ウ) 各教科等と関連をもたせた指導

各教科等と道徳科の指導のねらいが同じ方向であるとき、学習の時期や教材を考慮したり、相互に関連を図ったりして指導を進めると、指導の効果を一層高めることができます。例えば、物語文の学習（国語科）、郷土や地域の学習（社会科）やチームワークを重視した学習（体育科）、集団形成の学習、奉仕等の体験活動（特別活動）などがあります。各教科等と道徳科それぞれの特質が生かされた関連となるよう配慮することが大切です。

(イ) 道徳科に生かす指導方法の工夫

ねらいを達成するには、児童生徒の感性や知的な興味などに訴え、児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるように、ねらい、児童生徒の実態、教材や学習指導過程などに応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かしていくことが必要です。

そのために、教師自らが多様な指導方法を理解したり、コンピュータを含む多様な機器の活用方法などを身に付けたりしておくとともに、児童生徒の発達の段階などを捉え、指導方法を吟味することも大切です。指導方法の工夫としては、次のようなものがあります。

- | | |
|------------|--------------------|
| ・教材を提示する工夫 | |
| ・発問の工夫 | ・話合いの工夫 |
| ・書く活動の工夫 | ・動作化、役割演技等の表現活動の工夫 |
| ・板書を生かす工夫 | ・説話の工夫 |

キ 道徳科の指導における配慮事項

道徳科の指導では、以下の点に配慮して取り組みます。

(ア) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制

道徳科は主として学級の児童生徒をよく理解している学級担任が計画的に進めるものですが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実させることが大切です。

(イ) 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導

道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえた指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意し、計画的・発展的な指導を行います。

(ウ) 児童生徒が主体的に道徳性を養うための指導

児童生徒が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫をします。その際、道徳性を養うことの意義について、児童生徒が自ら考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切です。

発達の段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えて、よりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にします。(中学校)

(エ) 多様な考え方を生かすための言語活動

児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり(中学校：討論したり)書いたりするなどの言語活動を充実させることが大切です。

様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意します。(中学校)

(オ) 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫することが大切です。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにします。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科

の授業に生かすようにします。

(カ) 情報モラルと現代的な課題に関する指導

児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、内容項目との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実させる必要があります。

社会の持続可能な発展などの現代的な課題（中学校：科学技術の発展と生命倫理との関係）の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めます。なお、多様な見方や考え方ができる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことがないようにすることが大切です。

(キ) 家庭や地域社会との連携による指導

道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることが大切です。

ク 道徳科の評価

小学校・中学校学習指導要領 特別の教科 道徳「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の4には、道徳科の評価について次のように示されています。

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

これは、道徳科において養うべき道徳性は、児童生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないことを明記したものです。教師は道徳科において、こうした点を踏まえ、それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切です。

【道徳科における評価】

- ①数値による評価ではなく、記述式とすること。
- ②個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ③他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと。
- ④学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
- ⑤道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること。
- ⑥発達障害等のある児童生徒が抱える学習上の困難さの状況等を踏まえた指導及び評価上の配慮を行うこと。
- ⑦調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること。

「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）より

ケ 高等学校における道德教育

高等学校では、小・中学校と異なり道德科が設けられていません。今回の学習指導要領の改訂により、高等学校における道德教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うこと、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うことによりその充実を図るよう示されています。そのため、校長の方針のもとに、全教師が協力して道德教育を推進することに加え、小・中学校と同様に、道德教育推進を主に担当する教師（道德教育推進教師）が位置付けられました。

各教科、総合的な探究の時間及び特別活動は、そのすべてが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としており、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道德教育の役割をも担っています。特に、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動には、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、高等学校における道德教育の中核的な指導場面として重視しています。

高等学校での道德教育を進めるに当たっては、中学校までに深めた道德的諸価値についての理解を基に、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意したうえで、以下の点について適切な指導を行うことが重要です。

- 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする事。
- 生命を尊重する心を育てる事。
- 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養う事。
- 義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う事。
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること。

どのような内容を重点的に指導するかについては、「各学校において生徒や学校の実態を踏まえた、社会的な要請や今日的課題」について考慮しながら判断することが求められます。

高等学校における道德教育のより一層の充実のためには、学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実させることが求められます。そして、道德教育の指導が、生徒の日常生活に生かされ、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意することが大切です。

コ 特別支援学校における道德教育

特別支援学校では、校長の方針のもとに、全教師が協力して道德教育を推進することに加え、小・中学校、高等学校と同様に、道德教育推進を主に担当する教師（道德教育推進教師）を中心に展開することとなっています。

小学部・中学部については、道德科の目標や内容等はそれぞれ小学校・中学校学習指導要領第3章に準じます。ただし、次の3項目を踏まえた実践に努めることが必要です。

- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る。
- 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する。
- 知的障害者である児童生徒の指導に当たっては、個々の知的障害の状態や生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。

高等部については、高等学校に準じて学校の教育活動全体を通して行われます。ただし、知的障害者である生徒に対しては、特別の教科 道徳（道徳科）が設けられており、小・中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営むうえで必要な道徳性を一層高めることが求められます。また、指導計画の作成と内容の取扱いについては、以下の項目を踏まえた実践に努めることが必要です。

- 指導計画の作成に当たっては、生徒や学校、地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳科との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫する。
- 各教科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、将来の生活を見据え、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する。
- 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行う。

<参考・引用文献>

- 「小学校学習指導要領」（文部科学省 平成 29 年 3 月）
- 「中学校学習指導要領」（文部科学省 平成 29 年 3 月）
- 「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）
- 「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）
- 「高等学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成 30 年 7 月）
- 「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（文部科学省 平成 29 年 4 月）
- 「特別支援学校高等部学習指導要領」（文部科学省 平成 31 年 2 月）
- 「特別支援学校高等部学習指導要領解説 知的障害者教科等編（下）（高等部）」（文部科学省 平成 31 年 2 月）
- 「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について 報告（文部科学省 平成 28 年 7 月）
- 「道徳教育用指導資料集」（高知県教育委員会 平成 28 年 2 月）

道徳教育アーカイブについて

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を図るため、「道徳教育アーカイブ」を作成し、各学校における事例等を紹介しています。



(4) 小学校外国語活動・外国語

ア 小学校外国語活動・外国語科の基本的な考え方

小学校における外国語教育では、中学年から「聞くこと」、「話すこと」を中心とした外国語活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めたうえで、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」及び「書くこと」を加えて総合的・系統的に扱う教科学習を行い、中学校への接続を図ることを重視しています。

(7) 学習指導要領における外国語活動・外国語科の目標と育成を目指す資質・能力

	外国語活動の目標	外国語科の目標
	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識及び技能	外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。	外国語の音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどについて、日本語と外国語との違いに気付く、これらの知識を理解するとともに、読むこと、書くことに慣れ親しみ、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
思考力、判断力、表現力等	身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、身近で簡単な事柄について、聞いたり話したりするとともに、音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
学びに向かう力、人間性等	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方

「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方」とは、外国語によるコミュニケーションの中で、どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのかという、物事を捉える視点や考え方であり、「外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること」であると考えられます。

外国語によるコミュニケーションの一連の過程を通して、このような「見方・考え方」を働かせながら、自分の思いや考えを表現することなどを通じて、児童の発達の段階に応じて「見方・考え方」を豊かにすることが重要です。

言語活動

外国語活動や外国語科における言語活動は、記録、要約、説明、論述、話し合いといった言語活動よりは基本的なものであり、学習指導要領の外国語活動や外国語科における言語活動は、「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動です。

実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を行う際は、コミュニケーションの「目的や場面、状況など」を明確に設定したり、工夫したりすることが重要です。

(イ) 学習指導要領における「指導計画の作成と内容の取扱い」の要点

指導計画作成上の配慮事項	【外国語活動・外国語科】 ・ 中学年の外国語活動、高学年の外国語科や中・高等学校における指導との接続に留意すること。 ・ 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。 ・ 学年ごとの目標を適切に定め、2 学年間を通じて外国語活動・外国語科の目標の実現を図ること。 ・ 外国語活動では、簡単な語句や基本的な表現を用いながら、友達との関わりを大切にしたい体験的な言語活動を行うこと。 ・ 外国語科では、外国語活動を履修する際に扱った簡単な語句や基本的な表現などの学習内容を繰り返し指導し定着を図ること。 ・ 言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科など、他教科等で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなど工夫をすること。 ・ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めるようにすること。 ・ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。 ・ 学級担任の教師又は外国語活動・外国語を担当する教師が指導計画を作成し、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。
内容の取扱い	【外国語活動】 ・ 児童の発達の段階を考慮した表現を用い、児童にとって身近なコミュニケーションの場面を設定すること。 ・ 文字については、児童の学習負担に配慮しつつ、音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱うこと。 ・ 言葉によらないコミュニケーションの手段もコミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、ジェスチャーなどを取り上げ、その役割を理解させるようにすること。 ・ ペア・ワーク、グループ・ワークなどの学習形態について適宜工夫すること。その際、相手とコミュニケーションを行うことに課題がある児童については、個々の児童の特性に応じて指導内容や指導方法を工夫すること。 ・ 視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し、児童の興味関心をより高め、指導の効率化や言語活動のさらなる充実を図るようにすること。 ・ コミュニケーションを行う目的、場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を明確に示すことにより、児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること。 【外国語科】 ・ 言語材料については、平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。 ・ 児童の発達の段階に応じて、聞いたり読んだりすることを通して意味を理解できるように指導すべき事項と、話したり書いたりして表現できるように指導すべき事項とがあることに留意すること。 ・ 音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して言語材料を指導すること。また、音声と文字とを関連付けて指導すること。 ・ 日本語と英語との語順等の違いや、関連のある文や文構造のまとまりを認識できるようにするために、効果的な指導ができるよう工夫すること。 ・ 文法の用語や用法の指導に偏ることがないように配慮して、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。 ・ 視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用し、児童の興味関心をより高め、指導の効率化や言語活動のさらなる充実を図るようにすること。 ・ コミュニケーションを行う目的、場面、状況などを明確に設定し、言語活動を通して育成すべき資質・能力を明確に示すことにより、児童が学習の見通しを立てたり、振り返ったりすることができるようにすること。

イ 年間指導計画の立案

外国語活動・外国語科の目標を踏まえ、児童の興味・関心や学級、学校の実態に合わせた活動や内容を考えて年間指導計画を立案していくことが大切です。

(7) 年間指導計画の構成要素

- a 1年間で児童に付けさせたい力（目標）
- b 具体的な指導内容
- c 主な言語活動
- d 評価の観点とその評価方法

年間指導計画を立てる際には、上記の構成要素を支えるものとして、教師が外国語活動・外国語科のねらいや趣旨を十分理解する必要があります。

(4) 年間指導計画作成上の留意点

- a 外国語教育において育成を目指す三つの資質・能力を踏まえ、小・中・高等学校を通じた目標の一貫性、及び指導内容等の系統性に留意する。
- b コミュニケーションの場面や働きを参考に、活動を整理、配列し作成する。
- c 外国語学習の学びの特徴の1つとして、繰り返し何度も語彙や表現に触れることが効果的であることから、繰り返し出合わせることができるような単元配列を工夫する。
- d 学校や地域の特色ある学校行事や他教科等の学習内容等と関連付けた単元等においては、指導時期などを考慮しながら、単元配列を行う。

(7) 学習指導案の作成

年間指導計画に位置付けた単元を指導するに当たって、学習指導案の作成は、授業を構想する上でとても大切な役割をもちます。単元の目標や評価規準、目標達成のための具体的な支援、指導上の留意点など、児童の姿を具体的にイメージしながら作成していきましょう。学習指導案を作成することで、何のために、どんな活動を、どのような方法、順序で指導していくかを明確にした上で指導することができます。

ウ 学習評価

(7) 「内容のまとまりごとの評価規準」の作成

小学校外国語科においては、教科「外国語」としての目標を資質・能力の三つの柱で示していますが、言語「英語」の目標は、英語教育の特質を踏まえ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域別で示し、その実現を目指した指導を通して、教科目標の実現を目指すこととしています。

小学校外国語科における「内容のまとまり」は、「五つの領域」のことであり、外国語科の特質に応じた形で、「内容のまとまりごとの評価規準」を以下の手順で作成します。

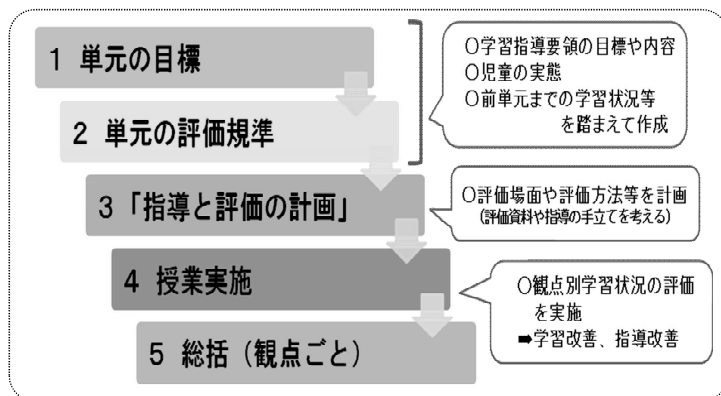
- a 外国語科における「内容のまとまり」の記述が観点ごとにどのように整理されているかを確認する。
- b 「内容のまとまり（五つの領域）ごとの評価規準」を作成する。

(4) 単元の評価規準の作成

単元ごとの評価規準を作成するには、「外国語科の目標」、「五つの領域別の目標」、「内容のまとまり（五つの領域）ごとの評価規準」等に基づき、各学校が児童の実態等に応じて学校の「学年ごとの目標」及び「五つの領域別の『学年ごとの目標』」を設定した上で、「単元ごとの評価規準」を作成します。「単元ごとの目標」及び「単元ごとの評価規準」は、各単元で取り扱う事柄や、言語の特徴やきまりに関する事項（言語材料）、当該単元を中心となる言語活動において設定するコミュニケーションを行う目的や場面、状況など、また、取り扱う話題などに即して設定することになります。

(ウ) 学習評価の進め方

単元における観点別学習状況の評価を実施するに当たり、まずは年間の指導と評価の計画を確認することが重要です。その上で、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとまり（五つの領域）ごとの評価規準」の考え方等を踏まえ、右のように進めることが考えられます。



(イ) 評価方法及び評価時期の工夫

学習評価の際には、目標に準拠した評価として適切な評価方法を用いることが求められます。活動の観察やパフォーマンス評価（インタビュー〔面接〕、授業内の発表、ワークシートや作品等の評価）など、多様な評価方法から児童の学習状況を的確に評価できる方法を選択して評価することが重要です。外国語活動などにおける「慣れ親しみ」に関する評価については、活動の観察、ワークシートや作品等による評価が適切です。

また、目標に準拠して児童の学習の進捗状況を把握する学習評価は、毎回の授業ですべてを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で最適な時期に行うことが適切です。

(オ) 評定について

小学校外国語科の「評定」においては、その特性及び発達の段階を踏まえながら、数値による評価を適切に行うことが求められます。そのうえで、外国語の授業において観点別学習状況の評価では十分に示すことができない、児童一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて児童に積極的に伝えることが重要です。

外国語活動については、評価の観点を記入したうえで、それらの観点に照らして、顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、文章の記述による評価を行います。

エ 教材及び参考資料

小学校外国語活動・外国語における教材及び参考資料として、次のものが学校に配付されています。授業づくりに活用してください。

- ・文部科学省「Let's Try!」（１・２）文部科学省「Let's Try!」指導編（１・２）
- ・文部科学省「We Can!」（１・２）文部科学省「We Can!」指導編（１・２）
- ・高知県教育委員会「Are You Ready?—英語大好き!の子どもを育てる小学校外国語教育指導資料集—」
- ・高知県教育委員会「Kochi 使える広がる Fun! Fun! えいご」

※文部科学省のホームページから外国語活動・外国語を検索すると、外国語活動・外国語に関連する資料を閲覧することができますので、授業づくりの参考にしてください。また、「文部科学省 MEXT channel」では、学習指導要領のポイントや授業の実践例等が動画で配信されています。

<参考文献>

- 「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」（文部科学省 平成 29 年）
- 「小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編」（文部科学省 平成 29 年 7 月）
- 『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校外国語・外国語活動』（文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 令和 2 年 3 月）

(5) 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成します。

ア 総合的な学習の時間における目標及び内容

第1 目標

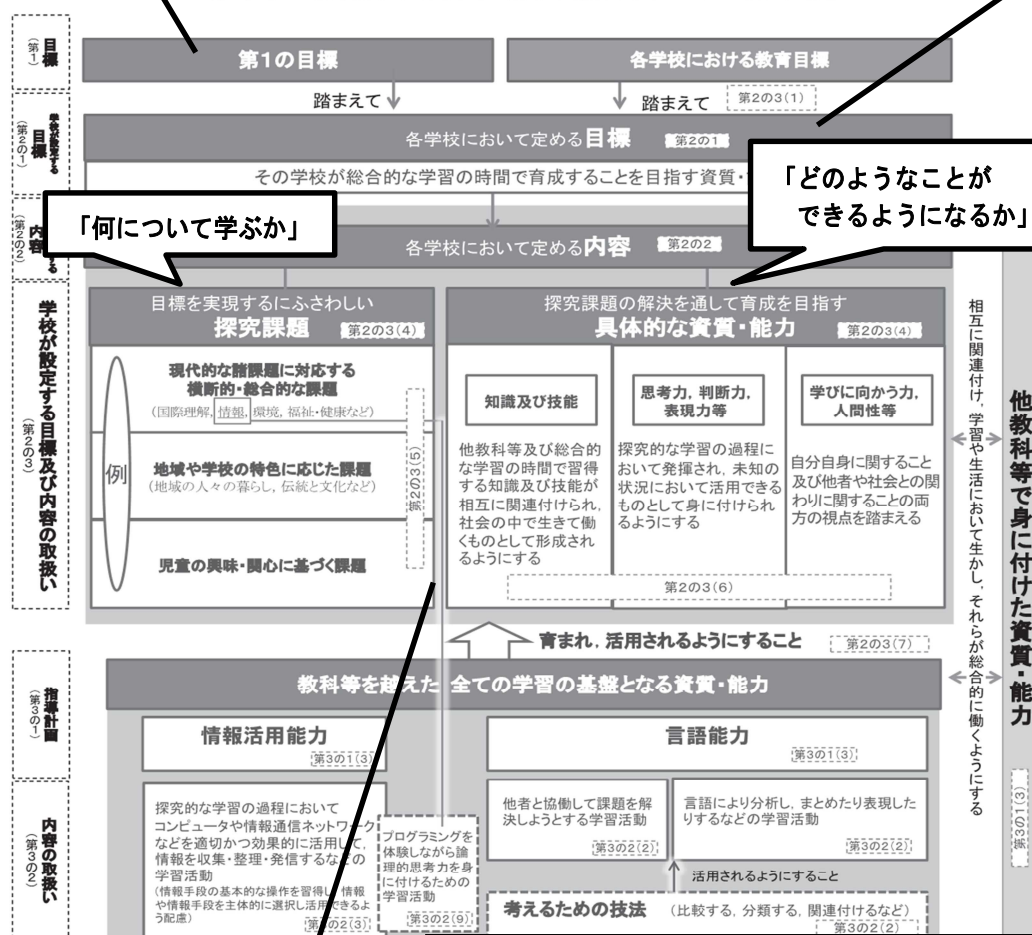
探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

※各学校においては、以下のことに留意して、各学校における総合的な学習の時間の目標を定めます。

- ・「第1の目標」を踏まえる
- ・教育目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を示す
- ・他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視する
- ・日常生活や社会との関わりを重視する

第5章 総合的な学習の時間の構造イメージ（小学校）

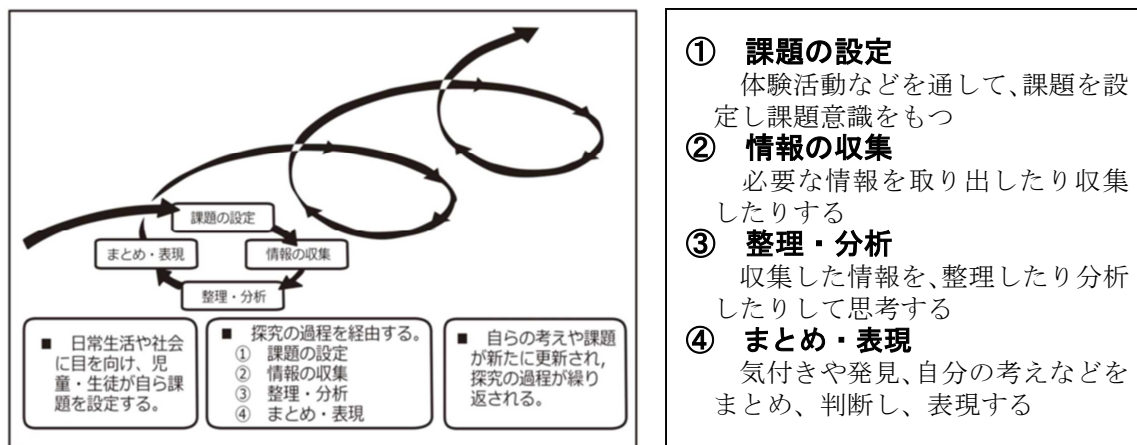


「総合的な学習の時間」の内容は、目標を実現するにふさわしい探究課題と、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力の二つによって構成されます。

イ 探究的な学習における指導のポイント

総合的な学習の時間における学習では、問題解決的な活動が発展的に繰り返されます。

▼探究的な学習における児童生徒の学習の姿



「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」(文部科学省)

(7) 探究の過程で配慮すること

① 課題の設定

- ・ 人、社会、自然に直接関わる体験活動を重視し、学習対象との関わり方や出会わせ方などを工夫すること
- ・ 事前に児童生徒の発達や興味・関心を適切に把握すること
- ・ これまでの児童生徒の考えとの「ずれ」や「隔たり」、対象への「憧れ」や「可能性」を感じさせるように工夫すること

② 情報の収集

- ・ 学習活動によって「数値化した情報」、「言語化した情報」、「感覚的な情報」など、収集できる情報の違いがあることを意識すること
- ・ 課題解決のための情報収集を自覚的に行うこと
- ・ 収集した情報を適切な方法で蓄積すること
- ・ 各教科等で身に付けた資質・能力を発揮して情報を収集すること

③ 整理・分析

- ・ 子ども自身が情報を吟味すること
 - ・ どのような方法で情報の整理や分析を行うのかを決定すること
- ※「考えるための技法」を用いた思考を可視化する思考ツールの活用や各教科等との関連を図ることを意識する。

④ まとめ・表現

- ・ 相手意識や目的意識を明確にしてまとめたり、表現したりすること
- ・ 情報を再構成し、自分自身の考えや新たな課題を自覚できるようにすること
- ・ 伝えるための具体的な方法を身に付け、目的に応じて選択して使えるようにすること
- ・ 各教科等で身に付けた表現方法を積極的に活用すること

(イ) 事例

	小学校	中学校
① 課題の設定	○体験活動から 比べて考えるような体験活動を位置付けたり、体験活動後に感じたことを明らかにしたりすることで、「どうしてこのようになっているのか」、「どうして違うのか」などの問題に気づき、課題へと高めていく。 ○ウェビングで ウェビングを活用してイメージを広げること、テーマを多面的に捉えたり、細分化して具体的に捉えたりしながら課題を設定する。	○資料を比較して 二つの資料を提示し比較することで生徒から疑問が生まれやすくなる。生徒は資料の違いからその原因を類推するなどして課題を明らかにしていく。 ○グラフを読み解いて グラフなどの統計資料の量の多寡や推移、構成比などに着目することで、生徒は調査対象の今後を予想したり、問題点を見出したりすることができる。統計資料を根拠に問題状況を明らかにし、課題を設定する。
② 情報の収集	○アンケート調査で アンケート調査は、多くの人の意見を集めて、その傾向を知りたいときに行う。聞きたいことを端的にし、答えやすい簡単な質問を用意することで、多くの人からのデータ収集が可能になる。 ○フリップボードで フリップボードを掲示してインタビューする方法は、内容が一目で伝わりやすく、質問も同時にできるため、確実な情報収集につながる。	○インターネットで 個々の多様な疑問に対して瞬時に情報を検索できる。検索の方法やWEB ページの特性を理解することで、膨大な情報源の中から目的に応じた情報を適切に取り出すことができる。 ○配布物から 学校や町内会、地区センターなどで配布されているプリント等の配布物は、地域に関する貴重な情報源になる。地域に密着した情報を集めることができる。
③ 整理・分析	○統計的手法を用いて 算数科の「データの活用」と関連させて、収集した情報を統計的に整理・分析することで、事象の特徴を客観的に捉えたり、事実や関係を推測したりすることができる。 ○ランキング表を用いて 収集した情報を基準に沿って順序付けて整理することができる。その過程で、自分とは異なる友だちの考えにふれ、視野が広がったり、重要な情報に気付いたりすることが期待できる。	○グラフ化して 事象の特徴を客観的に捉えたり、事実や関係を把握したりすることに役立つ。情報を客観的に整理しておくことで、情報発信をする際には自分の考えや主張の明確な根拠となり効果的に伝えることができる。 ○テキストマイニングで アンケート調査の自由記述やインタビュー調査で得られた大量の情報から全体の傾向やポジティブ・ネガティブなどの要素を見ることが出来る。
④ まとめ・表現	○振り返りカードで 文字言語を用いながら振り返りカードでまとめ・表現することで、児童は自らの学びを丁寧に見つめ直し、様々な情報としての知識を関連付け、既存の知識構造に新たな知識を組み込んでいくことが期待できる。 ○パネルディスカッションを行って 発信者が決められたテーマについて異なる立場で議論する「パネルディスカッション」を活用してまとめ・表現する。	○論文やレポートで 設定した課題に基づいた調査結果等を文章や図表等を使ってまとめ、自分の考えを表現する方法として論文やレポートが考えられる。 ○ICT を効果的に活用して ICT を活用することで、校内のみならず、国内外への多様な情報発信が可能となる。また、一人一人の ICT 端末で手軽に加工を繰り返したり、学習の成果物を継続的に集積したりしていくことが可能である。

<「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編、中学校編）」>

ウ 総合的な学習の時間における学習指導と学習評価

(ア) 学習指導の三つの基本

a 児童生徒の主体性の重視

総合的な学習の時間の学習指導の基本は、学び手としての児童生徒の有能さを引き出し、児童生徒の発想を大切に、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することです。児童生徒がもつ本来の力を引き出し、それを支え、伸ばすように指導していくことが大切です。

例えば、児童生徒の主体性が発揮されている場面では、児童生徒が自ら変容していく姿を見守ることが大切です。また、児童生徒の取組が停滞したり迷ったりしている場面では、適切な指導が必要です。

b 適切な指導の在り方

児童生徒の学習の広がりや深まりを支援するように、適切な教材を用意し、探究的な学習として展開していくように、教師が指導性を発揮することが重要です。教師自身が明確な考えをもち、期待する学習の方向性や望ましい変容の姿を想定しておくことが不可欠です。

- ・児童生徒の知らない知識が必要になると考えられる場合には、教師が資料を提示したり説明したりする
- ・児童生徒が課題への取り組み方を考えつかない場合には、これまでに取り組まれた好ましい事例を教師が示したり、より達成しやすい小さな課題に分けて示したりする
- ・情報の整理・分析で迷っている場合には、図示して比較したり分類したり関連付けたりすることなどを促し、児童生徒の思考を補助したりする（考えるための技法の活用）
- ・学習の場の設定、学習活動の目的をしっかりとらせる、学習の状況についての価値付けや方向付けなどを行う
- ・自己変容を自覚するために振り返りの場を学習過程に位置付ける

c 具体的で発展的な教材

- ・児童生徒の身近にあり、直接体験をしたり繰り返し働きかけたりすることのできる具体的な教材
- ・児童生徒の学習活動が豊かに広がり、発展していく教材
- ・実社会や実生活について多面的・多角的に考えることができる教材

(4) 学習評価

a 信頼される評価とするために

- ・あらかじめ教師間において、評価の観点や評価規準を確認しておくこと
- ・各学校において定められた評価の観点を、1 単位時間ですべて評価するのではなく、年間や単元などの内容のまとまりを通して、評価を行うこと

b 多様な評価方法や評価者による評価を適切に組み合わせること

- ・発表やプレゼンテーションなどの表現による評価
- ・話し合い、学習や活動の状況などの観察による評価
- ・レポート、ワークシート、ノート、絵などの制作物による評価
- ・学習活動の過程や成果などの記録や作品を計画的に集積したポートフォリオを活用した評価
- ・評価カードや学習記録などによる児童生徒の自己評価や相互評価
- ・教師や地域の人々等による他者評価 など

c 学習活動の終末だけではなく、事前や途中で適切に位置付けて実施し、適切な指導に役立てること

d 個人として育まれるよい点や進歩の状況などを積極的に評価すること (一人一人が学習を振り返る機会を適切に設けること)

(6) 総合的な探究の時間

高等学校においては、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤としたうえで、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自ら問いを見いだし探究する力を育成するようにします。

ア 総合的な探究の時間の特質

(7) 探究が高度化し、自律的に行われること

高等学校においては、生徒が取り組む探究がより洗練された質の高いものであることが求められます。質の高い探究とは、次の二つで考えることができます。

一つは、探究の過程が高度化することです。高度化とは、①探究において目的と解決の方法に矛盾がない（整合性）、②探究において適切に資質・能力を活用している（効果性）、③焦点化し深く掘り下げて探究している（鋭角性）、④幅広い可能性を視野に入れながら探究している（広角性）などの姿で捉えることができます。

もう一つは、探究が自律的に行われているということです。具体的には、①自分にとって関わりが深い課題になる（自己課題）、②探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる（運用）、③得られた知見を生かして社会に参画しようとする（社会参画）などの姿です。

(4) 他教科・科目における探究との違いを踏まえること

総合的な探究の時間で行われる探究は、基本的に以下の三つの点において他教科・科目において行われる探究と異なっています。一つは、この時間の学習の対象や領域は、特定の教科・科目等に留まらず、横断的・総合的な点です。二つは、複数の教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて探究するという点です。そして三つは、この時間における学習活動が、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や、唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視している点です。

イ 総合的な探究の時間の目標

総合的な探究の時間のねらいや育成を目指す資質・能力を明確にし、その特質と目指すところが何かを端的に示したものが、以下の総合的な探究の時間の目標です。

第1 目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

ウ 学習指導の基本的な考え方

総合的な探究の時間において、求められている学習指導の基本的な考え方は「生徒の主体

性の重視」、「適切な指導の在り方」、「具体的で発展的な教材」の三つです。総合的な探究の時間の学習指導の第一の基本は、学び手としての生徒の有能さを引き出し、生徒の発想を大切に、育てる主体的、創造的な学習活動を展開することです。第二の基本は、探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究活動となるように、教師が適切な指導をすることです。第三の基本は、具体的な教材、発展的な展開が期待される教材を用意することです。

エ 総合的な探究の時間の特質に応じた学習の在り方

(7) 探究の見方・考え方を働かせる

総合的な探究の時間における学習では、問題解決的な学習が発展的に繰り返されていきます。「探究の見方・考え方」とは、各教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に活用して、広範で複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の在り方生き方を問い続けることであると言えます。つまり、探究の見方・考え方を働かせるということは、これまでのこの時間において大切にしてきた課題の解決や探究活動の一層の充実が求められているということです。総合的な探究の時間における指導のポイントは二つあります。一つは、「学習過程を探究の過程にすること」です。学習過程を探究の過程とするためには、以下になることが重要です。

- ①【課題の設定】・・・体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ
- ②【情報の収集】・・・必要な情報を取り出したり収集したりする
- ③【整理・分析】・・・収集した情報を、整理したり分析したりして思考する
- ④【まとめ・表現】・・・気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

もう一つは、「他者と協働して取り組む学習活動にすること」です。特に、異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視する必要があります。それは、多様な考え方をもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながるからです。また、協働的に学ぶことにより、探究活動として、生徒の学習の質を高めることにつながるからです。そしてその前提として、何のために学ぶのか、どのように学ぶのかということを生徒自身が考え、主体的に学ぶ学習が基盤にあることが重要です。

(4) 横断的・総合的な学習を行う

総合的な探究の時間に行われる学習では、教科・科目等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各学校が目標を実現するにふさわしい探究課題を設定し、各教科・科目等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいきます。

(5) 自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく

自己の在り方生き方を考えながら課題の解決に向かうということは、生徒が次の三つを自覚しながら、探究に取り組むことを意味しています。一つは、人や社会、自然との関わりにおいて、自らの生活や行動について考えて、社会や自然の一員として、人間として何をすべきか、どのようにすべきかなどを考えることです。二つは、自分にとっての学ぶことの意味や価値を考えることです。そして、これら二つを生かしながら、学んだことを現在及び将来の自己の在り方生き方につなげて考えることが三つ目です。

オ 各学校において定める目標及び内容

各学校は、第1の目標を踏まえて、各学校の総合的な探究の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要があります。

(ア) 各学校において定める目標

目標は、総合的な探究の時間での取組を通して、各学校が育てたいと願う生徒の姿や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものになることが求められます。

(イ) 各学校において定める内容

「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要があります。各学校で定めた目標や生徒の実態等に配慮し、全体としてのバランスをとりながら、優先順位を考え取捨選択します。

▼高等学校における探究課題の例

四つの課題	探究課題の例
横断的・総合的な課題（現代的な諸課題）	外国人の生活者とその人たちの多様な価値観（国際理解） 情報化の進展とそれに伴う経済生活や消費行動の変化（情報） 自然環境とそこに起きているグローバルな環境問題（環境） 高齢者の暮らしを支援する福祉の仕組みや取組（福祉） 心身の健康とストレス社会の問題（健康） 社会生活の変化と資源やエネルギーの問題（資源エネルギー） 食の問題とそれに関わる生産・流通過程と消費行動（食） 科学技術の発展と社会生活や経済活動の変化（科学技術）など
地域や学校の特色に応じた課題	地域活性化に向けた特色ある取組（町づくり） 地域の伝統や文化とその継承に取り組む人々や組織（伝統文化） 商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会（地域経済） 安全な町づくりに向けた防災計画の策定（防災）など
生徒の興味・関心に基づく課題	文化や流行の創造や表現（文化の創造） 変化する社会と教育や保育の質的転換（教育・保育） 生命の尊厳と医療や介護の現実（生命・医療）など
職業や自己の進路に関する課題	職業の選択と社会貢献及び自己実現（職業） 働くことの意味や価値と社会的責任（勤労）など

カ 全体計画、年間指導計画の作成

各学校においては、全体計画及び年間指導計画を、二つの計画が関連をもつように、十分配慮しながら作成する必要があります。

全体計画とは、学校として、この時間の教育活動の基本的な在り方を示すものです。一方、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どのように実施するか等を示すものです。全体計画を単元として具体化し、1年間の流れの中に配列したものが年間指導計画であり、年間指導計画やそこに示された個々の単元の成立のよりどころを記したものが全体計画であり、この二つは関連し対応する関係にあります。

キ 学習評価

総合的な探究の時間における生徒の学習評価については、総合的な探究の時間の特質を踏まえたうえで、教師や学校が創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫することが重要です。

(7) 特別活動

特別活動とは、様々な集団活動を通して、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して行われる活動の総体です。学級・ホームルームを単位として創意工夫を凝らした活動を展開したり、学級・ホームルームの枠を越えて学年で、あるいは学校全体で目指す児童生徒像の実現に向けての活動を展開したりします。

ア 特別活動の全体構造

(7) 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。 (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。		
小学校	中学校	高等学校
(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、<u>集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考え</u>を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。	(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、<u>集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考え</u>を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。	(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、<u>主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚</u>を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

特別活動の目標は、特別活動において育成する資質・能力における重要な要素である「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、各教科等の学びを通して育成することを目指す資質・能力の三つの柱に沿って整理されました。特別支援学校については、小学校・中学校・高等学校学習指導要領に示すものに準ずることとなっています。

また、各教科等の目標に位置付けられた「見方・考え方」は、各教科等の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方であり、各教科等を学ぶ意義の中核をなすものです。特別活動の特質に応じた見方・考え方は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」です。「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせるということは、各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けることです。

(イ) 主体的・対話的で深い学び

資質・能力を偏りなく育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要です。特別活動の「主体的・対話的で深い学び」は、次のようになっています。

「主体的な学び」：学ぶことに興味・関心をもち、学校生活に起因する諸課題の改善・解決やキャリア形成の方向性と自己との関連を明確にしながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の活動を振り返りながら課題の改善・解消に 励むなど、活動の意義を理解して取り組むこと。

「対話的な学び」：児童生徒相互の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方や資料等を手掛かりに考えたり話し合ったりすることを通して、自己の考え方を協働的に広げ深めていくこと。

「深い学び」：学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、新たな課題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることで、学んだことを深めること。

(ウ) 内容

特別活動の内容は、学級活動（ホームルーム活動：高等学校）、児童会活動（生徒会活動：中学校・高等学校）、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事で構成されており、校種が違っても内容はほぼ共通しています。

	小学校	中学校・高等学校	
・学級活動 (小・中学校) ・ホームルーム活動 (高等学校)	(1)学級（ホームルーム：高等学校）や学校における生活づくりへの参画 (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現		
・児童会活動 (小学校) ・生徒会活動 (中・高等学校)	(1)児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力	(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 (2) 学校行事への協力 (3) ボランティア活動などの社会参画	
・クラブ活動 (小学校)	(1)クラブの組織づくりとクラブ活動の計画や運営 (2) クラブを楽しむ活動 (3) クラブの成果の発表		
・学校行事	(1)儀式的行事 (4) 遠足（旅行：中学校・高等学校）・集団宿泊的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事	(2) 文化的行事	(3) 健康安全・体育的行事

＜「小学校、中学校、高等学校学習指導要領解説 特別活動編」を基に編集＞

イ 学級活動

ここでは小学校の学級活動を中心に述べますが、中学校の学級活動及び高等学校のホームルーム活動においても基本的な考え方は同じです。

学級活動は、学級生活の充実と向上を目指し、他者と協力したり、個人として努力したりしながら自主的、実践的に取り組むことにより、活動することの楽しさや成就感、達成感を得たり、自己有用感を高めたりすることにつながる活動です。

(ア) 学級活動で育成する資質・能力の例

- 学級における集団活動に進んで参画することや意識的に健康で安全な生活を送ろうとするものの意義について理解するとともに、そのために必要となることを理解し身に付けるようにする。
- 学級や自己の生活、人間関係をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- 学級における集団活動を通して身に付けたことを生かして、人間関係をよりよく形成し、他者と協働して集団や自己の課題を解決するとともに、将来の生き方を描き、その実現に向けて、日常生活の向上を図ろうとする態度を養う。

(イ) 学級活動の内容

すべての学年において、次の活動を通して、児童が主体的に考えて実践できるように指導します。

a 学級や学校における生活づくりへの参画

自発的、自治的な集団活動の計画や運営に関わるものであり、教師の適切な指導のもとでの、学級としての議題選定や話し合い、合意形成とそれに基づく実践を重視した活動です。

b 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

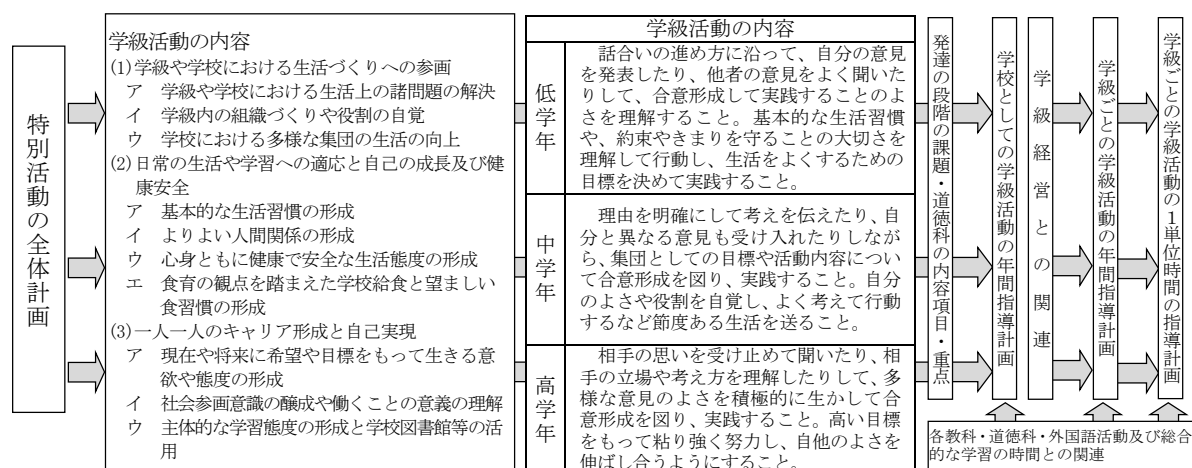
日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康や安全に関するもので、児童に共通した問題であるが、一人一人の理解や自覚を深めて、個々の児童が意思決定し、それに基づいて実践を行う活動です。

c 一人一人のキャリア形成と自己実現

個々の児童の将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定に基づく実践にまでつなげることをねらいとしています。特別活動を要として、学校の教育活動全体を通してキャリア教育を適切に行います。

(ウ) 学級活動の年間指導計画の基本

年間指導計画は、各学級担任が、学級活動を指導するに当たってのよりどころとなるものです。また、学校としての構想や指導の見通しなどを含む展開の基準となるものです。その作成の際には、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童の発達の段階などを考慮するとともに、各教科等の指導との関連を図ったり、家庭や地域の人々との連携や社会教育施設等を活用したりするなどの工夫が必要になります。作成した学校としての年間指導計画を基に学級ごとの年間指導計画を作成し、この学級ごとの指導計画の中から、1単位時間の指導計画を作成することになります。学校としての年間指導計画、学級ごとの年間指導計画や1単位時間の指導計画を作成する手順は、下のよう



「小学校学習指導要領解説 特別活動編」(文部科学省)

(エ) 学級活動(話し合い活動)の一般的な学習過程

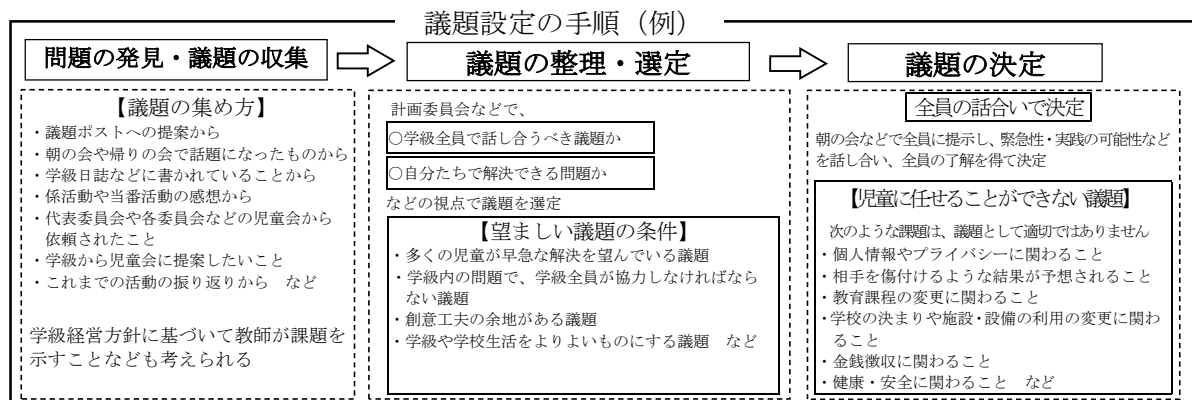
学級活動の中心的な活動である話し合い活動の基本的な学習過程は、「問題の発見・確認」→「解決方法等の話し合い」→「解決方法の決定」→「決めたことの実践」→「振り返り」→「次の課題解決へ」のように展開されます。詳しくは、次のようになっています。

		(1) 学級や学校における生活づくりへの参画	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
問題の発見・確認	事前の活動	教師の適切な指導の下に、児童が次の活動を行う。 問題の発見 ○教師の適切な指導の下に、児童が諸問題を発見し、提案をする 学級としての共同の問題の選定 ○協力して達成したり、解決したりする、学級として取り組むべき共同の問題を決めて、問題意識を共有する 議題の決定 ○目標を達成したり、問題を解決したりするために、全員で話し合うべき「議題」を決める 活動計画の作成 ○話し合うこと、決まっていることなど、話し合い活動（学級会）の活動計画を作成する（教師は指導計画） 問題意識を高める ○話し合うことについて考えたり、情報を収集したりして、自分の考えをまとめるなど問題意識を高める	教師が意図的、計画的な指導構想の下に、次のような指導等を行う。 題材の設定 ○年間指導計画により、個々の児童が共通に解決すべき問題として「題材」を設定する 問題の確認 ○取り上げる題材について学級の問題等を確認する 共通の課題の設定 ○個々の児童が解決すべき共通の課題として授業で取り上げる内容を決めて児童に伝え、問題意識の共有化を図る 指導計画の作成 ○本時の指導計画や資料を作成する 問題意識を高める ○授業において取り上げる課題について自分の現状について考えたり、学級の現状を調べたりして問題意識を高める
解決方法等の話し合い・解決方法の決定	本時の活動（学級会）	集団討議による合意形成 提案理由の理解 ○提案理由に書かれた課題の解決に向けて話し合うため、内容を理解しておく 解決方法等の話し合い ○一人一人が多様な考えを発表し、意見の違いや共通点をはっきりさせながら話し合う 合意形成 ○少数の意見も大切にしながら、学級全体の合意形成を図る	集団思考を生かした個々の意思決定 課題の把握 ○アンケートや調査結果を活用し、自分自身の課題として捉えられるようにする 原因の追求 ○原因を整理して、解決に向けての方向性をはっきりとさせ、改善の必要性が実感できるようにする 解決方法等の話し合い ○みんなで話し合い、協力して個々の意思決定へと向かっていくようにする 個人目標の意思決定 ○強い意志をもって、個に応じた具体的な実践方法やめあてを決める
決めたことの実践・振り返り	事後の活動	決めたことの実践 ○合意形成したことをもとに、役割を分担し、全員で協力して、目標の実現を目指す 振り返り ○活動の成果や過程について振り返り、評価をする 次の課題解決へ	決めたことの実践 ○意思決定したことをもとに、個人として努力し、目標の実現を目指す 振り返り ○努力の成果や過程について振り返り、評価をする 次の課題解決へ

<「小学校学習指導要領解説 特別活動編」p. 70 に加筆>

a 「議題」と「題材」の選定

「(1) 学級や学校における生活づくりへの参画」の学習過程において、児童によって提案されたことについて、教師の適切な指導のもとに取り上げる内容を「議題」と呼びます。これに対して、「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」の学習過程において、教師が活動で取り上げたいことをあらかじめ年間指導計画に即して設定したものを「題材」と呼びます。「議題」の設定は、次の例のような手順が考えられます。



b 計画委員会の役割と指導上の留意点

○計画委員会：「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」の話し合い活動が、効率的、効果的に行われるようにするために、話し合いに必要な一連の活動計画を立てて運営する組織

○役割分担：話し合いに向けた準備、司会、記録等の担当

＜主な指導のポイント＞

- ・話し合いや活動の見通しを立てる
- ・役割を輪番制にするなど、どの児童も経験できるよう配慮する
- ・司会や記録などの役割は、中学年に向けて徐々に行わせ、高学年までには教師の指導のもと、児童が自主的、実践的に運営できるようにする
- ・学級会までの流れをつくり、児童自ら活動を計画・実践・反省できるようにする

＜学級会までの流れの例＞

○議題を募集する
○選定する条件に沿って、議題を選定する
○整理した議題を知らせ、学級会で話し合う必要のある議題を学級全員で決定する
○活動計画の作成と諸準備を行う ・学級会の役割分担を確認する ・「提案理由」を明確化する ・「話し合うこと」(柱)を決める ・「議題」や「提案理由」、「話し合うこと」(柱)を学級会ノートにまとめ、配付する ・話し合いの全体的なイメージをもてるようにする ・学級会コーナーで「議題」「提案理由」「話し合いのめあて」「話し合うこと」(柱)を知らせる
○学級会

(オ)「話し合い活動」の学習指導案の一般形式

学級活動における「話し合い活動」の学習指導案の形式は、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」の場合は、次の例のような形式が一般的です。通常の教科等の学習指導案とは形式が異なっています。その意図・意義などを理解し、今後の実践に生かしましょう。

「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の場合は、一般的に教科等の学習指導案と同じ形式です。

「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」の学習指導案形式(例)

第○学年 学級活動(1)	学習指導案	令和○年○月○日○曜日	第○校時
		○○立○○学校	
		○年○組 児童数○○名	
		場所○○教室	
		指導者	○○ ○○○

- 議題 「○○○について決めよう」
- 児童の実態と議題選定の理由

児童の実態：児童の学級生活における実態や、学級活動における実態などについて記述する。

議題選定の理由：議題が選定された背景や、教師の指導観などについて記述する。

3 育成を目指す資質・能力

4 評価規準

学校で定めた評価の観点に基づき、低・中・高学年ごとに設定した評価規準を記述する。

5 事前の活動

- | | | |
|---------------|------------|---------|
| (1) 議題案の選定 | 計画委員会（放課後） | ○月○日○曜日 |
| (2) 議題の決定 | 帰りの会 | ○月○日○曜日 |
| (3) 活動計画の作成 | 計画委員会（放課後） | ○月○日○曜日 |
| (4) 話合いの内容の発表 | 帰りの会 | ○月○日○曜日 |

6 本時の展開

(1) 本時のねらい

提案理由を踏まえた話合いを展開するために、本時の活動におけるねらいを具体化し、簡潔に書く。その活動で育てたい力を絞るようにする。

(2) 児童の活動計画【計画委員会の児童が作成】

第○回 学級会の活動計画		○月○日○曜日 第○校時
議題		
提案理由	提案者の思いや願いを明確に記述する。	
提案者 ○○○		
計画委員会の役割分担	司会 黒板記録	副司会 ノート記録
めあて	合意形成のためのよりどころやそのための話合い方などのめあてを記述する。	
決まっていること (確認しておくことなど)	活動時間や活動場所など、本時の話合い活動までに決定していることを記述する。	
話合いの順序	気を付けること	準備
1 はじめのことば 2 計画委員の紹介 3 議題の確認 4 提案理由やめあての確認 5 決まっていることの確認 6 話合い 7 決まったことの発表 8 振り返り 9 先生の話 10 おわりのことば	話合いを進める際の留意点、予想される対立への対処方法、合意形成に向けた意見の整理の仕方等について、計画委員会で話し合い、記述する。	

(3) 教師の指導計画

主な活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
1 はじめのことば 2 計画委員の紹介 ...	話合いの流れを想定し、指導上の留意点、話合いを深めるための助言等について記述する。	・(例) 前回の話合いの経験を生かして、合意形成を図るための話合いの進め方や約束を理解している。 (知識・技能) 【質問紙法】 (※ 児童の話合いカード等を利用)

7 事後の指導

友達と協力しながら、自分の役割に責任をもって取り組むことができるよう、児童の活動や教師の支援方法等について記入する。

(カ) 係活動と指導のポイント

係活動：学級内の仕事を分担処理し、児童の力で学級生活を楽しく豊かにすることをねらいとする。

＜主な指導のポイント＞

- ・係の種類決定 ・所属する係の決定
- ・係活動の活性化（活動時間の確保、係活動発表会の実施）
- ・活動内容の工夫（発達段階を踏まえて）
- ・自主的に活動する力を高める工夫（係活動コーナーの活用、活躍できる場の設定）
- ・活動の振り返り

(キ) 集会活動と指導のポイント

集会活動：活動のねらいを明確にしたうえで、学級生活を一層楽しく豊かにするために、学級の全児童によって行われる活動。

＜主な指導のポイント＞

- ・ねらいの明確化 ・活動の見通し（計画・準備から振り返りまでの手順の明確化）
- ・全員で役割分担（集会活動時） ・多様な集会活動 ・振り返りの重視

ウ 児童会・生徒会活動

ここでは中学校の生徒会活動を中心に述べますが、小学校の児童会活動及び高等学校の生徒会活動においても基本的な考え方は同じです。

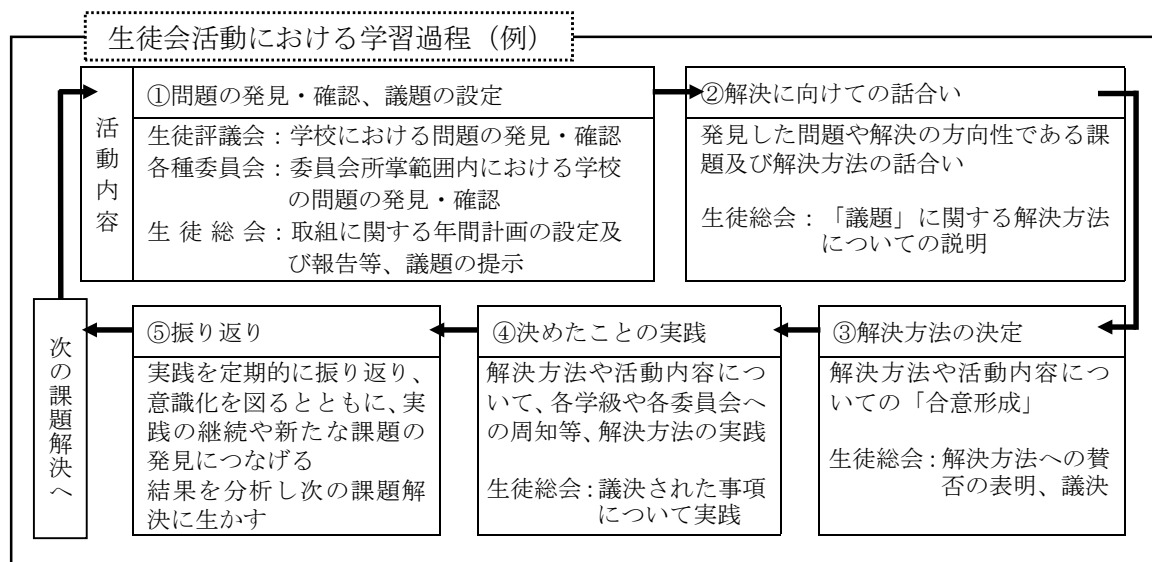
生徒会は、全校の生徒を会員として組織されます。生徒会活動は、生徒一人一人が、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指す生徒の自発的、自治的活動です。

(7) 生徒会活動で育成する資質・能力の例

- 生徒会やその中に置かれる委員会などの異年齢により構成される自治的組織における活動の意義について理解するとともに、その活動のために必要なことを理解し行動の仕方を身に付けるようにする。
- 生徒会において、学校全体の生活をよりよくするための課題を見いだし、その解決のために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したり、人間関係をよりよく形成したりすることができるようにする。
- 自治的な集団における活動を通して身に付けたことを生かして、多様な他者と協働し、学校や地域社会における生活をよりよくしようとする態度を養う。

(イ) 生徒会活動の学習過程

生徒会活動は、全校の生徒が参加するものですが、多くの活動の形があり、その関わり方によって生徒は様々なことを学び、体験します。生徒会活動における学習過程は、例えば次のように表すことができます。



＜「小学校学習指導要領解説 特別活動編」p. 75＞

(ウ) 生徒会活動を活性化させる手立て

「自分たちの力で、学校（学級）がよりよくなった」という実感が活性化につながります。主な指導のポイントをPDCAサイクルに位置付け、活性化を図りましょう。

＜主な指導のポイント＞

○生徒の発意や発想を生かす（P）

生徒の多様な思いや願いを引き出すような指導を行い、それを生かすようにしていきましょう。生徒は「自分の考えが集団の総意で決定し、実現した」という体験をすることで活動意欲が高まります。

○生徒一人一人が活躍できる場や機会を意図的、計画的に設定する（D）

各活動の指導計画に生徒一人一人のよさや持ち味が発揮される場や機会を設定しましょう。自己有用感を味わうことができ活動意欲が高まります。

○自己評価や相互評価、第三者による評価をする場を設定する（C）

活動後には振り返りの場を設定し、評価を行いましょう。そして教員が価値付けを行いながら次の課題を明示することで、生徒会の一員としての自覚や活動意欲が高まります。

○生徒の身近な問題を取り上げ、学級活動で問題の解決に向けた話し合い活動を行う（A）→（P）

生徒の身近な問題を取り上げたり、学級活動との関連を図ったりすることで、各学級の意識も高まり、学校文化としての生徒会活動の活性化が図られます。また、異年齢集団で活動することも生徒会活動の特質の一つです。下級生が身近な上級生を見て、「なりたい自分」を思い描くことができるような活動を行っていきましょう。

(I) 指導上の留意事項

生徒会活動の具体的な活動の展開に当たっては、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるように、集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちでできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動を充実させるようにしましょう。また、学級活動や学校行事などとの内容相互の関連を図ったり、異年齢集団による交流や地域のボランティア活動への参加、他校との交流、地域の人々と交流したりする活動を充実させることも大切になります。

エ 学校行事

ここでは中学校の学校行事を中心に述べますが、小学校及び高等学校においても基本的な考え方は同じです。

学校行事は、集団への所属感や連帯感を深め公共の精神を養う活動です。全校又は学年を単位として活動することを前提にして、五つの種類に区分される内容を、学校として計画し実施する教育活動です。

(7) 学校行事で育成する資質・能力の例

- 各学校行事の意義について理解するとともに、行事における活動のために必要なことを理解し規律ある行動の仕方や習慣を身に付けるようにする。
- 学校行事を通して集団や自己の生活上の課題を結び付け、人間としての生き方について考えを深め、場面に応じた適切な判断をしたり、人間関係や集団をよりよくしたりすることができるようにする。
- 学校行事を通して身に付けたことを生かして、集団や社会の形成者としての自覚をもって多様な他者を尊重しながら協働し、公共の精神を養い、よりよい生活をつくろうとする態度を養う。

(イ) 5種類の行事

それぞれの行事については、生徒の入学から卒業までを見通した学校としての全体的な計画のもとに実施することが必要です。

a 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

b 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

c 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

d 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

e 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。
※学校行事の内容に即して、すべての学年で取り組むべき五つの内容として示されています。

(ウ) 指導上の留意事項

学校行事は、各学校の創意工夫を生かしやすく、特色ある学校づくりを進めるうえでも有効な教育活動です。学校の教育目標や指導の重点、地域の特色や学校の伝統などから、行事の重点化を図るなど自校の実態に即した特色ある指導計画を作成しましょう。その際、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の他の内容などの指導計画と有機的に関連し合うように作成することが大切です。

学校行事の実施においては、行事のねらいを明確にし、生徒にその意義を理解させ、綿密な計画のもとに積極的な活動になるように意欲を高めさせましょう。事前・事後の指導についても十分留意し、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめた

り、発表し合ったりする活動を充実させるようにしましょう。

なお、学校行事は校外で活動を行う場合もあるので、教師の適切な管理のもとで生徒が活動できるように事故防止のための万全な配慮をしたり、自然災害などの不測の事態に対しても、自校との連絡体制を整えたりするなどの適切な対応ができるようにする必要があります。全教職員の共通理解と連携のもと、育成したい態度や能力が一人一人の生徒に身に付くよう組織的、計画的な取組につながるよう考えていきましょう。

オ 特別活動における評価

特別活動の評価において最も大切なことは、児童生徒一人一人のよさや可能性を児童生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくことです。

そのためには、児童生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるよう、活動の結果だけでなく活動の過程における児童生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、児童生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切です。

評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにしておく必要があります。

評価する方法としては、教師による観察が中心となりますが、児童生徒会活動やクラブ活動、学校行事における児童生徒の活動の姿を、学級担任以外の教師とも共通理解を図り、情報交換を密にするなど適切に評価できるようにしていく必要があります。

また、児童生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようなポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価をするなどの工夫も求められます。なお、児童生徒の自己評価や相互評価は学習活動であり、それをそのまま学習評価とすることは適切ではありませんが、学習評価の参考資料として適切に活用することにより、生徒の学習意欲の向上につなげることができます。

児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等（「キャリア・パスポート」という。）の活用については、平成31年3月には「キャリア・パスポート」の様式例や指導上の留意事項等が文部科学省より示されました。小学校から高等学校まで、その後の進路も含め、学校段階を越えて活用できるようなものとなるよう、各地域の実情や各学校や学級における創意工夫を生かした形での活用が期待されます。高知県教育委員会でも、ポートフォリオ的な教材にあたる「キャリアシート とさっ子！夢・志シート」を配付しています。

カ 参考資料

特別活動における参考資料が作成されています。計画及び授業づくりの際に活用してください。

- ・「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編」
（文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 平成30年12月）
- ・「学校文化を創る特別活動〔中学校・高等学校編〕」
（文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 令和5年5月）
- ・「学級・学校文化を創る特別活動 中学校編」
（文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 平成28年3月）
- ・「学校文化を創る特別活動（高校編）ホームルーム活動のすすめ」
（文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター 平成30年8月）
- ・「キャリアシート とさっ子！夢・志シート 小学校版」（高知県教育委員会 平成29年3月）
- ・「キャリアシート とさっ子！夢・志シート 中学校版」（高知県教育委員会 平成29年3月）

<参考・引用文献>

- 「小学校学習指導要領解説 特別活動編」（文部科学省 平成29年7月）
- 「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（文部科学省 平成29年7月）
- 「高等学校学習指導要領解説 特別活動編」（文部科学省 平成30年7月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）」（文部科学省 平成30年3月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）」（文部科学省 平成31年2月）

(8) 教育の情報化

ア 教育の情報化が目指すこと

Society 5.0の到来など、私たちは大きな社会の変革期にいます。Society 5.0は、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆する社会の姿です。今や、社会のあらゆる場所で、ICTの活用が日常のものとなっており、Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのICT端末は鉛筆やノートと並ぶ「マストアイテム」であり、1人1台端末環境は、もはや令和の時代の学校の「スタンダード」です。

教育の情報化とは、次の3つの側面から構成され、これらを通して教育の質の向上を図るものです。

- ① 情報教育：子どもたちの情報活用能力の育成
- ② 教科指導における ICT 活用：ICT を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
- ③ 校務の情報化：教職員が ICT を活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等

平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が、平成30年3月に高等学校の学習指導要領が公示されました。この改訂により、「情報活用能力」が、言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを通じて、教育課程全体で育成するものとなりました。前述の学習指導要領総則では、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することを新たに明記するとともに、小学校学習指導要領では、コンピュータでの文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することについて明記しています。加えて、小学校段階でのプログラミング教育を必修化するなど、小・中・高等学校を通じてプログラミングに関する内容も充実しています。

これらの学習指導要領のもとで、教育の情報化が一層進展するよう、文部科学省から「教育の情報化に関する手引」が公表されています。

高知県においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、「高知県教育振興基本計画」を策定し、これまで「デジタル社会に向けた教育の推進」を基本方針に位置づけて取り組みを進めています。県では、教育の情報化の基盤としてGoogleの学習支援ツール『Google Workspace for Education』を活用できるよう、すべての公立学校の児童生徒及び教職員全員にアカウントを割り当てると共に、学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」を運用し、デジタル教材や児童生徒の気持ちの変化の兆しに気付く支援となる「きもちメーター」等のツールを提供しています。さらに今後、「高知家まなびばこ」の機能を拡充し、児童生徒の学習の記録であるスタディログを集約して教員や児童生徒本人にフィードバックするスタディログダッシュボードの提供などにより、デジタル技術を活用した個別最適、協働的な学びを充実していきます。

新時代に求められる、高い志をもちつつ、新たな社会を牽引する能力を育むためには、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協

働しながら新たな価値を創造できる資質・能力の育成や、それを前提として、これからの時代を生きていくうえで基盤となる言語能力や情報活用能力、数学的思考力をはじめとした資質・能力の育成につながる教育が必要不可欠です。

イ 情報教育（情報活用能力）

情報教育とは、子どもたちの情報活用能力の育成を図るものです。

情報活用能力をより具体的に捉えれば、学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・比較・発信・共有等を行うことができる力であり、さらに情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものです。これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要です。前述のとおり、情報活用能力はカリキュラム・マネジメントにより教育課程全体で育成することが必要であり、各学校は、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、情報活用能力育成の観点から教育課程を編成して、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ることが求められます。

平成20・21年告示の学習指導要領において、各教科等の指導の中にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する学習活動や、情報活用能力を育成するために充実すべき学習活動が示されました。

平成22年10月に刊行された「教育の情報化に関する手引」では、「初等中等教育の情報教育に係る学習活動の具体的展開について」（平成18年8月）で整理した情報教育の目標の3観点の定義に基づく8要素に分類して整理されました。そのうえで、各学校段階で期待される情報活用能力がまとめられました。

【情報教育の3観点8要素】

情報活用の実践力

- ・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- ・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- ・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

情報の科学的な理解

- ・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- ・情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

情報社会に参画する態度

- ・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- ・情報のモラルの必要性や情報に対する責任
- ・望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

平成29・30年に告示された学習指導要領では、情報活用能力は以下のように言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられ、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校のカリキュラム・マネジメントの実現を通じて育成することとしました（第1章 第2の2（1））。

- (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

この情報活用能力の定義については、平成28年12月に出された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、「世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力」と新たに定義されました。情報や情報手段を主体的に選択し活用する、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラル等を含む資質・能力である。加えて、同答申では、これまでの「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3観点8要素だけでなく、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱によって捉えていくことが提言され、以下のように整理されました。

○知識及び技能（何を理解しているか、何ができるか）

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

○思考力、判断力、表現力等（理解していること、できることをどう使うか）

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

○学びに向かう力、人間性等（どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか）

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

資質・能力の三つの柱で整理した情報活用能力は、各学校でより具体的に捉え、児童生徒の発達段階や教科等の役割を明確にしながら教科等横断的な視点で育んでいくことが重要です。ここでは、文部科学省委託事業「次世代の教育情報化推進事業『情報教育の推進等に関する調査研究』（以下、IE-Schoolという。）を手掛かりに、情報活用能力に関する指導項目の分類や系統を整理した例を示します。

まず、情報活用能力を、資質・能力の三つの柱に沿って整理した例を次の表に示します。「A 知識及び技能」については3区分で、「B 思考力、判断力、表現力等」については1区分で、「C 学びに向かう力、人間性等」については2区分で整理しています。

なお、情報セキュリティについては、従来、情報モラルの中に含まれる概念として扱われてきましたが、IE-Schoolにおいては、情報活用能力をより分かりやすく具体的に整理することを意図していることから、以下の項目では「情報モラル・情報セキュリティ」と記載しています。

分類		
A. 知識及び技能	1 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能 ②情報と情報技術の特性の理解 ③記号の組合せ方の理解
	2 問題解決・探究における情報活用の方法の理解	①情報収集、整理、分析、表現、発信の理解 ②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解
	3 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解	①情報技術の役割・影響の理解 ②情報モラル・情報セキュリティの理解
B. 思考力、 判断力、 表現力等	1 問題解決・探究における情報を活用する力 (プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む)	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力 ①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力 等
C. 学びに向かう力、 人間性等	1 問題解決・探究における情報活用の態度	①多角的に情報を検討しようとする態度 ②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度
	2 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱おうとする態度 ②情報社会に参画しようとする態度

＜IE-Schoolにおける実践・研究を踏まえた情報活用能力の例示＞

一方、学習指導要領解説では、情報活用能力の育成に関して、「これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。」としています。そこで、IE-Schoolでは、情報活用能力の育成に関わる事例を学習内容という観点から四つの分類に整理し、「想定される学習内容」と位置付けました。

想定される学習内容	例
基本的な操作等	キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧など、基本的な操作の習得等に関するもの 等
問題解決・探究における情報活用	問題を解決するために必要な情報を集め、その情報を整理・分析し、解決への見通しをもつことができる等、問題解決・探究における情報活用に関するもの 等
プログラミング (問題解決・探究における 情報活用の一部として整理)	単純な繰り返しを含んだプログラムの作成や問題解決のためにどのような情報を、どのような時に、どれだけ必要とし、どのように処理するかといった道筋を立て、実践しようとするもの 等
情報モラル・情報セキュリティ	SNS、ブログ等、相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技能を身に付けるものや情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの 等

＜情報活用能力育成のための想定される学習内容＞

資質・能力の三つの柱に沿った分類と、「想定される学習内容」を組み合わせた上で、これらの要素ごとに、発達の段階等を踏まえた5段階の体系表例を次ページに示します。

分類		ステップ1		ステップ2	ステップ3	
A 知識及び技能	1 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能	①情報技術に関する技能	a	コンピュータの起動や終了、写真撮影などの基本操作	キーボードなどによる文字の正しい入力方法	キーボードなどによる文字の正確な入力
			b	電子ファイルの呼び出しや保存	電子ファイルの検索	電子ファイルのフォルダ管理
			c	画像編集・ペイント系アプリケーションの操作	映像編集アプリケーションの操作	目的に応じたアプリケーションの選択と操作
			d		インターネット上の情報の閲覧・検索	電子的な情報の送受信やAND、ORなどの論理演算子を用いた検索
		②情報と情報技術の特性の理解	a		情報の基本的な特徴	情報の特徴
			b			情報を伝える主なメディアの特徴
			c			
			d	コンピュータの存在	身近な生活におけるコンピュータの活用	社会におけるコンピュータの活用
		e		コンピュータの動作とプログラムの関係	手順とコンピュータの動作の関係	
		f				
		g				
		③記号の組合せ方の理解	a	大きな事象の分解と組み合わせの体験	単純な繰り返し・条件分岐、データや変数などを含んだプログラムの作成、評価、改善	意図した処理を行うための最適なプログラムの作成、評価、改善
	b			手順を図示する方法	図示（フローチャートなど）による単純な手順（アルゴリズム）の表現方法	
	2 問題解決・探究における情報活用方法の理解		a	身近なところから様々な情報を収集する方法	調査や資料等による基本的な情報の収集の方法	調査や実験・観察等による情報の収集と検証の方法
			b			
		c	共通と相違、順序などの情報と情報との関係	考えと理由、全体と中心などの情報と情報との関係	原因と結果など情報と情報との関係	
		d		情報の比較や分類の仕方	情報と情報との関係付けの仕方	
		e	簡単な絵や図、表やグラフを用いた情報の整理の方法	観点を決めた表やグラフを用いた情報の整理の方法	目的に応じた表やグラフを用いた情報の整理の方法	
		f	情報の大体を捉える方法	情報の特徴、傾向、変化を捉える方法	複数の観点から情報の傾向と変化を捉える方法	
		g	情報を組み合わせることで表現する方法	自他の情報を組み合わせることで表現する方法	複数の表現手段を組み合わせることで表現する方法	
		h	相手に伝わるようなプレゼンテーションの方法	相手や目的を意識したプレゼンテーションの方法	聞き手とのやりとりを含む効果的なプレゼンテーション方法	
		i				
		②情報活用の計画や評価・改善のための理論や方法の理解	a	問題解決における情報の大切さ	目的を意識して情報活用の見通しを立てる手順	問題解決のための情報及び情報技術の活用計画を立てる手順
			b	情報の活用を振り返り、良さを確かめること	情報の活用を振り返り、改善点を見出す手順	情報及び情報技術の活用を振り返り、効果や改善点を見出す手順
3 情報モラル・情報セキュリティなどについての理解			①情報技術の役割・影響の理解	a		情報社会での情報技術の活用
	b					情報化に伴う産業や国民生活の変化
	②情報モラル・情報セキュリティの理解	a	人の作った物を大切にすることや他者に伝えてはいけない情報があること	自分の情報や他人の情報の大切さ	情報に関する自分や他者の権利	
		b			通信ネットワーク上のルールやマナー	
		c		生活の中で必要となる基本的な情報セキュリティ	情報を守るための方法	
		d	コンピュータなどを利用するときの基本的なルール	情報の発信や情報やりとりする場合の責任	発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響	
e			情報メディアの利用による健康への影響			
f						
B 思考力・判断力・表現力等	1 問題解決・探究における情報活用する力（プログラミング的思考・情報モラル・情報セキュリティを含む）	①必要な情報を収集、整理、分析、表現する力 ②新たな意味や価値を創造する力 ③受け手の状況を踏まえて発信する力 ④自らの情報活用を評価・改善する力	等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
			等		等	
C 学びに向かう力・人間性等	1 問題解決・探究における情報活用への態度	①多角的に情報を検討しようとする態度	a	事象と関係する情報を見つけようとする	情報同士のつながりを見つけようとする	情報を構造的に理解しようとする
			b	情報を複数の視点から捉えようとする	新たな視点を受け入れて検討しようとする	物事を批判的に考察しようとする
			c	問題解決における情報の大切さを意識して行動する	目的に応じて情報の活用の見通しを立てようとする	複数の観点を想定して計画しようとする
		②試行錯誤し、計画や改善しようとする態度	a			情報を創造しようとする
			b			情報及び情報技術の活用を振り返り、効果や改善点を見出そうとする
			c	情報の活用を振り返り、良さを上げようとする	情報の活用を振り返り、改善点を見出そうとする	
	2 情報モラル・情報セキュリティなどについての態度	①責任をもって適切に情報を扱うこととする態度	a	人の作った物を大切にし、他者に伝えてはいけない情報を守ろうとする	自分の情報や他人の情報の大切さを踏まえ、尊重しようとする	情報に関する自分や他者の権利があることを踏まえ、尊重しようとする
			b	コンピュータなどを利用するときの基本的なルールを踏まえ、行動しようとする	情報の発信や情報やりとりする場合にもルール・マナーがあることを踏まえ、行動しようとする	通信ネットワーク上のルールやマナーを踏まえ、行動しようとする
			c			生活の中で必要となる情報セキュリティについて踏まえ、行動しようとする
			d			
		②情報社会に参画しようとする態度	a	情報や情報技術を適切に使おうとする	情報通信ネットワークを協力して使おうとする	情報通信ネットワークは共用のものであるという意識を持って行動しようとする
			b		情報や情報技術を生活に活かそうとする	情報や情報技術をより良い生活や社会づくりに活かそうとする

ステップ4	ステップ5	想定される学習内容
キーボードなどによる十分な速さで正確な文字の入力	効率を考えた情報の入力	基本的な操作等
電子ファイルの運用（圧縮・パスワードによる暗号化、バックアップ等）	電子ファイルの適切な運用（クラウドの活用や権限の設定等）	
目的に応じた適切なアプリケーションの選択と操作	目的に応じた適切なアプリケーションの選択と操作　《ステップ4と同じ》	
クラウドを用いた協働作業	クラウドを用いた協働作業　《ステップ4と同じ》	
情報の流通についての特徴	情報の流通についての科学的な理解	プログラミング
情報を伝えるメディアの種類及び特徴	情報を伝えるメディアの科学的な理解 ※1	
表現、記録、計算の原理・法則	表現、記録、計算の科学的な理解 ※2	
社会におけるコンピュータや情報システムの活用	社会におけるコンピュータや情報システムの科学的な理解	
情報のデジタル化や処理の自動化の仕組み	情報のデジタル化や処理の自動化の科学的な理解	問題解決・探究 における情報活用
情報通信ネットワークの構成と、情報を利用するための基本的な仕組み	情報通信ネットワークの構築と科学的な理解 ※3	
情報のシステム化の基礎的な仕組み	情報のシステム化の科学的な理解（コンピュータや外部装置の仕組みや特徴等）	
問題発見・解決のための安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等	問題発見・解決のためのプログラムの制作とモデル化 ※4	
アクティビティ図等の統一モデリング言語によるアルゴリズムの表現方法	アクティビティ図等による適切なアルゴリズムの表現方法	情報セキュリティ
情報通信ネットワークなどからの効果的な情報の検索と検証の方法	情報通信ネットワークから得られた情報の妥当性や信頼性の吟味の仕方	
調査の設計方法	統計的な調査の設計方法	
意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係	主張と論拠、主張とその前提や反証、個別と一般化などの情報と情報の関係	
比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方	推論の仕方、情報を重要度や抽象度などによって階層化して整理する方法	情報モラル・ 情報セキュリティ
表やグラフを用いた統計的な情報の整理の方法	統計指標、図解、検定などを用いた統計的な情報の整理・分析の方法	
目的に応じて情報の傾向と変化を捉える方法	目的に応じて統計を用いて客観的に情報の傾向と変化を捉える方法	
情報を統合して表現する方法	情報を階層化して表現する方法	
Webページ、SNS等による発信・交流の方法	Webページ、SNS、ライブ配信等の発信・交流の方法	問題解決・探究 における情報活用
安全・適切なプログラムによる表現・発信の方法	安全・適切なプログラムによる表現・発信の方法　《ステップ4と同じ》	
条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立てる手順	モデル化やシミュレーションの結果を踏まえて情報を活用する計画を立てる手順	
情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善する手順	情報及び情報技術の活用を多様な視点から評価し改善する手順	
情報システムの種類、目的、役割や特性	情報システムの役割や特性とその影響、情報デザインが人や社会に果たしている役割	情報モラル・ 情報セキュリティ
情報化による社会への影響と課題	情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響	
情報に関する個人の権利とその重要性	情報に関する個人の権利とその重要性　《ステップ4と同じ》	
社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていること	情報に関する法規や制度	
情報セキュリティの確保のための対策・対応	情報セキュリティの確保のための対策・対応の科学的な理解	問題解決・探究 における情報活用
仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性	仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの科学的な理解	
情報社会における自分の責任や義務	情報社会における自他の責任や義務の理解	
健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方	健康の面に配慮した日常的な情報メディアの利用方法	
問題の解決に向け、条件を踏まえて情報活用の計画を立て最適化し、解決に向けた計画を複数立案し、評価・改善しながら実行する	問題の効果的な解決に向け、情報やメディアの特性や情報社会の在り方等の諸条件を踏まえ、解決に向けた情報活用の計画を複数立案し、他者と協働しながら試行錯誤と評価・改善を重ねながら実行する	情報モラル・ 情報セキュリティ
調査を設計し、情報メディアの特性を踏まえて、効果的に情報検索・検証し、目的や状況に応じて統計的に整理したり、「考えるための技法」を組み合わせて活用したりして整理する	分析の目的等を踏まえて調査を設計し、効果的に情報検索・検証し、目的や状況に応じて統計的に整理したり、「考えるための技法」を自在に活用したりして整理する	
目的に応じ、情報と情報技術を活用して、情報の傾向と変化を捉え、問題に対する多様な解決策を明らかにする	目的に応じ、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して、モデル化やシミュレーション等を行いながら、情報の傾向と変化を捉え、多様な立場を想定し、問題に対する多様な解決策を明らかにする	
目的や意図に応じて情報を統合して表現し、プレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現・発信、創造する	メディアとコミュニケーション手段の関係を科学的に捉え、目的や受け手の状況に応じて適切で効果的な組み合わせを選択・統合し、プレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現・発信、創造する	
情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し、意図する活動を実現するために手順の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかを論理的に考える	情報及び情報技術の活用を多様な視点から評価し、意図する活動を実現するために手順の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかをオンラインコミュニケーション等を活用しながら論理的・協働的に考える	情報モラル・ 情報セキュリティ
等	等	
事象を情報とその結びつきの視点から捉えようとする	事象を情報とその結びつきの視点から捉えようとする　《ステップ4と同じ》	
物事を批判的に考察し判断しようとする	物事を批判的に考察し新たな価値を見いだそうとする	
条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立て、試行しようとする	条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立て、試行しようとする　《ステップ4と同じ》	情報モラル・ 情報セキュリティ
情報及び情報技術を創造しようとする	情報及び情報技術を創造しようとする　《ステップ4と同じ》	
情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善しようとする	情報及び情報技術の活用を多様な視点から評価し改善しようとする	
情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする	情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする　《ステップ4と同じ》	
社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを踏まえ、行動しようとする	情報に関する法規や制度の意義を踏まえ、適切に行動しようとする	情報モラル・ 情報セキュリティ
情報セキュリティの確保のための対策・対応の必要性を踏まえ、行動しようとする	情報セキュリティを確保する意義を踏まえ、適切に行動しようとする	
仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性を踏まえ、行動しようとする	仮想的な空間の保護・治安維持のためのサイバーセキュリティの意義を踏まえ、適切に行動しようとする	
情報社会における自分の責任や義務を踏まえ、行動しようとする	情報社会における自他の責任や義務を踏まえ、行動しようとする	
情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする	情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする　《ステップ4と同じ》	情報モラル・ 情報セキュリティ
情報通信ネットワークの公共性を意識して行動しようとする	情報通信ネットワークの公共性を意識し、望ましい情報活用の在り方について提案しようとする	
情報や情報技術により良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする	情報や情報技術により良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする　《ステップ4と同じ》	

「教育の情報化に関する手引（追補版）」（文部科学省　令和2年6月）

五つの段階については児童生徒の発達段階をイメージして作成されており、ステップ1（小学校低学年）、ステップ2（小学校中学年）、ステップ3（小学校高学年）、ステップ4（中学校修了段階）、ステップ5（高等学校修了段階）をそれぞれイメージしています。

この情報活用能力の体系表例は、次のような活用が期待されます。

- 各学校が、自校の情報活用能力の育成状況の目安とする。
- 各学校が、児童生徒や学校の実態に応じて、各学校の状況に合った段階から情報活用能力の育成に取り組めるようにする。
- 各学校が、児童生徒や学校の実態に応じた、情報活用能力の育成に関する指導の改善・充実の目安とする。

特に、児童生徒が進級または進学した際には、児童生徒の情報活用能力がどの程度育成されているか、本体系表例を実態把握に活用するとともに、各学校・学年の実態に応じた育成及び指導の改善・充実を行う目安としても活用するという一連の流れが重要です。

ウ 教科等の指導におけるICTの活用

ICTの活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、カリキュラム・マネジメントを充実させつつ、各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握したうえで、特に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要です。また、伸ばすことが難しかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにもICTの活用は有効です。

その際、1人1台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用することで、ICTの活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにするとともに、ICTにより現実の社会で行われているような方法で児童生徒も学ぶなど、学校教育を現代化することが必要です。児童生徒自身がICTを「文房具」として自由な発想で活用できるよう環境を整え、授業をデザインすることが重要です。

教科指導におけるICTの活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業を実現する上で効果的です。

文部科学省が毎年度実施している調査によると、教員のICT活用指導力は年々向上しているものの、授業中にICTを活用して指導する力や児童生徒のICT活用を指導する力などに自信を持っていないと回答する教員が一定数存在しています。

文部科学省では、GIGAスクール構想の実現に伴う1人1台端末及び高速大容量通信環境の積極的な活用を推進していくため、「GIGA StuDX推進チーム」を設置し、全国のエデュコム委員会や学校が参考となる事例の発信・共有等を通じて、全国のエデュコム委員会・学校に対する支援活動を展開しています。

特設ウェブサイト「StuDX Style」では、1人1台端末の更なる利活用の促進に向けて、活用方法に関する優良事例等を数多く紹介しています。

具体的には、活用のはじめの一步となる「慣れるつながる活用」、各教科等の学習に生かす「各教科等での活用」の事例を紹介するとともに、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく「STEAM教育等の教科等横断的な学習」の取組事例もあわせて掲載しています。

エ 学校における情報モラル教育の推進

スマートフォンやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などが児童生徒に急速に普及しており、これらの利用によってトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が発生しています。こうした背景を踏まえ、児童生徒が犯罪被害などの危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするとともに、人権、知的財産権などの自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、健康に留意して情報機器を利用することができるようにするため、情報モラル教育の充実が求められています。

小・中・高等・特別支援学校の学習指導要領では、情報モラルを含む「情報活用能力」を教科等横断的に育成することとしています。これを踏まえて、学習指導要領解説においては、インターネット利用に伴う犯罪被害の防止の必要性や、児童生徒の発達の段階に応じて情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることの重要性を示しています。

県教育委員会は、子どものインターネットの利用に関する情報モラルやネット問題の危険性等についての理解を深め、自らトラブルを防ごうとする子どもの育成や、学校と家庭との連携により、未然防止の取組が推進されることを目的として「情報モラル教育実践ハンドブック」を作成しています。

今後、児童生徒の情報活用能力の育成と情報社会に参画する態度を身に付ける学習が全ての学校で充実するよう、平成27年発行の「情報モラル教育実践事例集」と併せて積極的な活用をお願いします。

オ 校務の情報化の推進

校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教師が子供たちと向き合う時間や教師同士が指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながります。また、出欠・成績・保健・学籍・学習履歴等の子供たちに関する情報の共有、学校ウェブサイトやメール等による家庭・地域との情報共有などに役立ちます。

高知県では、すべての市町村に統合型校務支援システムを導入することで、業務の効率化・負担軽減を図っています。システムにより、学校や学級経営に必要な情報や児童生徒についての情報を一元管理し、共有することが可能となり、結果として教師が児童生徒と向き合うことができる時間の確保につながり、「教育の質的向上」に寄与しています。

カ プログラミング教育の実施に向けた取組

小学校においては、学習指導要領で、プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記し、算数、理科、総合的な学習の時間において、プログラミングを行う学習場面を例示しています。小学校段階で体験的にプログラミングに取り組む狙いは、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気付き、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度な

どを育むこと、さらに、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることにあります。

また、プログラミングに関する内容が既に必修となっている中学校技術・家庭科（技術分野）において内容の充実を図るとともに、高等学校においては、共通必修科目として「情報Ⅰ」を設定し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶなど、小・中・高等学校の全ての学校段階を通じてプログラミング教育を実施することとしています。

文部科学省は、小学校プログラミング教育については、学習指導要領や同解説で示している基本的な考え方等を分かりやすく解説した「小学校プログラミング教育の手引（第三版）」を公表するとともに、文部科学省、総務省、経済産業省が連携して、民間企業・団体等とともに平成29年3月に「未来の学びコンソーシアム」を設立し、現在はポータルサイトにおいて、民間企業・団体等による取組などの紹介を通じて、着実な実施に向けた支援を行っています。また、中学校・高等学校においては、「中学校技術・家庭科（技術分野）のプログラミングに関する実践事例集」や「高等学校情報科に関する特設ページ」（情報Ⅰの授業動画等）の作成・公開を行っています。

<参考・引用文献>

「令和元年度 文部科学白書」（文部科学省）

「令和3年度 文部科学白書」（文部科学省）

「令和4年度 文部科学白書」（文部科学省）

「第3期高知県教育振興基本計画 第3次改訂版」（高知県教育委員会 令和5年3月）

「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（文部科学省 令和元年6月）

「教育の情報化に関する手引（追補版）」（文部科学省 令和2年6月）

「情報モラル教育実践ハンドブック」（高知県教育委員会 令和4年3月）

「教育の情報化に関する手引」作成検討会（第5回） 配付資料（文部科学省 平成21年2月）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中央教育審議会 令和3年1月）

(9) 複式学級の指導

国で定める学級編制基準に照らして、児童生徒が少ないために、一つの学年での児童生徒だけで学級を編制できない場合には、同一学級に2学年を収容して学級を編制することがあります。このような学級を複式学級と呼んでいます。

ア 複式学級における学習指導の基本的な考え方

複式学級においては、まず、へき地教育の特性を踏まえ、学習指導の基本的な在り方や指導の方法を知ることが大切です。複式学級の学習指導においては、複式学級の利点を生かすという考え方に立ち、へき地・複式教育のもつ特質を効果的に取り入れ、一人一人に応じた柔軟な指導が大切です。

【へき地教育の特性】

へき地性

小規模性

複式形態

【複式学級の利点】

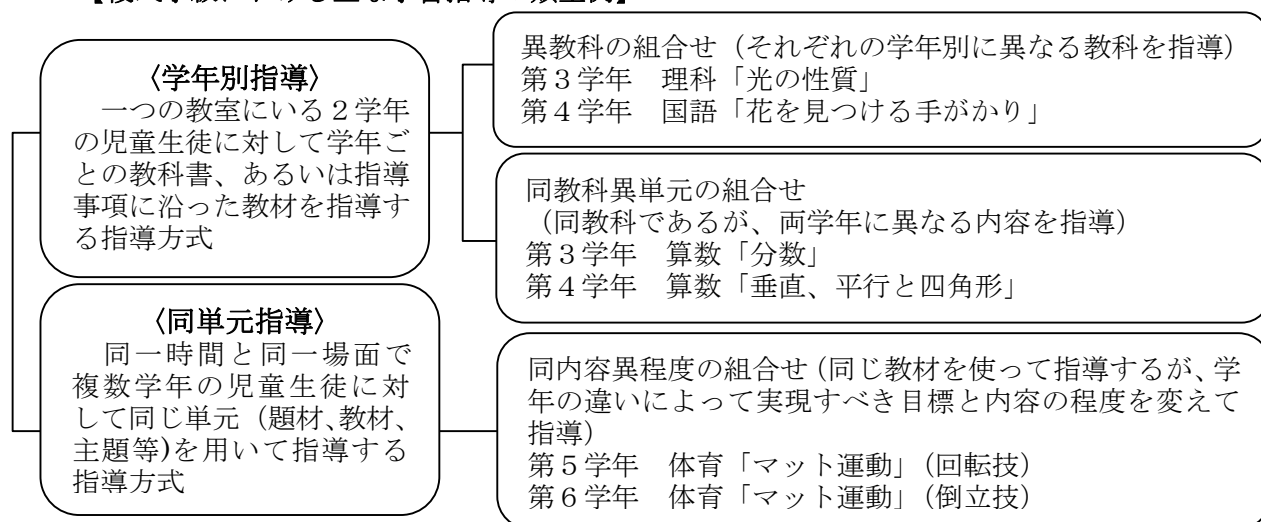
- 少人数であることを生かし、一人一人に応じたきめ細かな指導を通して、基礎・基本の確実な定着を図ることができる。
- 数多くの主体的自習の経験を生かし、自ら学び自ら考える力の育成を図ることができる。
- 2学年の児童生徒で構成されていることを生かし、上学年と下学年の関わりを通して、学年を越えて学び合う態度を育てることができる。

イ 学習指導の方法

(7) 学習指導の類型

複式学級における学習指導では、2学年の児童生徒を同時に指導するため、指導内容や指導方法について組合せを考慮したり、工夫したりする必要があります。学習指導の類型には、学年別指導、同単元指導があります。より効果的に学習を展開するためには、それぞれの指導類型の特性を理解し、学校や児童生徒の実態、学習する教科や内容などを考慮して指導計画を立てることが大切です。

【複式学級における主な学習指導の類型例】



※「同単元同内容指導」「同単元類似内容」という類型もあります。

(1) 学習過程

複式学級においては、一人の教師が2学年を指導することから、基本的な学習過程を設定し、その過程をずらして、適切に指導することが大切です。

学習過程の「ずらし」

2学年の学習過程の各段階をずらして組み合わせることを「ずらし」と呼んでいます。
※1単位時間の学習過程のずらし方は、固定的に考えることなく、学習内容や児童生徒の実態に応じて柔軟に考える必要があります。

教師の「わたり」

教師が一方の学年から他方の学年へ交互に移動して直接指導に当たります。この学年の間をわたり歩く教師の動きのことを「わたり」と呼んでいます。

A 学年	教師の働き		B 学年
見通し	直接指導	間接指導	振り返り (練習問題・補充・発展)
解決活動 (自力解決・集団解決)	間接指導	直接指導	見通し
まとめ (価値の共有)	直接指導	間接指導	解決活動 (自力解決・集団解決)
振り返り (練習問題・補充・発展)	間接指導	直接指導	まとめ (価値の共有)

(ウ) 直接指導と間接指導

学年別指導の場合、教師はそれぞれの学年の児童生徒に異なる教科や内容を指導するため、一方の学年の児童生徒に直接的に指導を行う「**直接指導**」と、直接指導ができない他の学年の児童生徒が、自主的に学習が進められるよう指示を与えておいて行われる「**間接指導**」を組み合わせることで指導することになります。

間接指導の時間は、単なる機械的な練習学習の場として位置付けるのではなく、「自ら学び自ら考える力を育む時間」として捉えることが大切です。児童生徒が主体的な活動ができるよう、国語辞典、算数セット、ホワイトボードや小黒板、ヒントカード、ICT等の教育機器、補助プリント（類似問題、発展問題、補充問題）等、学習を支える条件を整えておくことも必要です。

直接指導の位置付け

- 主体的な学習を成立させる契機とする。
- 指導内容を精選し、学習方法や条件を整え、学習課題を明確にする。
- 主体的な学習を支える基礎・基本の指導をする。
- 学習したことを確認し、賞賛して、自主学習への意欲をもたせる。

間接指導の位置付け

- 児童生徒の自主性を養う機会とする。
- 学習の目標をはっきりつかむことができるように、指示を明確に伝える。
- 学習技能を定着させ、児童生徒で主体的な学習や小集団での学習ができるようにする。
- 次の直接指導につながる準備の時間とする。

(イ) 学び方の明確化

複式学級を有する学校においては、学年別指導の間接指導を生かし児童生徒に学び方を育てることが大切です。そのためには、学校の教育目標の達成を目指し、6年間（中学校においては3年間）を見通した学び方の系統を明確にし、学校全体で取り組む必要があります。

<参考・引用文献>

「へき地・複式・小規模校教育の手引ー学習指導の新たな展開ー（改訂版）」

（北海道教育大学へき地・小規模校教育研究センター 令和6年3月）

「複式学級における学習指導の在り方～はじめて複式学級を担当する先生へ～」（北海道立教育研究所・北海道教育大学 平成13年9月）

「平成26年度 中山間地域小規模・複式教育 小規模・複式校における授業改善を目指して」（高知県教育委員会 平成27年3月）

「高知県授業づくり Basic ガイドブック～若年教員のための基礎・基本～（小中学校編）」（高知県教育センター 令和4年3月）

(10) 読書活動と学校図書館

ア 読書活動

(7) 基本的な考え方

子どもにとって、読書は、豊かな情操を育むとともに、人間形成のうえで大きな役割を担っています。読書により広い世界を知り、自分自身の考えを広めたり深めたりしながら、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。また、読書は、「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表現する力」などを育てるうえで中核となるものであり、自分の力で課題を発見し、主体的に判断して課題を解決することができる資質や能力を養うことにつながります。

保育所・幼稚園・認定こども園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び地域・家庭等において、読書の楽しさを味わい、読書のよさやすばらしさを体験し、生涯にわたって本に親しんでいく態度と習慣を身に付けるためには、発達段階や特性に応じた適切で継続的な指導と支援が必要です。

(4) 読書活動の推進

子どもの読書活動の推進に関し、国や地方公共団体の責務などを明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と基本理念が定められています。

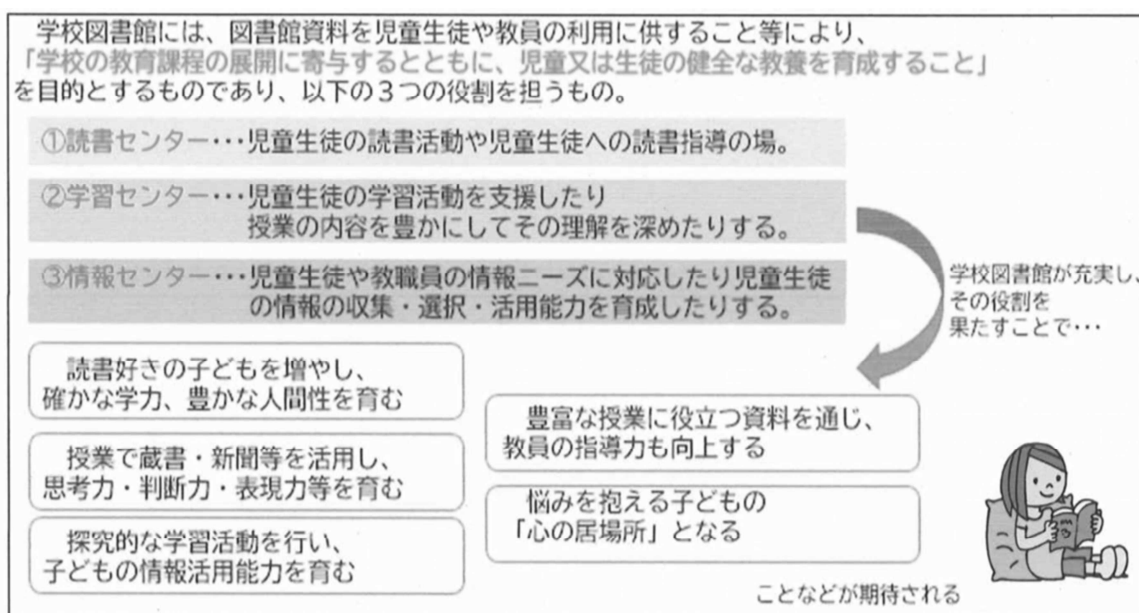
本県においては子どもの読書活動の重要性を踏まえ、平成18年度に「高知県子ども読書活動推進計画」を策定しました。「第二次計画〔平成24～平成28年度〕」「第三次計画〔平成29～令和3年度〕」を経て、「第四次計画〔令和4年度～8年度〕」では、これまでの成果や新たな課題をふまえて、「意欲的に読書を楽しむ子どもを育てる」、「情報を読み取り活用する子どもを育てる」、「子どもの読書活動を支える」という三つの基本目標を掲げ、これらを達成していくために四つの取組方針並びに横断的取組に基づき読書活動の具体的な取組を推進することとしています。

イ 学校図書館の機能と利活用

「学校図書館法 第1条」において、学校図書館は、「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である」と位置付けられています。「第2条」では、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備」と定義されています。

また、学習指導要領解説 総則編では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」と示されています。

学校図書館には、①児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能があります。これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。



学校図書館の目的（「高知県学校図書館活動ガイドブック～心と学びを育む学校図書館～改訂版」平成31年3月 参照）

(7) 読書センターとしての学校図書館

学校図書館には、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、また、創造力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心等を育む読書センターとしての機能を果たすことが期待されています。

読書活動をより充実させるためには、学校教育の一環として、すべての子どもに、本を選んで読む経験、読書に親しむきっかけを与えることが必要です。

例えば、次のような指導や整備を行います。

- 学校図書館を活性化（テーマをもったコーナーづくり、教科学習と連動した展示、季節に合わせた装飾など）することで、児童生徒の読書意欲を引き出す。
- 文学的な読み物に加え、説明的な文章や図表・統計などを含む科学的な読み物、論理的な思考を要求する評論や哲学書など、幅広い読書を促す。
- 本などの種類や配置、題名や目次、索引などを手掛かりに、自己の課題を解決するために必要な本を自ら探す力を養う。
- 読書の記録を通して、自分自身の読書歴を明確に意識させ、より発展的に新たな読書へ取り組むよう促す。その中で、「何を読むか」だけでなく、「何を目的として読むか」

の意識化を図る。

○特別な支援を必要とする子どもや図書館への来館が困難な子どもたちの読書の機会を増やすために、朗読CDやマルチメディアデージー、大活字本、LLブック、団体貸出サービスなどを活用する。

また、個々の読書力の発達段階に応じて、適切な本と出合わせる配慮が必要です。そのため県教育委員会では、小・中学校向けの推薦図書リストブック「きっとある キミの心に ひびく本」を作成し、「高知県学習支援プラットフォーム 高知家まなびばこ」に掲載しています。読書活動の充実のために、本リストブックを活用しましょう。

(イ) 学習センター・情報センターとしての学校図書館

学校図書館には、児童生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力、課題解決能力を育成し、教育課程の展開に寄与したりする学習センター・情報センターとしての機能を果たすことが期待されています。

例えば、次のような指導や整備を行います。

- 探究的な学習において、情報の収集・選択の方法、要約の仕方、レポートや新聞へのまとめ方、発表の仕方といった情報を活用するための技能の育成を図る。
- 各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導する。
- 各教科等のねらいを達成するために、学校図書館や教室において、図書館資料を活用した授業を日常的に行う。
- 授業で学んだことを確かめ、広げ、深めることや、資料を集めて、読み取り、自分の考えをまとめて発表することなど、児童生徒の主体的な学習活動を支援する。
- 図書や新聞、インターネットなどのデジタル情報など多様なメディアを提供して、資料の探し方・集め方・選び方や記録の取り方、比較検討、情報のまとめ方などを学ばせる。
- 児童生徒が学習に使用する資料や、児童生徒による学習の成果物などを蓄積し、活用できるようにする。

また、これらの取組は、学校図書館担当者とICT活用教育の担当者が連携し、ICT環境を整備したり、情報活用能力の年間指導計画表等を協働して作成したりすることで、一層の充実を図ることができます。

(ウ) 教員のサポート機能

学校図書館担当職員などが、教科指導のための研究文献や教員向けの指導資料、教材として使える図書などを集めて教員が使えるようにしたり、図書館資料の情報提供や取り寄せをしたりするなど、教員をサポートする体制を整えることも必要です。

(イ) その他の機能

学校図書館は、上の(ア)、(イ)、(ウ)のような本来の機能以外にも、学校の中、地域の中で多様な機能を発揮しています。

a 子どもたちの「居場所」の提供

昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が自分だけの時間を過ごしたり、異年齢の人々と関わりをもったりすることができる

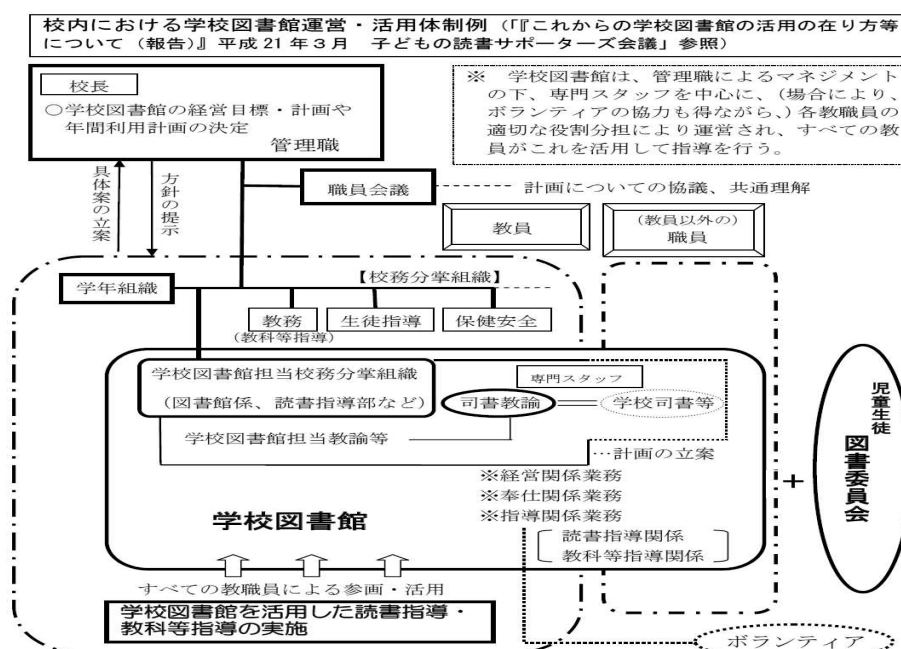
場となります。児童生徒が、学校図書館を校内における「心の居場所」としているケースも多く見られます。

b 家庭・地域における読書活動の支援

学校図書館を学校の児童生徒や教員だけでなく、地域住民のための文化施設として有効に活用できるようにするべきであるという要請も多くなっています。例えば、家庭と連携して読書活動を進めるため、親子貸出の実施など、保護者等の学校図書館利用を可能とする取組や、放課後や週末に他校（他校種の学校）の児童生徒や地域の大人にも開放する取組などを行っている例があります。

㊦ 学校経営と学校図書館

学校図書館は、校内の諸組織と機能的に結び付くことによってこそ、その機能が発揮されます。例えば、各学年や各教科の代表が学校図書館の経営に参加できるようにしたり、校内の各方面からの要望を反映しやすいように組織を編成したりすることが有効です。



これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）平成21年3月 子どもの読書サポーターズ会議 参照

㊦ 公共図書館等との連携

授業での活用にあたって、特に調べ学習を展開するときには、前もって司書教諭や学校図書館支援員などと連携して図書館資料を計画的に用意することが必要です。学校図書館に資料がないときには、事前に地域の公共図書館等から資料を借りることができます。地域の公共図書館等にも資料がないときには、県立図書館の資料を借りることもできます。

県立学校の場合、学習活動に役立つ図書セットなど、県立図書館から必要に応じて、資料を直接借りることができます。市町村立学校が県立図書館の資料を借りるときは、地域の公共図書館等が窓口となります。申込方法などについては、それぞれの公共図書館等に問い合わせてください。また、児童生徒や教員の問い合わせに対して学校図書館の資料で十分に対応できない場合は、公共図書館に相談して、回答に適した資料を紹介してもらうなどの協力を得ることもできます。

学校図書館を活用していくうえでは、司書教諭や学校図書館支援員などの学校図書館

関係職員、公共図書館の職員、読書活動に関わる支援員やボランティアが顔と顔でつながる関係をつくるとともに、市町村単位で行われる研修等を利用して情報交換をすることも大切です。

<参考・引用文献>

- 「小学校学習指導要領解説 総則編」「小学校学習指導要領解説 国語編」（文部科学省 平成29年7月）
- 「中学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成29年7月）
- 「高等学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 平成30年3月）
- 「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」（文部科学省 平成30年3月）
- 「特別支援学校学習指導要領解説 総則編等（高等部）」（文部科学省 平成31年2月）
- 「学校図書館ガイドライン」（文部科学省 平成28年10月）
- 「高知県学校図書館活動ガイドブック～心と学びを育む学校図書館～」（高知県教育委員会 平成31年3月）
- 「第三次高知県子ども読書活動推進計画〔平成29年度～平成33年度〕」（高知県教育委員会）
- 「第四次高知県子ども読書活動推進計画〔令和4年度～8年度〕」（高知県教育委員会）
- 「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」（子どもの読書サポーターズ会議 平成21年3月）
- 「これからの時代に求められる国語力について」（文化審議会答申 平成16年2月）
- 「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」（学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議 平成26年3月）
- 「1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識」（全国学校図書館協議会指導主事研修委員会 2021年9月）
- 「＜2024年度版＞利用の手引き〔高等学校・特別支援学校用〕」高知県立図書館（令和6年4月）
- 「高知県内図書館協力マニュアル2024」高知県立図書館（〔令和6年4月〕）

(11) 部活動の指導

ア 部活動の意義と留意点

学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」について、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領の総則に部活動の意義、留意点等が記述され、学校教育の一環としての部活動が明確に位置付けられています。

各学校が部活動を実施するに当たっては、その中で規定された、意義、留意点、配慮事項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。

【意義】 スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

【留意点】 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

【配慮事項】 学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。

イ 学校部活動の実践に向けて

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があり、県教育委員会では、平成30年、平成31年に策定した運動部活動と文化部活動のガイドラインを統合・改訂し、「高知県部活動ガイドライン（令和6年3月）」を策定しました。

- (ア) 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。
- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
 - 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
 - 活動時間については、移動を含まない実際に活動した時間とする。
 - 合同チームについては、平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合には、土日の両日に活動し、平日に2日以上休養日を設定することが可能である。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。
 - ・活動時間は週11時間程度とする。
 - ・同じ顧問が土日とも指導することがないように、部活動指導員や別の顧問が指導する体制を整える。
 - ・大会前等の期間(1ヶ月半程度)を限定とし、大会後の休養期間の設定や参加する大会等の精査を行う。
 - ・生徒、教員ともに負担とならないよう配慮すること。なお、拠点校部活動にて、遠方の学校との練習となる場合は同様とすることができる。
- (イ) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- (ウ) 部活動における熱中症事故の防止の観点から、気温・湿度などの環境条件に配慮し、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

ウ 学校部活動の地域連携について

学校部活動については、様々な課題が見え始め、学校だけでの対応は難しい状況となってきました。生徒数・教員数の減少により、専門として指導ができる教員がいない、生徒がやりたい学校部活動が学校にない、団体競技のチームが自校単独で組めないなどの課題が挙げられ、団体競技の救済措置として「合同チーム」がありますが、これについても課題が見え始めてきています。

また、教員の負担軽減のために、顧問に代わり単独で指導、大会引率ができる部活動指導員を配置し、顧問が部活動指導を希望しない場合など、休日等の指導に従事しない体制も構築されています。

さらに、大会等の在り方については、学校部活動や地域クラブで活動する生徒がいることから、生徒にとって公平、公正な大会への参加機会が確保されることや大会等への参加の引率及び運営に係る体制の整備についての見直しも行われています。

Ⅲ マネジメント力を 向上させるために

1 教育公務員としてのセルフマネジメント力の向上

私たち公立学校の教員は、地方公務員としての社会的な身分を有しています。地方公務員として職務に従事するにあたっては、**地方公務員法**第31条及び各地方自治体の「**職員の服務の宣誓に関する条例**」に基づいて服務の宣誓をしなければなりません。この宣誓は、県民全体に対しての宣言という形の誓約であり、地方公務員としての自覚を促し、職責を果たすことを目的にしています。私たちは、地方公務員として、宣誓のもつ意義を常に自覚し、責任ある行動をとることが求められます。

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

高知県 職員の服務の宣誓に関する条例 より

私たちは地方公務員としての社会的な身分に加え、児童生徒の教育に携わる教育公務員としての身分も有しています。教育公務員は、その職務や責任の特殊性から、任免や服務、研修等について、**教育公務員特例法**で規定されています。私たちには、教育公務員としての職責や使命を自覚し、様々な教育的課題に対応するため絶えず研究と修養に努め、子どもたちの成長のために職務に専念する義務があります。

私たちは、子どもたち、保護者、そして地域の方々に夢や希望を与える存在です。それだけに、一人一人がその姿を子どもたちに自信をもって見せることができるように、職責や使命を果たしていかなければならないのです。

(1) 教育公務員として

公教育の目的は、**教育基本法**第1条で、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と明記され、第4条では「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と示されています。

私たち教員は、教育公務員として、子どもたちのために、教育的な愛情と教職に専念する情熱をもって職務に臨まなければなりません。さらに第9条では「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と教員としての心構えが明らかにされています。

また、令和4年5月に公布された「**教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律**」の改正の趣旨では、「グローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化

も速度を増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっている。(中略)

このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現するこれからの『新たな教師の学びの姿』として、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること(後略)」が重要であると示されています。

変化する社会の中で直面する新たな課題等に対応できる力量を高めていくために、教員自身が探究心を持ち、学び続ける存在であることが不可欠であり、子どもたちにとって、最も身近な「学び続けるモデル」が、私たち教員であることを自覚しなければなりません。さらに、教職員一人一人が専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、学校づくりのチームの一員として組織的・協働的に諸課題の解決のために取り組む専門的な力についても醸成していかなければなりません。

(2) 高知県の求める教員像

○ 教育の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感があり、自律的に学ぶ姿勢を持ち、生涯にわたって資質・能力を高めていける人

教育者としての使命感や誇り、子どもたちへの優しさや愛情は教員の資質の中でも大切なものです。子どもたちの確かな成長を願い、教育への熱い情熱と責任感のある人を求めます。また、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていける人を求めます。

○ 教育の専門家として、教科指導力、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力などのある人

様々な子どもたちを受け止め、子どもたちに寄り添い、温かく励まし見守りながら、共に成長していくことができる人、研究と創意工夫を惜しまず、楽しくわかりやすい授業を創造し、温かい学級づくりのできる人を求めます。

○ 豊かな人間性や社会性、常識と教養、対人関係能力などを備え、組織の一員としての自覚を持ち、多様性や包摂性を尊重し、協働できる人

個性と想像力を発揮し、他の教職員だけでなく、外部人材や専門スタッフ、地域と連携・協力しながら、学校組織のチームの一員として教育活動にあたることのできる人を求めます。また、多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働できる人を求めます。

○ 教員としてのセルフマネジメント力のある人

「高知県教員育成指標」(以下「指標」)に示す教員自らが自身の成長段階に応じた目指すべき姿である自己管理能力や自己変革力等の資質の向上に努められる人を求めます。指標では、教員に求められるセルフマネジメント力を経験段階ごとに次のように示しています。

「高知県公立学校教員採用候補者選考審査説明会」資料より

セルフマネジメント力	能力	項目	新規採用期（0～1年）	若年前期（2～4年）	若年後期（5～9年）	中堅期（10年～）	発展期（20年～）
	自己管理能力	法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。		教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
		倫理観 社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。		倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
		郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。		高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
		ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。			健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
	自己変革力	使命感 責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。		教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
		自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。		自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

「高知県教員育成指標」（令和6年3月高知県教育委員会）より抜粋

(3) 教職員の服務・職務

ア 教職員の服務

公務員が職務遂行上又は公務員としての身分に伴って守るべき義務や規律を服務といいます。

服務の内容は、**地方公務員法**、**教育公務員特例法**や**教育委員会が定める服務規程**等により規定されており、職務を遂行するうえで守るべき義務と、職務の内外を問わず守るべき義務とに分けられます。教育公務員には、地方公務員法等の法令・規則に基づき、数々の服務義務が課せられています。とりわけ「信用失墜行為の禁止」や「営利企業等の従事制限」など、地方公務員という身分そのものに伴う義務は、勤務時間中はもちろん、勤務時間外においても守らなければなりません。

私たちは、率先して法令を遵守する義務があり、常にコンプライアンス（法令遵守）を意識して行動する必要があると同時に、教育に携わる公務員としてのプロ意識を持って、子どもたちに接していく必要があります。

しかし、近年、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、わいせつ行為、飲酒運転、窃盗、公文書偽造、情報漏洩等の不祥事が連続して発生しています。ほとんどの教職員が教育に情熱をもって真摯に取り組んでいますが、たった一人の教職員が不祥事を起こしただけで、その学校に通う児童生徒に影響を与えてしまうのは当然のこと、高知県の教

育そのものへの信頼が失われ、他の献身的に頑張っている学校や教職員に対する県民の方々からの評価を下げることにつながることや、これから教員を目指そうとしている方々の不信を招くことを真に意識しなければなりません。

不祥事を根絶するためには、教職員一人一人が、「教育は信頼なくして存在し得ない」ことを自覚し、不祥事を「自分ごと」としてとらえ、「不祥事は絶対起こさない。」という強い意志のもと、法令遵守を徹底していく必要があります。「自分には関係ない」あるいは「県内で起きている不祥事は自分には関係ない」と思わず、「自分ごと」として捉え、これを起こさない組織づくり・意識づくり、いわゆる「風通しの良い職場環境づくり」に取り組むことが必要です。

なお、サービスの監督には、教育委員会が当たりますが、職務上の上司である校長が、教育委員会に属するサービスの監督を分任して行います。

※「教職員不祥事根絶ポータルサイト」の二次元コードは、160ページに掲載しています。

【教職員の服務に係る規定】

(7) 教職員が職務を遂行するに当たって守るべき義務

a 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）

教職員には、その職務を遂行するに当たって、法令等及び上司の職務上の命令に忠実に従う義務があります。

上司の職務上の命令を職務命令といいます。学校では、上司である校長の職務命令に忠実に従わなければなりません。

b 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

法律又は条例に特別の定めがある場合（研修等）を除き、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、勤務校における職務にのみ専念しなければなりません。

(イ) 職務の内外を問わず守るべき義務

a 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）

教職員が非行等を犯した場合には、その個人の信用を損なうだけでなく、その職全体の信用を損なうおそれがあります。したがって、教職員は、その職の信用を傷付け、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。

b 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）

教職員は、公的私的なものを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。在職中はもちろん、その職を退いた後も同様です。

c 政治的行為の制限（地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条）

教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべきものであり、政治的活動や選挙運動が禁止又は制限されています。特に、教育の政治的中立の原則に基づき、学校における特定の政党の支持又は反対のための政治的活動は厳に慎む必要があります。さらに、教職員の選挙運動その他の政治活動についても、教育公務員特例法等に特別の定めがあります。

d 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

教職員は、同盟罷業、怠業、その他の争議行為は一切禁止されています。

ｅ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）、兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）

教職員は、地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ、会社その他の団体の役員等の地位を兼ねたり、自ら私企業を営んだり、報酬が発生する事業もしくは事務に従事したりすることを禁止されています。

ただし、教育公務員特例法の規定により、本務の遂行に支障がないと任命権者（県費負担教職員については、市町村（学校組合）教育委員会）において認める場合には、教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する他の事業もしくは事務に従事できます。

イ 教職員の職務

学校教育法第37条第11項では、教諭の職務について、「教諭は、児童の教育をつかさどる。」と定めています。教諭は、児童生徒の教育をつかさどることがその職務の主たる内容ですが、その職務だけに限定されるものではありません。教育活動以外の校務も教諭の職務です。本県では、**高知県立学校の管理運営に関する規則**に基づき、令和4年3月に県立高等学校（中学校を含む）の教諭等の標準的な職務を以下の表の通り示しました。

【県立学校における教諭等の標準的な職務内容並びに職務の遂行に関する要綱 別表の1】

	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備(学校行事等の準備・運営を含む)。 生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導の企画及び運営 生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導の企画及び運営 家庭、地域、他校種及び関係機関との連携及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 校務分掌に関する業務 学年、学級(ホームルーム)運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職務遂行のために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく生徒の安全指導及び安全点検

※特別支援学校については、「県立学校における教諭等の標準的な職務内容並びに職務の遂行に関する要綱 別表の2」を参照してください。

※市町村（学校組合）立の小・中学校の教諭については、各市町村（学校組合）の学校管理運営規則等によって規定されています。特別の定めがない市町村（学校組合）の場合は、既存の規定の範囲内で判断します。

職務遂行に当たって留意すべき点

- (ア) 勤務時間を厳守すること。
- (イ) 出勤の際には、まず出勤の処理を行うこと。
- (ウ) 欠勤、遅刻、早退の際には事前に届出を行うこと。緊急な場合は速やかに校長に連絡し、児童生徒への対応を相談すること。
- (エ) 出張や校外勤務等の場合は速やかに手続きを行い、授業ができない場合には授業の振替や代替措置を講じること。
- (オ) 授業の準備は万全を期し、授業後の評価・反省、改善を常に行うこと。
- (カ) 児童生徒の状況を常に把握し、必要があれば速やかに管理職や保護者に連絡すること。
- (キ) 地域や保護者への説明責任を果たすことができるように、日々の記録をとること。
- (ク) 危機管理意識をもち、児童生徒の安全の確保を図ること。

※e-Gov 法令検索及び高知県例規集の二次元コードは、159ページに掲載しています。

(4) 教員と研修

ア 研修の目的

教員はその職責の特性から、絶えず研究と修養に努めなければなりません。教員としての資質・指導力の向上を図るためには、日々の教育実践を積み重ねるとともに、目的意識や向上心、自己啓発の意識をもち、積極的な姿勢で研修に参加することが必要です。

イ 研修の分類

教員の研修には、職務としての研修、職務専念義務の免除による研修、自主的な研修があります。常に自分自身の課題を確認し、目標を設定したうえで、各ステージに応じた研修を行う必要があります。研修に参加する際には、その効果が上がるように、事前に自分自身や日頃の教育実践について明確な課題意識をもち、意欲的に参加することが大切です。

(ア) 職務としての研修（職務研修）

県や市町村教育委員会及び校長の職務命令によって受ける研修です。この研修は、職務の一環として位置付けられ、経験年数や職能に対応した基本研修と教科その他の専門研修に大別されます。代表的なものに初任者研修や中堅教諭等資質向上研修などがあります。

(イ) 職務専念義務の免除による研修（職専免研修）

校長の承認を得て、勤務時間中に職務専念義務の免除を受けて行う研修です。校長が授業を含めて公務運営上支障がなく、研修内容が職務に専念する義務を免除するにふさわしい内容と認めた場合に研修を行うことができます。

(ウ) 自主的な研修（自主研修）

勤務時間外に、自分の意志で自主的に行う研修で、二つの側面があります。第一は、自分の特性を伸ばす研修であり、第二は自分に欠けている分野や領域を補う研修です。

a 自主研修の方法

自主研修の方法には、次のようなものがあります。

- | | | |
|--------|------------------|----------|
| ・調査、研究 | ・講演会、研究会、研修会への参加 | ・資料収集 |
| ・実技、体験 | ・施設見学 | ・メディアの利用 |
| | | ・読書 等 |

b 自主研修の進め方

自主研修では、自らの研究テーマを設定し研究を進めていきます。研究の過程では、他の教員等から意見を聞き内容を深めることが求められます。

例えば、研究テーマを教員としてのステージに合わせて、5年目までは教科指導、10年目までは校務分掌の実践、15年目までは教科経営や分掌経営などを設定することも考えられます。

さらに、研究の結果は日々の教育実践に生かされることが大切です。

2 チーム力を高める組織マネジメント力の育成

学校経営は、学校教育目標を具現化するための計画的な営みです。教職員は校長の経営ビジョンを理解するとともに、示された経営方針に従って部署(各種部会、学年団等の分掌)ごとに目標を立て実践していきます。その際、重要になるのが組織マネジメントです。

(1) 学校組織

ア 組織成立の3要素

組織とはいったい何でしょうか。集団との違いはどこにあるのでしょうか。組織が成立するための要素は三つあります。下の「?」には、どのような言葉が入るのか考えてみましょう。

組織成立の3要素

- ① 共通の ? をもつ

② ? の意欲がある

③ ? を図る

＜経営学者 チェスター・アーヴィング・バーナード＞

①～③にはそれぞれ「目的」、「協働」、「コミュニケーション」という言葉が入ります。学校はしばしば、「組織的に動くことが上手ではない」と言われます。その課題を解決するために、学校組織について考えてみましょう。

イ 学校組織の特徴

所属する組織の中で効率よく仕事を進めるためには、その組織の特徴を知る必要があります。学校のフラット型組織、民間企業や行政の多くはピラミッド型組織といった組織構造の特徴が見られます。一般的にフラット型組織は、階層が少なく、上司と部下との関係性もゆるやかです。また、業務・情報の共有化や権限委譲がなされ、垂直方向のコミュニケーション(指示・命令／受命・報告)よりも、水平方向のコミュニケーションが活発です。このような組織は、柔軟な発想を生み出しやすいという利点があります。ピラミッド型組織は効率的な組織運営により、手堅く業務を遂行するのに適した組織であるのに対し、学校を代表とするフラット型組織は、経営ビジョンの実現に向けて、教職員の知恵やアイデアを上手に活用できる「創造的な組織」と言えます。

(2) 組織マネジメントの必要性

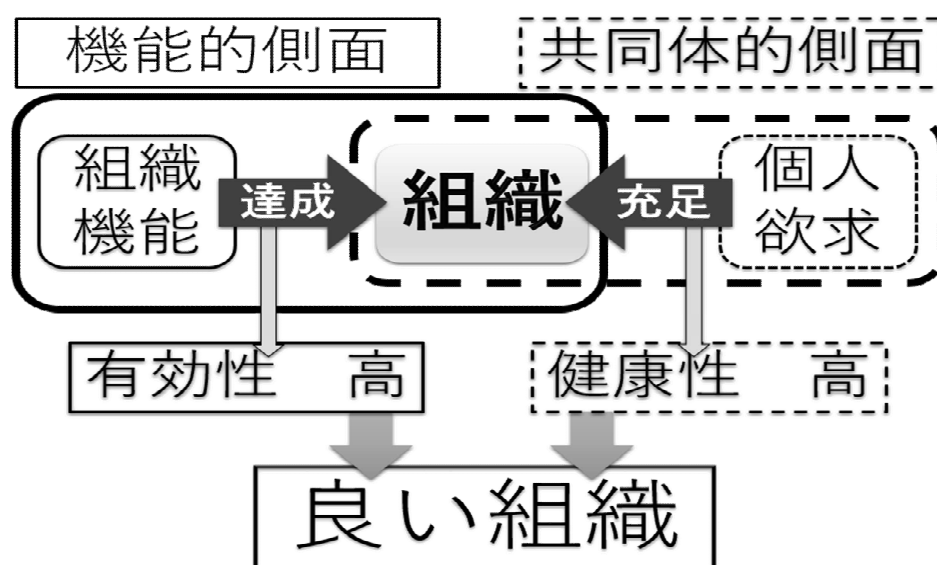
ア 良い組織であるための二つの条件

良い組織かどうかを考える際には、組織の「機能的側面」と「共同体的側面」を見ていく必要があります。

「機能的側面」とは、組織としての役割や機能を果たしているかという「組織の目標達成」に関する側面です。また、「共同体的側面」とは、個人の欲求が満たされているかという「組織構成員の欲求充足」に関する側面です。

したがって、「機能的側面」が発揮できている組織では、目標を達成し成果を上げている状態にあり、一方、「共同体的側面」が発揮できている組織では、組織を構成している個人の欲求が満たされ、各自の主体性、創造性が十分に発揮されている状態にあると言えます。

このように、「機能的側面」と「共同体的側面」を兼ね備えた組織が「良い組織」です。皆さんの学校はどうでしょうか。



< 浅野良一教授（環太平洋大学）『令和6年度任用2年次教頭研修5 資料』 >

イ 組織マネジメントとは

前述の各学校の「機能的側面」と「共同体的側面」の双方を高めていくためには、また、組織力そのものを向上させるためには、組織マネジメントが不可欠です。

では、組織マネジメントとは、どのようなことでしょうか。マネジメント研修カリキュラム等開発会議（文部科学省）が作成した冊子「学校組織マネジメント研修～すべての教職員のために～（モデル・カリキュラム）」などを参考に、当センターでは次のように定義し、学校組織マネジメント研修を実施しています。

組織マネジメントの定義

組織が求める目的に向かって、変化する内外環境と折り合いをつけながら、内外の資源（人、物、金、時間、情報、ネットワーク）や能力を統合、開発し、人々の活動を調整すること。

◇勤務校の組織をチェック！

組織が機能し成果を出している学校は、校長のリーダーシップのもと、次に示した「七つのキーワード」を意識した経営がなされています。自校の実態はどうでしょうか。少し立ち止まってチェックしてみましょう。

チェック項目

check!

方針と目標は関連させながら設定していくものです。

◇キーワード①：教育方針・教育目標に関すること

- 1：県や市町村教育委員会が示した教育方針の概要を説明できますか？
- 2：自校の学校教育目標は、県や市町村教育委員会の教育方針を踏まえたものになっていますか？
- 3：学級（ホームルーム）の経営方針や目標を立てていますか？ また、それは、上記の二つを踏まえたものですか？

check!

目標が言えない、イメージできない状態では、目標の達成は不可能です。達成した姿を職場の同僚と何度も語り合うことが必要です。

◇キーワード②：教育方針・教育目標の共有

- 1：自校の学校教育目標をすらすらと言えますか？（何も見ずに）
- 2：管理職は、自校の学校教育目標が達成できた姿を具体的にイメージして、教職員全体に何度も語っていますか？
- 3：上記2について、あなた自身の言葉で具体的に説明できますか？
- 4：上記3のイメージは同僚とほぼ同じだと言えますか？

check!

重点目標の設定は経営上の鉄則です。それに徹底的に取り組み、成果の兆しを確実にとらえ、教職員間で共有します。

◇キーワード③：重点目標（重点努力事項）の設定

- 1：学校教育目標の実現に向けて重点目標（重点努力事項）を定めて取り組んでいますか？
- 2：自校の重点目標を、すべてと言えますか？

check!

ここを意識しないと、単年度思考に陥ってしまいます。年度に区切りはあっても、児童生徒の成長には区切りはありません。そのために設定します。（中期3～4年、長期：5年以上）

◇キーワード④：短期及び中長期計画の策定

- 1：学校教育目標の実現に向けて単年度計画だけでなく、中長期計画も定めていますか？

check!

個々の目標達成が組織全体の目標達成の条件です。あなたの目標達成がなければ、組織全体の目標達成はありません。

◇キーワード⑤：役割の明確化 ⇒ 参画意識の醸成

- 1：目標設定シートを作成する際、自校の重点目標等をすらすらと書けましたか？
- 2：シートに記述したことについて、管理職などからの指導助言を積極的にもらおうとしていますか？
- 3：目指す児童生徒像や育成に向け実践していることについて、教職員間で日常的に話していますか？
- 4：現時点での進捗状況を、端的に説明できますか？

check!

児童生徒が生活する土地の風土・文化を熟知している方々に参画してもらうことで、より豊かな教育活動を展開できます。

◇キーワード⑥：教育活動への保護者・地域住民などの巻き込み

- 1：授業等日々の取組状況について、保護者などに対してオープンにしていますか？
- 2：地域と協働実施している自校の特色ある取組をしていますか？
- 3：懇談や通信などを活用し、各種情報を積極的に発信していますか？

check!

目標を達成したかどうかの判断基準がこれにあたります。数値化を図るなどして明確に定めておけば、主観的な評価にはつながりません。そのうえ、事後の改善サイクルも回しやすくなります。

◇キーワード⑦：評価基準（指標）の設定

- 1：自校やあなた自身の教育活動の成果を見取るための評価基準（指標）を設定していますか？
- 2：自校の学校評価の活用状況について、端的に説明できますか？

いかがでしたか。すべてに自信をもって「YES!」と答えられる方は、少ないのではないのでしょうか。学校には、それだけ組織としての課題が多いということです。「個々の教職員の力はあるのに、組織的に動くことが上手くない。」この言葉は、学校組織に対する外部からの声としてよく聞かれるものです。改善の糸口は、上のチェック項目の中にたくさん隠されています。チェック項目をヒントにして、学校教育目標を達成するために、あなたが取り組もうと決意したことを次の枠に記入してみましょう。

取組…

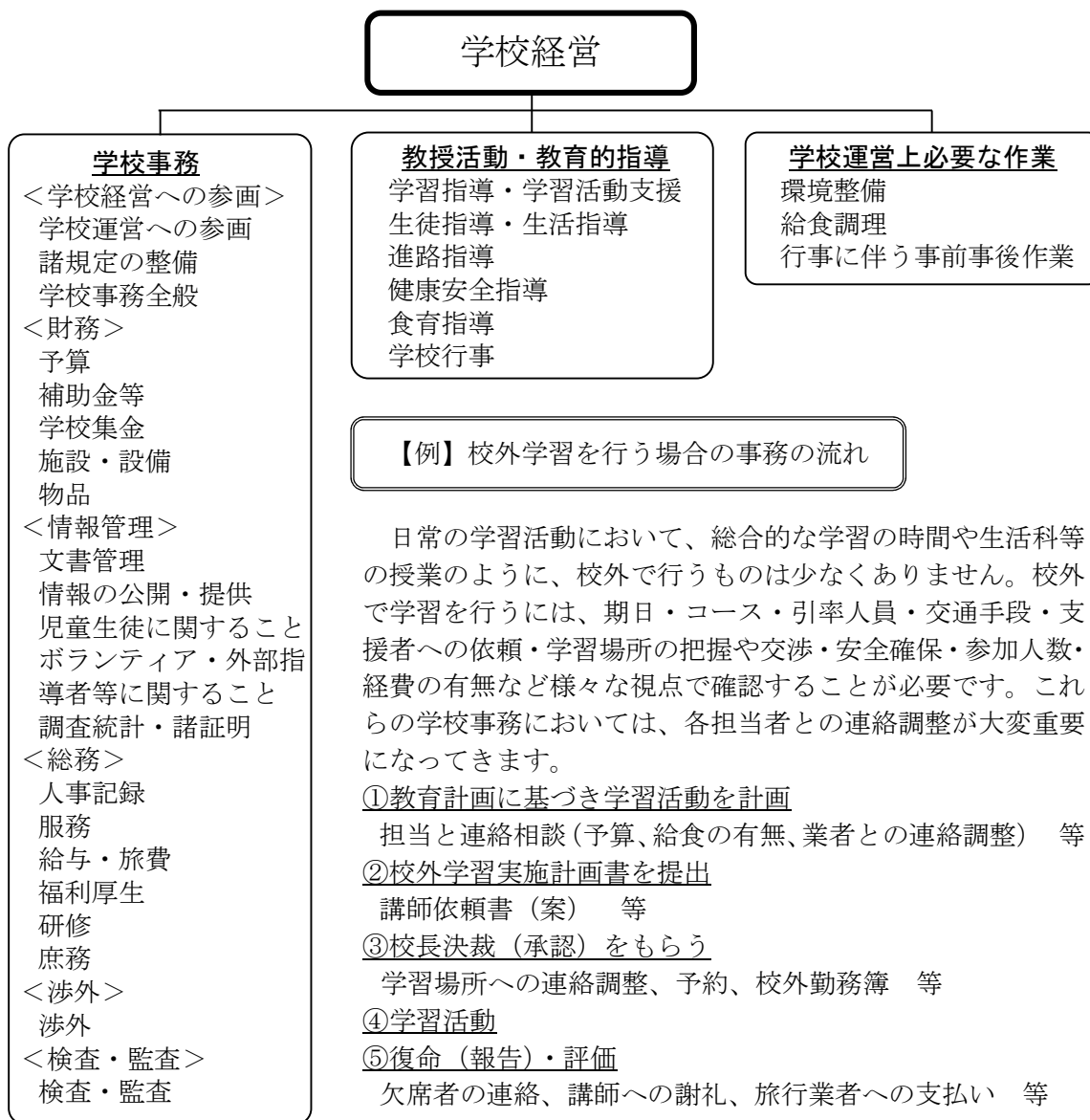
最後に、学校の組織マネジメントは、学校教育目標を達成するために、校長が中心となって、全教職員で取り組まなければなりません。若年教員である皆さんは、学校組織の一員としての自覚をもち、自校の課題解決に向けて、チームで連携・協働することを心がけていきましょう。

(3) 学校事務

学校事務とはどのような仕事でしょうか。学校事務は、学級担任が行っている教育活動そのもの及び教務事務を除く非教育的な業務であり、学校の教育活動を支援する補助的・管理的な業務を言います。

学校事務は、教育活動と一体となって学校の教育方針・教育目標・経営計画に沿って取り組んでいます。自校の学校教育目標を実現するためには、教育条件や教育環境の整備等は欠かせません。また、情報を取捨選択し迅速に処理することも求められます。

学校事務の役割は、学校における児童・生徒に対する教育活動そのものを側面から援助することであり、学校の教育活動がより円滑、かつ、効果的に実施されるためには、学校事務が機能的に作用する必要があります。



※ 学校事務の中には、連携が必要なものや報告・連絡がないと担当者が実施できないものもあります。「報告・連絡・相談」の大切さを学ぶという視点を持ちましょう。そして、事前や事後、その途中段階にすべきことを、書類としてしっかり残す習慣を身に付けましょう。

学校事務は、大きく「教職員の服務に関すること」、「児童生徒の就学に関すること」、「教育環境整備に関すること」、「学校全体の組織に関すること」に分けることができます。

◇教職員の服務に関すること

- ・勤務（学校内勤務：出勤、学校外勤務：出張・校外勤務、職免：休暇〈有給・無給〉・職免・研修）
- ・人事記録関係（履歴書、職員名簿、旅行願）
- ・給与、諸手当（通勤、住居、扶養他）、共済組合、互助会、税

- ・これらのことは、本人の申請や申告が必要
- ・事実があっても申請や申告がなければ給与や手当等には反映されない
⇒ 何よりも公務員としての自覚が肝要！

◇児童生徒の就学に関すること

- ・教科用図書、副読本、教材教具
- ・教育扶助、就学援助、特別支援教育就学奨励 等
- ・学校預り金（学級会計、学年会計、給食会計、PTA 会計 等）
- ・出席簿、指導要録、健康管理関係、学年・学級だよりなどの作成・記入 等
- ・転出入、特別支援教育、人権教育 等

- ・常に児童生徒の家庭の状況を把握し、連絡を密にすることが必要
- ・担任・保護者・各担当者の連携、個人情報としての取扱い上の注意も必要
- ・教育内容を記録して残しておく
- ・第三者が見ても分かるように書類を整えておくことも大切
⇒ 地域の学校であるということを念頭に置くこと！
公教育としての各制度を知って仕事をするのが基本！

◇教育環境整備に関すること

- ・県・市町村費予算、各種補助金（施設、教材教具、消耗品等）
- ・安全管理（安全点検、避難訓練）
- ・危機管理（非常事態時の対応、防災、個人情報保護）
- ・情報管理（教育情報、行政情報、社会情報、文書管理、データ管理）

- ・児童生徒が、安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにする
- ・学習面で不自由を感じないように、教育環境を整える
⇒ 教職員一人一人がアンテナを高くしておこう！
公教育の環境を整えるという理念が大切！

◇学校全体の組織に関すること

- ・組織目標（経営方針の具体化、学年学級経営、教科経営、校内研究、研修計画、行事計画等）
- ・システム整備（校務分担、PDCA〈計画・実行・評価・見直し〉のサイクル）
- ・連絡調整（地域、家庭、教職員、教育関係機関）
- ・執務環境

- ・学校運営を円滑に行っていくには、システム化された組織運営が必要
- ・一人一人が組織の一員であるという自覚と責任をもち、役割を担う
- ・仕事の明確化、教職員間の連携・協働も必要
⇒ 個々が自立（自律）し、役割を果たすことが大事！

Ⅳ 本県の教育を より充実させるために

1 一人一人が大切にされる人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第147号第2条）であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（同法第3条）にすることが求められます。

*「涵養（かんよう）」…水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

(1) 人権教育とは

人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような人権感覚を育成することが必要となります。そして、それらを基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させ、実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められます。

ア 人権教育の推進のために ～教職員としての認識～

学校において人権教育を進めていくうえでは、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要があります。「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、日常的に児童生徒と接する教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成するうえでもきわめて重要な意味をもちます。これらを踏まえ、教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽を積みなければなりません。

人権教育が効果を上げうるためには、まず、その教育・学習の場自体において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。なお、人権教育は、教育を受けること自体が基本的人権であるという大原則のうえに成り立つものであることも再認識しておきましょう。

イ 高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）

「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）人権尊重の保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域づくりをめざして」（令和2年3月）（以下、推進プランという。）は、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づき、高知県教育委員会としての人権教育を基盤とした、高知県の教育施策の方向性や、就学前教育、学校教育、社会教育の分野における取組を明記したものです。また、推進プランに掲げる人権尊重の理念や具体的な取組等については、高知県の「教育等の振興に関する施策の大綱」や、高知県教育振興基本計画に位置付け、一体となって人権教育を推進しています。なお、この推進プランは、令和7年に改定されます。

この推進プランでは、各教育分野における人権教育の取組を充実するとともに、各分野が連携・協働して人権教育を総合的に推進するための方向性や具体的な取組を示

しています。

また、人権学習を進めるために、大切にしたいポイントとして、次の6点を挙げています。(資料1)

資料1 人権学習を進めるために大切にしたいポイント

① 現実や実態から学ぶ

人権について正しく学ぶとともに、人権課題の現状を正しく認識しましょう。同時に、差別や人権侵害で苦しんでいる人、いじめや家庭環境等でつらい思いをしている子どもの現実や実態から学び、課題解決に向けて取り組みましょう。

② 自分との関わりを見つめる

人権尊重の理念や人権課題が、決して他人事ではなく、自分と深く関わっていることを実感することが大切です。そのため、自分のこれまでの経験や体験を振り返り、考え方や言動を見つめ直しましょう。

③ 知識・技能・態度（人権教育を通して育てたい資質・能力）を身に付ける

「知識」としての学びだけではなく、「態度」や「技能」と互いに関連させながら、それぞれをバランスよく育み、日常生活や社会生活のなかで人権課題の解決に向けて行動できるようにすることをめざしましょう。

④ 参加・体験による主体的な学びを取り入れる

学習者がいきいきと参加し、体験を通して主体的に学ぶことを重視しましょう。その手法として、探究的な学習などを積極的に取り入れましょう。

⑤ 組織的、計画的に取り組む

人権教育主任を中心に組織として人権教育についての全体計画・年間指導計画を策定しましょう。また、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)のシステムを確立し、育成すべき資質・能力などの見通しをもって、計画的に取り組を進めましょう。

⑥ 連続性と協働の視点で取り組む

子どもの成長・発達を軸として、校種間での教育の連続性を大切にしましょう。保育所・幼稚園等、学校、家庭、地域が協働して、子どもの育ちを支えていきましょう。そのためにも、開かれた保育所・幼稚園等、学校づくりを積極的に進めていきましょう。



「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」（高知県教育委員会 令和2年3月）

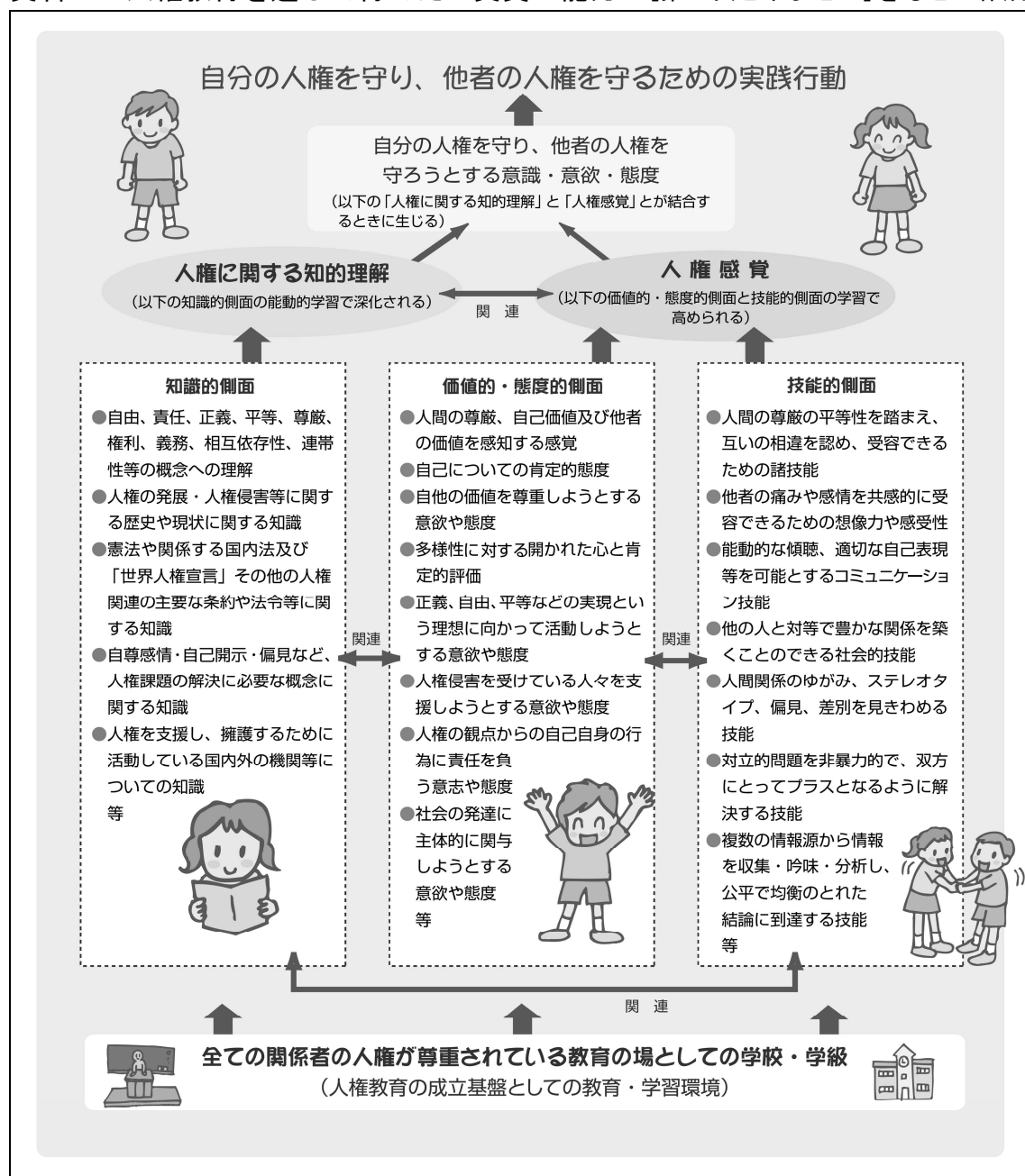
ウ 人権教育指導資料（学校教育編）

『Let's feel じんけん ～気づきから行動へ～』

人権教育は、教育活動全体を通して行われるものです。生徒指導や教科等の指導、学級経営、その他の学校生活のあらゆる場面を通じて、人権教育で育てたい資質・能力（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）を明確にし、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習(探究)の時間、特別活動等との関連を図った教育課程を

編成するとともに、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図ることが重要です。(資料2)

資料2 人権教育を通して育てたい資質・能力 [第三次とりまとめ]をもとに作成



「人権教育指導資料(学校教育編) Let's feel じんけん〜気付きから行動〜平成30年改訂版」(高知県教育委員会

平成30年3月)

(2) 教育課程への人権教育の位置付け

ア 各教科等との関連

各教科等と関連させて人権教育を行うということは、学習指導要領に示されている教科の目標を達成するとともに、人権教育の目標も達成されるように授業を意図していくということです。その際、各教科の目標や内容にどのような関連があるのかを明確にし、人権教育の「年間指導計画」に組み込み、実践していく必要があります。

イ 道徳教育との関連

道徳教育と人権教育とは、人間の生き方や生活の根本に関わるものであり、知的理解と実践的行為に基づく人間性の育成をはじめ、様々な共通点があります。道徳教育も人権教育も、本来学校教育全体で組織的・計画的に取り組んでいかなければなりません。

人権教育を道徳科の時間で行うためには、人権に関する何を学ぶのかを具体的に設定する必要があります。そして、道徳科の時間の価値の自覚を深める授業を展開しつつ、その中で人権感覚を身に付けることができるような学習過程や、道徳科の価値と人権課題についての知識、人権感覚を学ぶことを位置付ける学習過程を形成することが大切です。

ウ 特別活動との関連

特別活動の目標は、次のように示されています。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。

(3) <小・中学校>

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（中学校：人間として）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

<高等学校>

自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

特別活動の目標に示された育成したい資質・能力・態度は、人権教育で育成したい「自己的人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」と関連があります。

したがって、学級活動やホームルーム活動、学校行事のそれぞれについて年間指導計画を作成する際に、特別活動の目標や特質を踏まえるとともに、人権教育の目標に関連付けることが大切です。

エ 総合的な学習（探究）の時間との関連

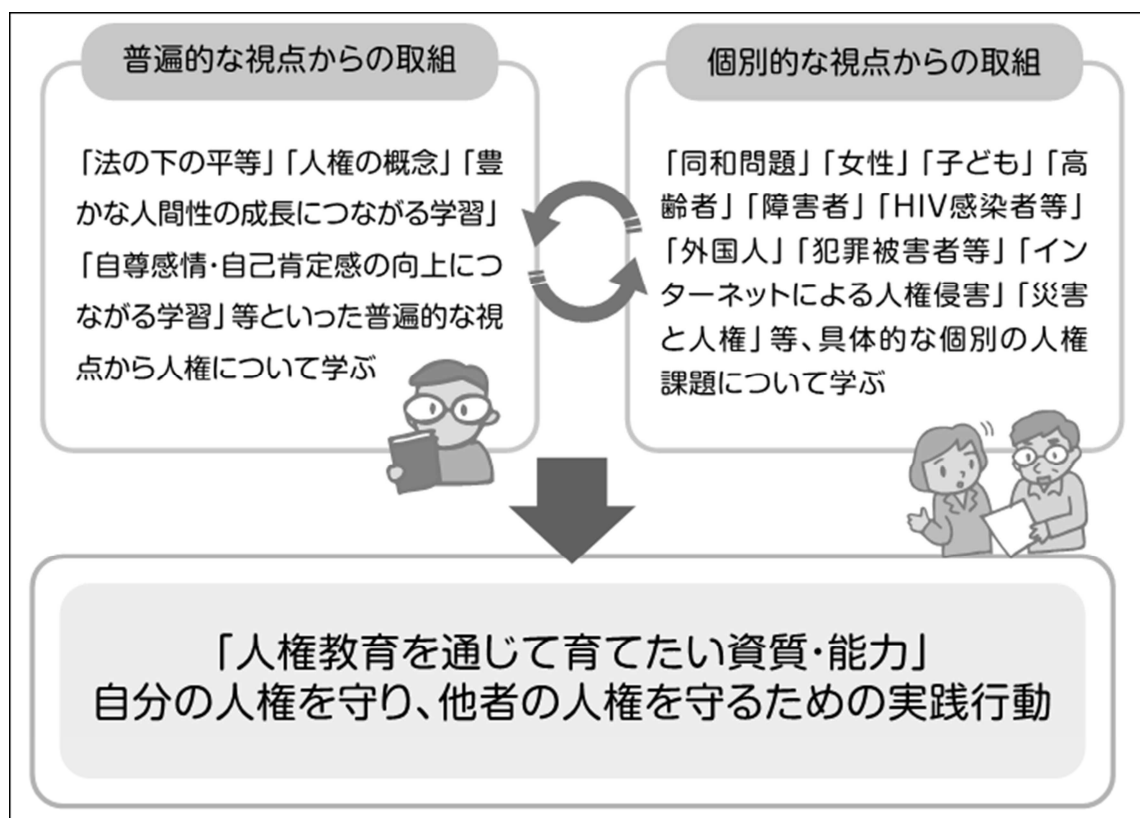
人権に関する内容や人権課題に関わる内容も総合的な学習（探究）の時間に取り扱うことができますが、その際、総合的な学習（探究）の時間の趣旨やねらいを十分に踏まえた活動を展開することが大切です。

例えば、人権課題を総合的な学習（探究）の時間に取り入れる際には、人権に関する知識や技能を学ぶという学習にとどまることなく、個々のもつ課題について探究していくなど、子どもたちが主体的に取り組む態度の育成を目指したり、自己の生き方を考えたりすることができるようにしていく必要があります。

(3) 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組

人権尊重についての理解を深めるための手法として、「法の下での平等」や「人権の概念」等といった普遍的な視点からの取組と、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組があります。この2つの視点からの取組は別々の取組ではなく、人権尊重についての理解をより深めるために、相互に関連・補強し合う関係にあります。どちらの視点も大切にしながら、子どもの実態に応じて学習内容を組み立て、最終的には「自他の人権を守る実践行動」につなげるようにすることが必要です。(資料3)

資料3 普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組



「人権教育指導資料（学校教育編）Let's feel じんけん～気付きから行動へ～平成30年改訂版」（高知県教育委員会 平成30年3月）

<参考・引用文献>

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」

（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成20年3月）

「高知県人権教育推進プラン（令和2年改定版）」（高知県教育委員会 令和2年3月）

「小学校学習指導要領」（文部科学省 平成29年3月）

「中学校学習指導要領」（文部科学省 平成29年3月）

「高等学校学習指導要領」（文部科学省 平成30年3月）

「人権教育指導資料（学校教育編）Let's feel じんけん～気付きから行動へ～平成30年改訂版」

（高知県教育委員会 平成30年3月）

2 夢と志を育むキャリア教育

子どもたちには、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。この視点に立って、日々の教育活動を通じて、一人一人のキャリア発達を支援していくことが、キャリア教育の本来の姿です。学校には、地域・学校の特色や児童生徒の実態を踏まえたうえで、それぞれの発達段階に応じて目標を設定し、必要な能力や態度を育てる「キャリア教育」の充実が求められています。

(1) キャリア教育

ア キャリア教育の基本的な考え方

キャリア教育の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

「キャリア」とは

人は、他者や社会とのかかわりの中で、職業人、家庭人、地域社会の一員等、様々な役割を担いながら生きている。これらの役割は、生涯という時間的な流れの中で変化しつつ積み重なり、つながっていくものである。また、このような役割の中には、所属する集団や組織から与えられたものや日常生活の中で特に意識せず習慣的に行っているものもあるが、人はこれらを含めた様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択や創造を重ねながら取り組んでいる。

人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「働くこと」を通して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の違いが「自分らしい生き方」となっていくものである。

このように、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところである。

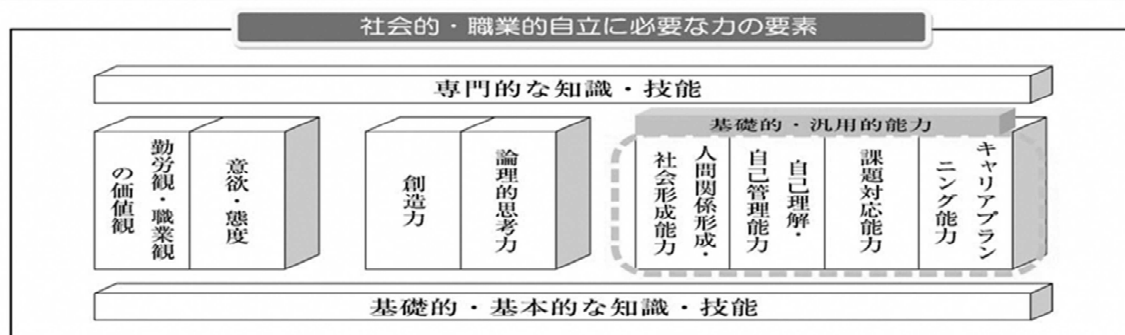
「キャリア発達」とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(中央教育審議会 平成23年1月)

(ア) キャリア教育で育成すべき力ー基礎的・汎用的能力とはー

文部科学省では、社会的・職業的自立に必要な力の要素を下図のように示しています。



「中学校キャリア教育の手引き」より

「基礎的・汎用的能力」の四つの能力は、それぞれ独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にあります。

★人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。

(例) 他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等

★自己理解・自己管理能力

自分が「できること」、「意義を感じること」、「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。

(例) 自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等

★課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。

(例) 情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等

★キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。

(例) 学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等

(イ) 高知のキャリア教育3本柱と基礎的・汎用的能力の関係

国は、キャリア教育を実践することで、社会的・職業的自立に必要な力の要素のうち、「基礎的・汎用的能力」が育成されると示しています。高知県では「学力向上」、「基本的生活習慣の確立」、「社会性の育成」の三つを柱とした取組を行うことによって、この「基礎的・汎用的能力」を育成していこうと考えています。

改めて新しいことを始めるということではなく、今までの教育活動をキャリア教育の視点で捉え直すことで、高知県のキャリア教育3本柱の内容を計画的に実践し、今までの取組の質を高めていくことが大切です。

学力向上	基本的生活習慣の確立	社会性の育成
・学力向上とは、思考力・判断力・表現力等の知的能力の育成を指します。知的能力は、課題対応能力の中心柱であり、人間関係形成・社会形成能力やキャリアプランニング能力の基盤となるものです。	・基本的生活習慣の確立によって、自律的・主体的実践力が培われると考えます。自律的・主体的実践力は、自己管理能力を支える力であり、課題解決能力や人間関係形成・社会形成能力とも関わる力です。	・他者や社会との関わり、様々な体験活動等により、自他や社会に対する理解が深まり、コミュニケーション能力が高まります。これらは、自己理解、人間関係形成・社会形成、キャリアプランニングの各能力につながるものです。

(ウ) キャリア教育推進のポイント

小学校・中学校・高等学校においては、児童生徒がそれぞれのキャリア発達上の課題を達成することができるよう、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力・態度の育成に教育活動全体を通じて取り組むことが求められています。また、生涯にわたるキャリア発達を支援するキャリア教育では、小・中・高等学校を通じた継続的・発展的な取組も必要です。そのため、キャリア教育の推進に当たっては、学校種間で相互の取組の理解を深める機会・場を設定することや、各校における児童生徒の学習・活動の記録を校種を越えて効果的に活用する仕組みをつくることが大切です。

イ キャリア教育の進め方

(ア) キャリア教育を創るために

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月）では、「キャリア教育の実践が、各機関の理念や目的、教育目標を達成し、より効果的な活動となるためには、各学校における到達目標とそれを具体化した教育プログラムの評価の項目を定め、その項目に基づいた評価を適切に行い、具体的な教育活動の改善につなげていくことが重要である」と述べています。

各学校で実践されているキャリア教育をより効果的な活動にしていくために、マネジメントサイクルとして教育活動にも有効な「PDCA」を用いて、各学校オリジナルのキャリア教育を創りましょう。

P (Plan)

学校や児童生徒の現状を把握し、目標を立て、指導計画をつくる

1. 実態をつかむ

児童生徒の実態や学校等の特色、地域の実状など様々な視点から現状を把握する

2. 目標を立てる

目指すべき児童生徒の姿（目標）を明確にする

3. 課題を設定する

「現状」と「目標」の「差」に注目し、達成すべき課題を明確にする

4. 指導計画をつくる

目標を達成するための全体計画、年間計画を作成し、具体的な手立てを講ずる



D (Do)

1. 「洗い出す」（教育活動の中にあるキャリア教育の「断片」を見だし、意識化する）

※キャリア教育の「断片」：キャリア教育としての価値が十分認識されず、相互の関連性や系統性も確保されてこなかった教育活動

指導内容に関すること、指導手法に関すること、生活や学習の習慣・ルールに関すること

2. 「つなぐ」（整理された「断片」をつなぎ、体系的・系統的に指導する）

3. 「検討する」（児童生徒に有効な指導・個別支援の充実を目指す）

4. 「実践する」（教育活動全体を通して意図的な指導を行う）

①それぞれの教科等の特質を生かす

各教科等の特質を生かしつつ、相互の関連を図りながら実践する

②フォローアップや修正を加える

児童生徒の成長や変容の様子を把握し、必要なフォローアップや計画の修正を加える

③柔軟に個別支援の機会を捉える

いろいろな場面で児童生徒とのコミュニケーションを図る



C (Check)

児童生徒の成長や変容を多面的に確認することにより、キャリア教育の取組の効果を検証する

1. 児童生徒の変化を把握する
定量的な評価と定性的な評価を組み合わせ、児童生徒の様々な側面を捉える
2. 特定の取組の前後に評価する
あらかじめ設定した計画に基づいて評価を実施する
3. 取組の目的に応じた評価指標をつくる
定量的な評価を行うために、取組の目的に応じた「ものさし」(評価指標)をつくる
具体的な目指す児童生徒像を定量的な評価の「ものさし」として利用できる
4. 包括的な評価を目指す
定量的な評価だけでなく、定性的な評価も実施し、数値的な変化の背景を考える
目的に応じて多面的に捉え、包括的な評価を行う



A (Action)

分析によって導き出された新たな課題を踏まえ、次の教育活動に生かして改善につなげる

1. 指導に生かす
不足している能力や資質を明らかにし、取組を点検し、見直して指導計画を修正する
児童生徒の評価結果を個別に検討し、個別支援・指導を工夫する
2. 組織に生かす
キャリア教育に関わる校内組織のあり方を見直し、それらをつなぐ中核組織を運営する
具体的な活動や実践の最後に校内研修を実施し、「学び続ける組織」を作り上げる
3. 地域に生かす
校種間連携の視点を加え、児童生徒の中長期的な変化をとらえる
地域や社会との連携を推進し、職場体験活動やインターンシップなどを充実させる

(イ) キャリア教育を展開するために

キャリア教育を十分に展開するためには、各学校等におけるキャリア教育が、学年間や学校種間の「縦」と、家庭・地域・企業・公的機関などとの「横」の連携・協力によって支えられる必要があります。

ウ 学習指導要領とキャリア教育

(7) 学習指導要領「総則」が示すキャリア教育実践の在り方

学習指導要領「総則」では、次のように示されています。

- (3) 児童（小）／生徒（中・高）が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等（小・中）／各教科・科目等（高）の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方（中）／生徒が自己の在り方生き方（高）を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

キャリア教育については、その理念が浸透してきている一方で、職場体験活動のみをもってキャリア教育を行ったものとしているのではないか、社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた指導を行っているのではないか、職業を通じて未

来の社会を創り上げていくという視点に乏しく、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提に指導が行われているのではないかと、などといった課題が指摘されています。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されているのではないかと、といった指摘もあり、教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が改めて求められています。

(イ) 学習指導要領「特別活動」における学級活動・ホームルーム活動

学習指導要領「特別活動」の学級活動・ホームルーム活動では、(3)一人一人のキャリア形成と自己実現について、内容の取扱いの中で次のことが示されています。

内容の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童（小）／生徒（中・高）が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

(ウ) 「キャリア・パスポート」

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。なお、その記述や自己評価の指導に当たっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければなりません。「キャリア・パスポート」の目的は、小学校から高等学校を通じて、児童生徒にとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己表現につなぐものであり、教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するものと整理されています。

「キャリア・パスポート」の指導に当たっては、書かせて終わりではなく、児童生徒の頑張りを教師が認めているというメッセージを返すことが大切です。教師の負担を軽減しつつも、対話的な関わりを目指すうえでは、児童生徒の記述内容の「ポイントとなるところに線を引く」程度から始めるのもよいでしょう。また、書くことが苦手な児童生徒は「印象に残ったことは『体育祭』」、「頑張ろうと思うことは『テストの点を上げる』」というように単語や短文になりがちですが、まずは書けたものを前提にしつつ、自身の考えをより表現できるように、「そのときどう思った？」、「なぜこうしたい？」などと尋ねることで、行動や考え、思いの客観的な整理に関わっていくことも大切です。

(イ) 各教科等とキャリア教育

学習指導要領「総則」では、「特別活動を要としつつ、各教科等（小・中）／各教科・科目等（高）の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」とされています。各教科等の指導にあたっては、各教科等の特質を踏まえたうえで、キャリア教育で育成すべき基礎的・汎用的能力を意識することが重要です。

各教科等におけるキャリア教育の実践の詳細については、文部科学省「小学校キャリア教育の手引き」、「中学校・高等学校キャリア教育の手引き」を参照してください。

(2) 進路指導

ア 進路指導とは

進路指導の定義

生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、生徒が自ら、将来の進路を選択・計画し、就職又は進学をして、更にその後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教員が組織的・継続的に指導・援助する過程であり、どのような人間になり、どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」

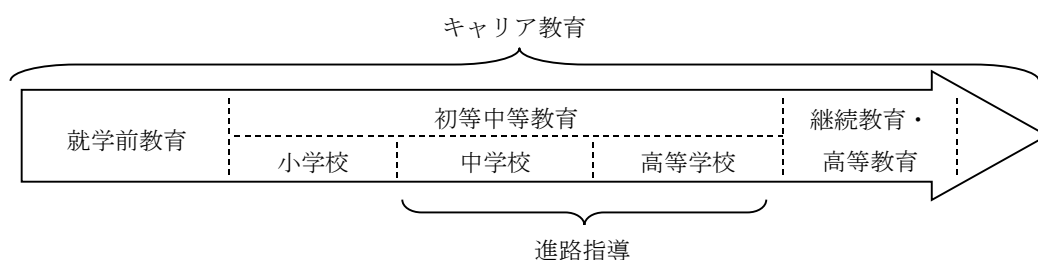
(中央教育審議会 平成28年12月)

進路指導は、学習指導要領総則において「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」とあり、キャリア教育の中に包含されています。中学校段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期にあります。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会の関わりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助を行う進路指導が必要です。そして、高等学校段階の生徒は、知的能力や身体的能力の発達が著しく、また、人間としての在り方生き方を模索し、価値観を形成するという特色をもちます。このような発達の段階にある生徒が自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行う進路指導が必要です。

イ 進路指導とキャリア教育との関係

進路指導は、定義・概念やねらいにおいてキャリア教育との間に大きな差異は見られず、その取組はキャリア教育の中核をなすといえます。

進路指導は、卒業時の進路選択を含め、長期的展望に立って、生き方を指導する教育活動です。キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。この意味において進路指導とキャリア教育の目指すものは、同一であると言えます。その一方で、進路指導は、中・高等学校に限定された教育活動として見なされてきたのに対し、キャリア教育は、就学前段階から初等中等教育・高等教育を貫き、また学校から社会への移行に困難を抱える若者(若年無業者など)を支援する様々な機関においても実践されます。このようなキャリア教育と進路指導との関係を図示すれば、下図のようになります。



ウ 進路指導の諸活動

進路指導の活動を挙げると、次の六つに大別することができます。

- ア 個人資料に基づいて生徒理解を深める活動と、正しい自己理解を生徒に得させる活動
- イ 進路に関する情報を生徒に得させる活動
- ウ 啓発的経験を生徒に得させる活動
- エ 進路に関する相談の機会を生徒に与える活動
- オ 就職や進学等に関する指導・援助の活動
- カ 卒業者の追指導に関する活動

進路指導は、学級活動の中核としながら、進路相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて行うことが求められます。しかしながら、実際に学校で行われている進路指導においては、進路指導担当の教員と各教科担当の教員との連携が不十分であったり、一人一人の発達を組織的・体系的に支援しようとする意識や、教育課程における各活動の関連性や体系性等が希薄であったりすることなどにより、児童生徒の意識の変容や資質・能力の育成に結びついていないとの指摘もあります。入学試験・就職試験に合格させるための支援や指導に終始する実践（いわゆる「出口指導」）はその典型例と言えます。

<参考となるパンフレット等>

- 「キャリア教育を創る―学校の特色を生かして実践するキャリア教育―」（国立教育政策研究所 平成23年11月）
- 「キャリア教育を『デザイン』する『今ある教育活動を生かしたキャリア教育』―小・中・高等学校における年間指導計画作成のために―」（国立教育政策研究所 平成24年8月）
- 「データが示す キャリア教育が促す『学習意欲』」（国立教育政策研究所 平成26年3月）
- 「子供たちの『見取り』と教育活動の『点検』～キャリア教育を一步進める評価～」(国立教育政策研究所 平成27年3月)
- 『『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！キャリア教育―個々のキャリア発達を踏まえた“教師”の働きかけ―』（国立教育政策研究所 平成28年3月）
- 「キャリア・パスポートって何だろう？」(国立教育政策研究所 平成30年5月)

<参考・引用文献>

- 「キャリア教育は生徒に何ができるのだろうか？」―高等学校におけるキャリア教育推進のために―
(国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成22年2月)
- 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(中央教育審議会答申 平成23年1月)
- 「生徒指導提要」(文部科学省 令和4年12月)
- 「小学校キャリア教育の手引き(改訂版)」(文部科学省 平成23年5月)
- 「中学校キャリア教育の手引き」(文部科学省 平成23年5月)
- 「高等学校キャリア教育の手引き」(文部科学省 平成24年2月)
- 「キャリア教育」資料集―文部科学省・国立教育政策研究所―研究・報告書・手引編〔平成23年度版〕
(国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 平成24年4月)
- 「高知のキャリア教育 子どもたちの社会的自立に向け就学前・小・中・高が連携してすすめるキャリア教育」
(高知県教育委員会 平成25年3月)
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」
(中央教育審議会答申 平成28年12月)
- 「小学校学習指導要領解説 総則編」(文部科学省 平成29年7月)
- 「中学校学習指導要領解説 総則編」(文部科学省 平成29年7月)
- 「高等学校学習指導要領」(文部科学省 平成30年3月)
- 「高等学校学習指導要領解説 総則編」(文部科学省 平成30年7月)
- 「高等学校学習指導要領解説 特別活動編」(文部科学省 平成30年7月)
- 「小学校キャリア教育の手引き―中学校・高等学校学習指導要領(平成29年30年告示)準拠―」(文部科学省 令和4年3月)
- 「中学校・高等学校キャリア教育の手引き―中学校・高等学校学習指導要領(平成29年30年告示)準拠―」
(文部科学省 令和5年3月)

3 体育・健康に関する教育

学校における体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進並びに食育の推進に関する指導については、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行う必要があります。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが求められます。

(1) 体力の向上に関する指導

ア 基本的な考え方

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支える重要な要素となるものです。したがって運動不足や不適切な生活習慣は、単に運動面にとどまらず、肥満や生活習慣病などの健康面、意欲や気力の低下といった精神面など、子どもが「生きる力」を身に付けるうえで悪影響を及ぼします。

意図的に体を動かすことは、更なる運動能力や運動技能の向上を促し、体力の向上につながっていくだけでなく、病気から体を守る体力も強化してより健康な状態をつくり、高まった体力は人としての活動を支えることにもなります。

子どもたちの心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい運動習慣など健康的な生活習慣を形成することが必要です。そのため、幼いころから体を動かし、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが重要となります。

イ 体力向上に向けた取組

過去の体力調査結果等から、体力向上に向けた効果的な取組のポイントを、「体育・保健体育の授業」「運動の日常化」「生活習慣」「家庭・地域及び学校間の連携」の四つのカテゴリで紹介します。

(ア) 体育・保健体育の授業改善のために

学校体育は、すべての児童生徒が等しく経験する教育の機会であり、その中では一定の運動量の確保が可能であるとともに、発達の段階に応じた望ましい運動実践の理解と具体的な実践方法を身に付けることができます。

そこで、児童生徒の体力を向上させるためには、体育・保健体育の授業における運動量の確保と、発達の段階に見合った運動実践ができるような教材研究を行い、学校体育の一層の充実を図ることが重要です。高知県教育委員会では、「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム」（令和4年3月）を作成し、小・中学校9年間を見通した体力・運動能力向上の取組が行われるよう、本プログラムの普及を進めています。

(イ) 運動の日常化のために

生涯にわたって健康的な生活を営むうえで、体力を保持増進することは重要です。そのためには、青少年期における運動習慣の確立が大切となります。体育・保健体育の授業はもちろんですが、それ以外の時間に運動習慣を確立するためには、学校教育全体で

の取組を通じて、運動遊びやスポーツをしたり、積極的に体を動かす習慣を身に付けたりするための取組を推進することが必要となります。

児童生徒が「体を動かしたくなる」には、「時間・空間・仲間」の三つが大切な要素となり、それぞれの要素をうまく組み合わせた取組を工夫することが必要です。

運動を継続的に行うためには、負担になり過ぎない運動時間と実施しやすい時間帯の設定が必要となります。また、授業時とは異なる空間を設定したり、校庭を芝生化したりするなど、体を動かす環境を改善することにより、児童生徒が体を動かすことに対する動機を一層高めることができます。さらに、日頃とは異なる仲間と活動することにより、新しい時間や空間の創出にもつながります。仲間と一緒に運動しながら喜びや達成感を共有することは、運動を継続する大きな動機となります。

(ウ) 生活習慣を改善するために

これまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、運動実施頻度（毎日する者と全くしない者）が体力に大きな影響を及ぼしていることが示されています。そのため、体力向上にとっては日常的な運動時間の確保が重要です。そして、運動を生活の中に取り入れる（日常化する）ためには、生活習慣全般を見直していく必要があります。

ただし、朝食摂取、睡眠時間、テレビ等視聴時間のそれぞれを改善すれば体力が向上するといった直接的なものではなく、規則正しい生活習慣が体調の良い健康的な体を育み、日常の学校を中心とした活動に意欲的に参加することができることにより、結果として体力向上に結び付いていくと考えられます。

体力向上の観点からは、運動習慣の確立による日常的な運動時間の増加が最も重要ですが、運動が苦手な体力の低い児童生徒に対して運動習慣を身に付けさせることは容易ではありません。そのため、初期段階として、生活習慣の改善に関する取組は有効な方法の一つとなります。

(I) 学校と家庭・地域及び学校間で連携するために

体力向上のためには、運動時間（1週間の総運動時間）を増やすことが必要です。児童生徒は、平日の昼間は学校に長時間滞在しますが、放課後や週末、長期休業中は家庭や地域で活動するため、家庭や地域での影響を大きく受けることになります。学校が家庭や地域、学校間で連携しようとする場合、多くの関係者の協力が必要となるため、学校全体で計画的な取組を推進することが必要となります。

家庭との連携においては、家庭を巻き込んで取り組めるような仕組みづくりの工夫が大切です。無理なく保護者が取組に参加したり、体力の向上を意識したりすることで、保護者の意識が変わり、主体的に子どもの体力向上の取組に関われるようにしていくことが重要です。

地域との連携においては、地域のスポーツに関する環境を活用することが考えられます。例えば、地域で実施されている運動やスポーツに関する行事への積極的な参加、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との連携、人材の活用等が考えられます。

学校間の連携においては、体力テスト結果の継続的な活用や小中学校9年間のカリキュラムの作成、体力向上に関する組織の設立等、幼保・小中学校等の連携を推進し、系統的・総合的に取り組んでいくことが重要となります。

<参考・引用文献>

「子どもの体力向上のための総合的な方策について（答申）」（中央教育審議会 平成14年）

「子どもの体力向上のための取組ハンドブック（全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から）」（文部科学省 平成24年）

「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム」（高知県教育委員会 令和4年）

(2) 学校安全

ア 学校安全の定義

学校安全は、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしています。

学校安全の領域としては、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の三つの領域が挙げられます。

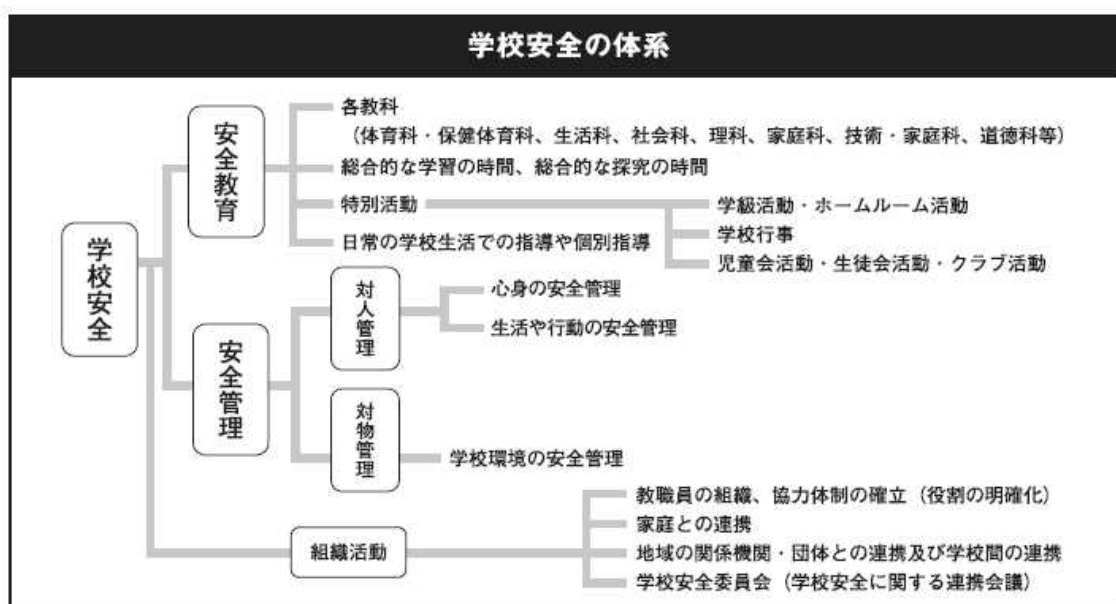
- ① **生活安全**：学校・家庭など日常生活で起こる事件・事故を取り扱う。誘拐や傷害などの犯罪被害防止も含まれる。
- ② **交通安全**：様々な交通場面における危険と安全、事故防止が含まれる。
- ③ **災害安全**：地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやSNSの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されています。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す**安全教育**と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す**安全管理**、そして両者の活動を円滑に進めるための**組織活動**という三つの主要な活動から構成されています。

安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に取組を行う必要があります。また、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要です。

校内では、管理職のリーダーシップのもと、学校安全担当教員（学校安全の中核となる教職員）の役割を明確化し、当該教職員を中心として、全ての教職員がそれぞれ果たすべき役割を踏まえて一体となって取り組むことが大切です。



学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省 平成31年）

イ 安全教育

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自

他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を次のとおり育成することにあります。

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。（知識及び技能）
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。（思考力・判断力・表現力等）
- 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。（学びに向かう力・人間性等）

学校における安全教育は、児童生徒等が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、教科等横断的な視点で各教科等の安全に関する内容のつながりを整理し、教育課程を編成することが重要です。

具体的には、各学校において、児童生徒等の安全に関する資質・能力を具体化し、指導すべき内容を**安全教育全体計画**及び**学校安全計画**に位置付け、全教職員の共通理解のもと、学校教育活動全体を通じた系統的・体系的な安全教育を計画的に実施する必要があります。その際、家庭や地域社会との連携及び校種間の連携にも配慮することが重要です。

また、児童生徒等の意識の変容など、教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析から、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくなど、カリキュラム・マネジメントの確立を通じて、地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが求められます。

安全教育の具体的な目標及び内容は、高知県教育委員会が作成した次の資料に示していますので、必ず目を通しておきましょう。

- ・「高知県安全教育プログラム」（平成25年） ※学校安全対策課ホームページに掲載
- ・安全教育参考資料「『高知県安全教育プログラム』に基づく安全教育の充実のために」（令和3年） ※教職員一人一人に配付

うえの安全教育参考資料のp. 63～78には、学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋したものが掲載されています。また、高知県教育委員会 学校安全対策課ホームページには、安全教育の取組事例等も掲載していますので、参考にしてください。

高知県では、南海トラフ地震への備えが喫緊の課題となっており、そのための防災教育については、後の項で取り上げています。

ウ 安全管理

学校における**安全管理**は、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること、すなわち、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることです。児童生徒等の安全を脅かす事故等は、学校管理下のあらゆる場面で発生することが想定されることから、全ての学校及び教職員は、日頃から、事故等の未然防止や事故等発生時における対応に関して、適切な対応を組織的に講じられるようにしておくことが必要です。

このため、管理職のリーダーシップのもと、学校安全担当教員を中心として、組織的な取組を的確に行えるような体制を構築するとともに、全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要な学校安全に関する資質・能力を身に付けることが重要です。併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校生活を送れるように環境を整える必要があります。

安全点検については、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年）及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省 令和4年）、「学校における安全点検要領」（文部科学省 令和6年）に、具体的な事例等が掲載されていますので、参照してください。

特に、校舎等内外の施設・設備の**安全点検**の実施方法については、学校保健安全法施行規則に定められており、児童生徒等の安全の確保を図るために、継続的かつ計画的に行わなければなりません。

また、事故が発生した場合には、事後の対応として、必要に応じて、その背景や要因について調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要です（「学校事故対応に関する指針【改訂版】」（文部科学省 令和6年3月））。

安全教育又は安全管理どちらか一方のみでは、児童生徒等の安全確保の実現は難しく、学校安全計画に基づき、安全教育と安全管理が一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できます。また、児童生徒等や保護者、地域、関係機関等が安全管理に適宜参加することにより、教職員以外の立場ならではの視点や協力により、取組が充実します。

エ 安全教育全体計画・学校安全計画及び危機管理マニュアル

安全教育全体計画は、各学校の安全上の課題や児童生徒の実態に応じて、児童生徒の安全に関する資質・能力を明確にした安全教育の目標を設定し、全教育活動を通じて目標を実現するための方策等を体系的に示した計画です。

学校安全計画は、学校保健安全法第27条において、全ての学校で策定・実施が義務付けられています。安全教育全体計画の基本的方策を踏まえ、安全教育の内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画です。

学校安全計画には、少なくとも、①学校の施設及び設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、③職員の研修に関する事項等を盛り込み、様々な取組を全教職員が役割分担しながら総合的に進めていくことが大切です。

危機管理マニュアルは、学校保健安全法第29条において、全ての学校で作成が義務付けられており、学校安全計画を踏まえて、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順等を示したものです。

学校管理下で危険等が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図るためには、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解しておく必要があります。

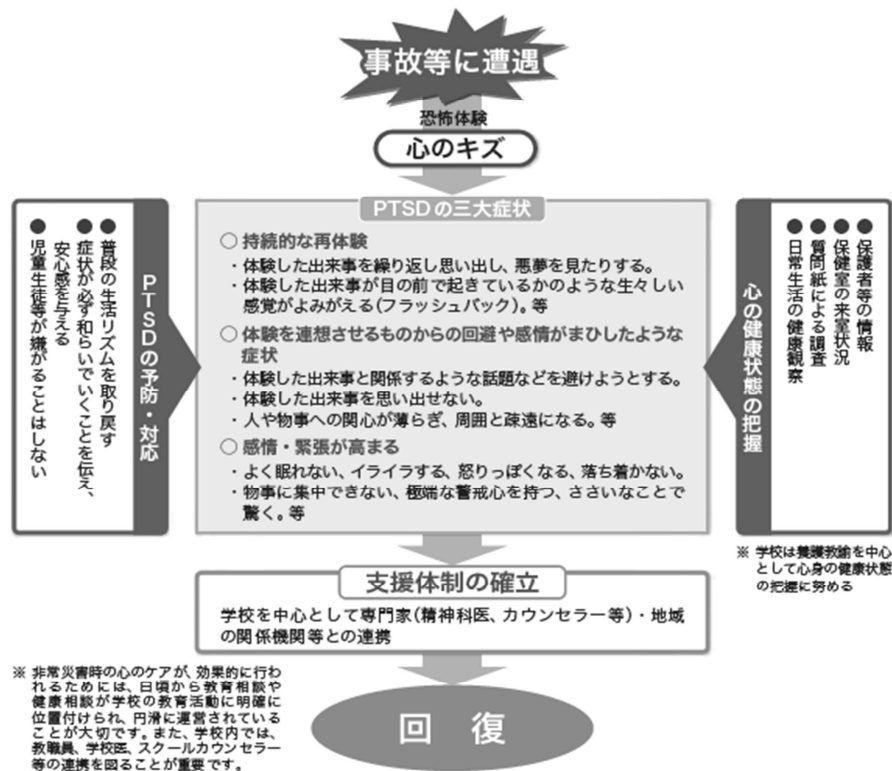
そのため新年度の早期に、危機管理マニュアルの記載事項について確認するとともに、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しを実施し、実効性のあるマニュアルに改善していくことが大切です。併せて、学校のみならず保護者や地域、関係機関に周知し、地域全体で安全確保のための体制整備を行うことも重要です。

オ 心のケア

事故等に児童生徒等が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出

来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定や睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続する場合を「急性ストレス障害（Acute Stress Disorder 通称ASD）」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder 通称PTSD）」と言います。そのため、事故等の発生直後から児童生徒や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切です。なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切です。

また、被害児童生徒等の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になることがあり、心のケアが必要になることがあります。被害児童生徒等にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切です。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要です。



「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年）

力 地域との連携

学校が抱える課題が複雑化・多様化しており、教職員がそれら全てを担うことは困難です。

また、事件・事故、自然災害等は、児童生徒等が学校にいる時間帯だけではなく、家庭や地域にいる間に発生する可能性も高く、日頃から家庭や地域全体で備えをしておく必要があります。

これらのことから、家庭や地域と連携・協働した教育活動の推進が不可欠です。平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることも、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域・関係機関等が連携・協働できる体制を構築し、それぞれの責任と役割を分担しつつ、学校安全に取り組むことが大切です。

<参考・引用文献>

「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成31年）

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年）

「高知県安全教育プログラム」（高知県教育委員会 平成25年）

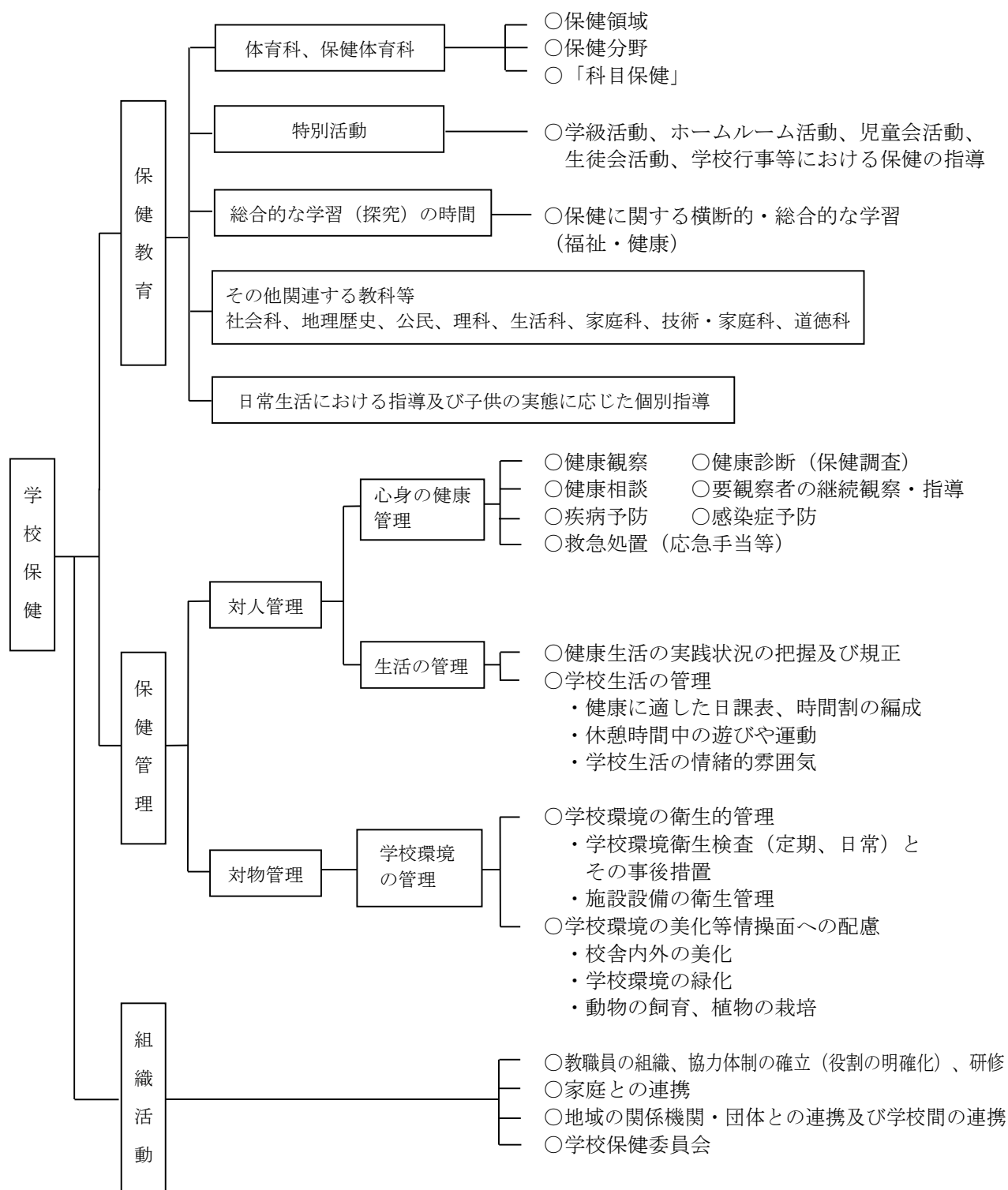
「安全教育参考資料『高知県安全教育プログラム』に基づく安全教育の充実のために」（高知県教育委員会 令和3年）

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省 令和4年2月）

(3) 学校保健

学校保健は、保健教育及び保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われます。そして、保健教育及び保健管理の活動の円滑な実施とその成果の確保に資するようにするためには、全教職員の共通理解に基づいて役割を明確にしたうえで組織的に活動を推進するとともに、家庭及び地域の関係機関等との連携を密にするための学校保健に関する組織活動を充実することが求められます。

ア 学校保健の領域・内容



＜「学校保健実務必携（第5次改訂版）」改訂『生きる力』を育む小学校・中学校・高等学校保健教育の手引』より一部改編＞

イ 学校保健計画の作成

学校保健安全法第5条において、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない」とされています。各学校においては、学校における保健管理と保健教育、学校保健委員会などの組織活動など、学校保健活動の年間を見通した総合的な基本計画となるように、学校保健計画を作成することが大切です。

(7) 保健教育

学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことです（図）。保健教育は、子どもたちの発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要があります。体育科保健領域（小学校）、保健体育科保健分野（中学校）、保健体育科「科目保健」（高等学校）、特別活動、総合的な学習（探究）の時間など関連する教科等がそれぞれの特質に応じて行われたうえで、相互に関連させて指導していく必要があります。

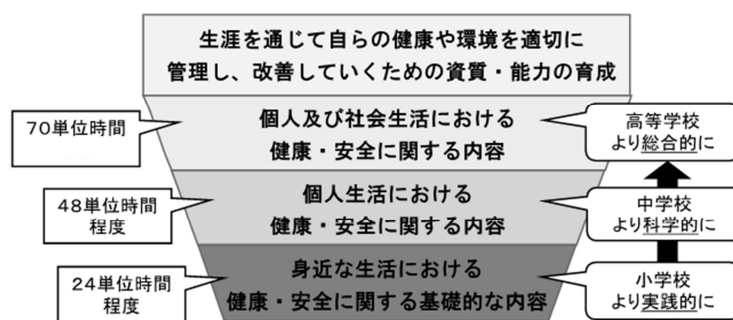


図 保健における体系イメージ

「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」（文部科学省 平成31年3月）

(4) 保健管理

学校における保健管理は、児童生徒の心身の健康を支えるものであり、健康・安全を直接の目標とする学校保健の中でも、学校運営の重要な機能として大きな意義をもつもので、全体的な学校教育計画及び具体的な実施計画である学校保健計画に位置付けて推進することが重要です。

	対人管理		対物管理
	心身の健康管理	生活の管理	学校環境の管理
保健管理の内容	○健康観察 ○健康診断（保健調査） ○健康相談 ○要観察者の継続観察・指導 ○疾病予防 ○感染症予防 ○救急処置（応急手当等）	○健康生活の実践状況の把握及び規正 ○学校生活の管理 ・健康に適した日課表、時間割の編成 ・休憩時間中の遊びや運動 ・学校生活の情緒的雰囲気	○学校環境の衛生的管理 ・学校環境衛生検査（定期、日常）とその事後措置 ・施設設備の衛生管理 ○学校環境の美化等情操面への配慮 ・校舎内外の美化 ・学校環境の緑化 ・動物の飼育、植物の栽培

(5) 組織活動

学校保健活動が円滑に進められ、成果を上げるためには、教職員が役割分担をして活動を組織的に推進することができるような協力体制を確立するとともに、家庭や地域の関係機関と連携するための学校保健に関する組織活動の充実が大切です。学校保健に関する組織活動には、学校内における組織活動、学校保健に必要な校内研修、家庭や地域社会との連携、学校保健委員会などが考えられます。

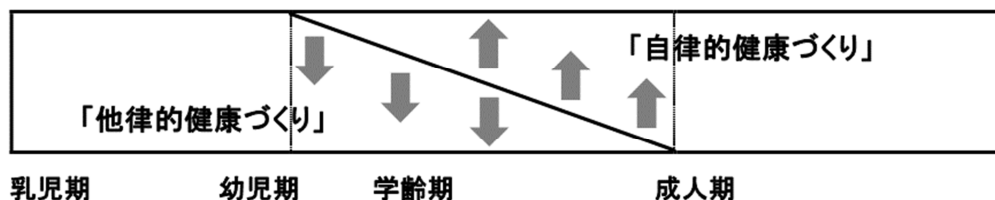
ウ 学校保健活動の意義と考え方

生涯にわたる健康づくりは、乳幼児のように自らの健康が概ね保護者等の手に委ねられ管理されている「他律的健康づくり」の時期から、成人期以降に自らの知識・技術そして思考・判断に基づき、意思決定や行動選択をしていく「自律的健康づくり」へと移行していかなければなりません。その大切な転換期が学齢期です（図1）。心身ともに健康な国民の育成は、教育基本法において教育の目的としているところでもあり、教育によって子ども一人一人の生涯にわたる健康づくりの基礎を培うことが極めて重要です。また、学校における健康診断の結果を踏まえ、教育の力によって子ども全体の健康の保持増進を図る一方で（ポピュレーション・アプローチ）、問題のある子どもに対しては学校保健関係者が家庭や医療機関との連携のなかで対応する必要があります（ハイリスク・アプローチ）（図2）。

健康の状態は、子ども一人一人に違いがあり、健康を保持増進する方法も多様です。「自分にとって健康とはどのような状態なのか」、「健康とは何か」、「健康であることの価値は何か」等を考え、その答えを自分なりに求め、自ら考えた方法で実践し、その結果を評価する目を持ち、さらには仲間や家族の健康等を考えることは、「生きる力」を育むことにもつながります。健康は自己実現のための重要な資源でもあるのです。

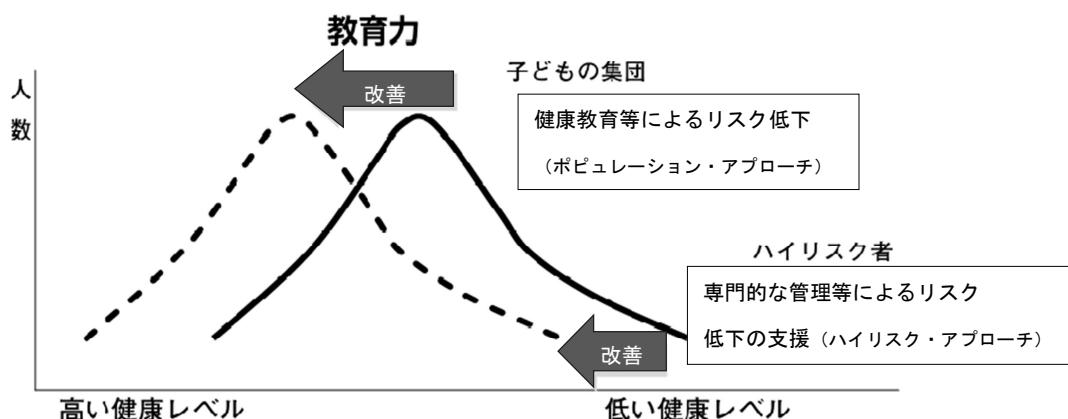
多様化・複雑化する児童生徒が抱える現代的な健康課題については、専門的な視点での対応が必要であり、養護教諭が専門性を生かしつつ中心的な役割を果たすことが期待されます。さらに、これらの健康課題に対応する取組は、学校における教育活動全体を通じて行うことが必要であり、学校の全ての教職員が連携して取り組むことが重要です。

図1 生涯にわたる健康づくりからみた学齢期の重要性の概念図



『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり令和元年度改訂』（公益財団法人日本学校保健会 令和元年度改訂）

図2 健康レベルと疾病リスク



『「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり令和元年度改訂』（公益財団法人日本学校保健会 令和元年度改訂）

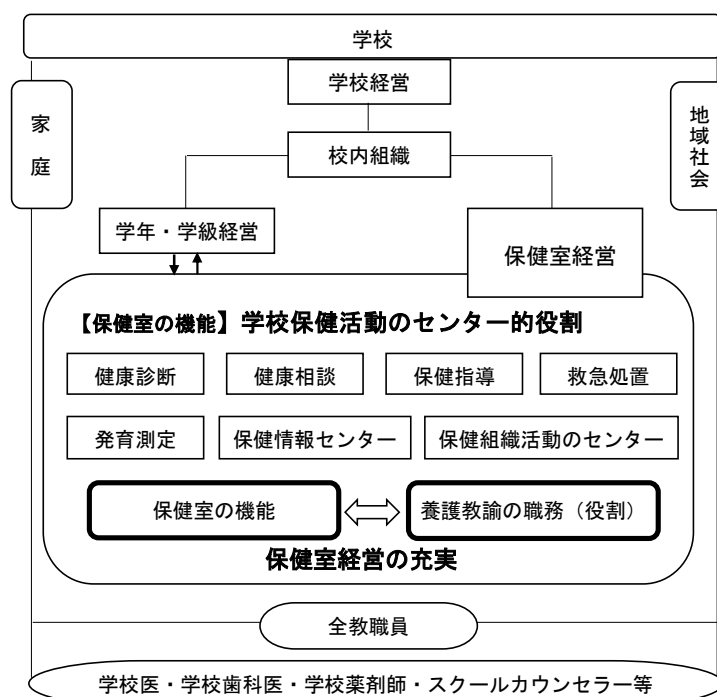
エ 保健室の機能と役割

学校保健安全法第7条では、「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」と規定されており、保健室の役割を明確に示しています。

子どもの健康づくりを効果的に推進するために、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められています。保健室経営とは、その学校の教育目標及び学校保健目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営することです。

学校教育の基盤となる児童生徒の健康や安全を確保するには、全職員が相互に連携していくことが重要です。保健室経営は、児童生徒の健康の保持増進のために学校全体に関わることであり、教職員の連携が必要となることから、学校経営の観点に立って保健室経営計画を作成・実施し、児童生徒の心身の健康の保持増進に向けて、ねらいや方策、手立て及び実施状況等を外から見えやすく、分かりやすくしていくことが、教職員、保護者、地域住民及び関係機関等の理解と協力を得られることにつながっていきます。

図 保健室の機能と役割



「高知県立大学 池添 志乃教授 スクールヘルスリーダー連絡協議会研修資料」（於 高知県教育委員会 平成 24 年）
「保健室経営計画作成の手引平成 26 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会 平成 27 年 2 月）を改編

<参考・引用文献>

- 「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」（文部科学省 平成 31 年 3 月）
- 「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」（文部科学省 令和 2 年 3 月）
- 「改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引き」（文部科学省 令和 3 年 3 月）
- 「新訂版学校保健実務必携（第 5 次改訂版）」（学校保健・安全実務研究会 令和 2 年）
- 「保健主事のための実務ハンドブック 令和 2 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会 令和 3 年 3 月）
- 「『生きる力』を育む学校での歯・口の健康づくり令和元年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会 令和 2 年 2 月）
- 「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」（文部科学省 平成 29 年 3 月）
- 「保健室経営計画作成の手引き平成 26 年度改訂」（公益財団法人日本学校保健会 平成 27 年 2 月）
- 「高知県立大学 池添 志乃教授 スクールヘルスリーダー連絡協議会研修資料」（於 高知県教育委員会 平成 24 年）

(4) 学校における食育の推進

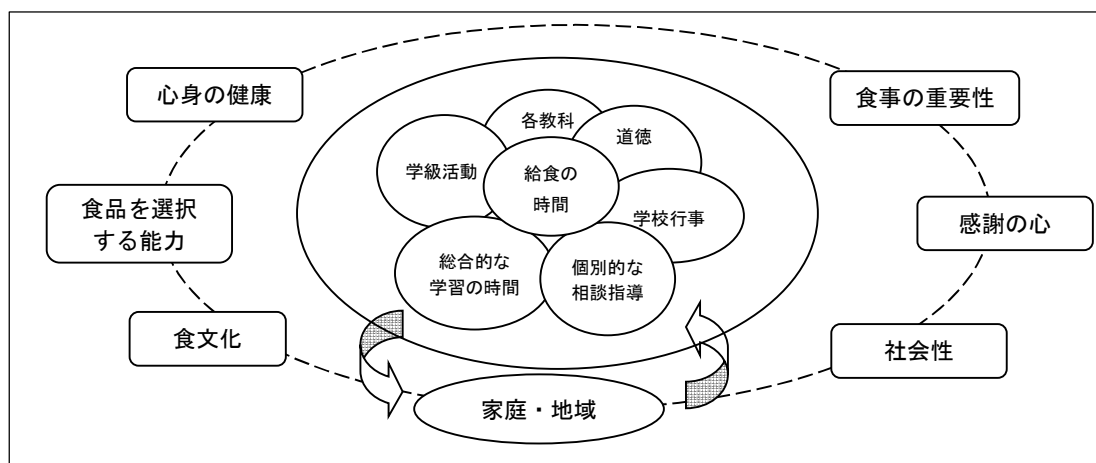
ア 基本的な考え方

近年、朝食欠食や偏った栄養摂取、肥満・痩身傾向など食生活の乱れ、不規則な生活習慣による学力や健康面への影響が指摘されています。学習指導要領総則では、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならないとしています。そこで、学校において効果的な食育の推進を図るためには、校長のリーダーシップのもと、栄養教諭を中核として、食に関する指導の推進体制を整え、食に関する指導の目標や具体的な取組について共通理解をもつことが必要です。全教職員が連携・協力しながら、朝食摂取の推進や栄養教諭等による食に関する指導、効果的な食に関する指導を行うための実践研究等、学校全体で実施する食育のさらなる充実を図ることが大切です。

学校における食育は、食に関する指導によって推進されます。食に関する指導の基本的な考え方、指導方針等を明確にし、教職員の共通理解を図り、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間はもとより、各教科や外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動といった学校の教育活動全体を通して行われることが必要です。栄養教諭は、栄養に関する専門性と教育に関する専門性を生かして、食に関する指導の連携・調整の要としての役割を果たすことが期待されます。

【食育の視点】

- ◇食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ◇心身の成長や健康の保持増進のうえで望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ◇正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】
- ◇食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ◇食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】
- ◇各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】



食に関する指導の全体計画に基づいた食育の推進のイメージ図

イ 食に関する指導の進め方及び食に関する指導を進めるためのチェックリスト

学校における食育は、学校の教育活動全体の中で体系的な食に関する指導を組織的、計画的に継続して行うことが必要です。

□ 食に関する指導の全体計画を作成する

まず児童生徒の実態から課題を明らかにし、学校教育目標を実現する観点から「食に関する指導の目標」を設定し、食に関する指導の基本的な考え方や指導方針などを明確にします。指導の内容、方法、評価指標等は、児童生徒の食生活等の実態を踏まえて決定し、実施していきます。実態の把握に当たっては、学校で実施している既存の調査や観察などにに基づき整理します。家庭や地域の実態も、学校評価やアンケートなどから明確にします。そして、関連教科や特別活動、個別的な相談指導などにおける具体的な指導内容について、指導する学年や時期を明らかにします。

□ 学校・家庭・地域が連携して取り組む

「給食だより」で啓発を行ったり、学校での指導を「学校だより」で家庭に知らせたりして、保護者や地域に働きかけます。また、学校で学習したことを家庭で実践することができるよう、知識だけでなく実践力を身に付けさせるように工夫をします。授業参観日や学級懇談会、給食試食会の場等を活用することにより、食育への理解を深め、家庭や地域との協力体制を築いていきます。また、専門家は、幅広い知識や技術を子どもたちに分かりやすく伝えてくれます。栄養教諭（学校栄養職員）や養護教諭等との TT はもちろん、近隣の保健所や市町村保健センター、農政局の県域拠点、農業振興センターや漁業指導所等と連携した取組を進めましょう。

□ 学校給食を「生きた教材」として活用する

学校給食は、給食の時間はもとより各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において活用することができます。給食の時間における食に関する指導では、教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させたり、献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させたりします。また、給食指導では、給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナー等を体得させます。

□ 「評価」を行い次へ発展させる

食育の評価は、食に関する指導の全体計画に基づいて行い、その結果を次年度に生かしていくことが必要です。活動指標（アウトプット）により取組の状況等を評価し、成果指標（アウトカム）により取組の成果についても評価します。併せて食育の成果と課題を把握し、それらを共有することによって次へのよりよい取組につなげていきます。

□ 「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」や「よりよい生活習慣のために」などを活用する

文部科学省作成の「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」、「小学生用食育教材 たのしい食事つながる食育」、「食生活学習教材（中学生用）」、高知県教育委員会作成の「実践事例集」や「給食の時間の指導に関するリーフレット」、高知県健康政策部等作成の健康教育教材（副読本）及び指導の手引き等を活用して効果的な指導を行いましょう。

<参考・引用文献>

「第4期 高知県 教育振興基本計画」（高知県教育委員会 令和6年3月）

「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（文部科学省 平成31年3月）

「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」(文部科学省 平成29年3月)

「高知県の食べ物探検記 さあ、世界で一番おいしい食べ物を探しに行こう！(学習教材)」(高知県教育委員会 平成24年3月)

「よりよい生活習慣のために (小学校低学年用・中学年用・高学年用)」(高知県健康政策部保健政策課 令和5年4月)

「よりよい生活習慣のために (中学生用・高校生用)」(高知県健康政策部保健政策課 令和5年4月)

「食でつなげる未来の元気な子どもたち (給食の時間の指導に関するリーフレット)」(高知県教育委員会 平成27年3月)

「よりよい生活習慣のために 小学生用 実践事例集」(高知県教育委員会 令和2年3月)

「よりよい生活習慣のために 中高生用 活用実践事例集」(高知県教育委員会 令和3年3月)

4 学校と地域の連携・協働と学校間の連携

学校が教育の目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた子どもの生活の充実と活性化を図ることが大切です。

また、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校などの学校等同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、子どもの人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが求められています。

(1) 学校と地域の連携・協働

ア 推進の背景

近年、家庭環境の多様化に伴い、子どもと向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいることや、地域における互助・共助の意識が希薄となる中で、地域が家庭や子どもを見守り支える機能が低下しています。

他方で、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教職員だけでは対応には限界があります。このため、地域と子どもたちお互いが顔を知っているという関係をつくり、地域と学校とが力を合わせて子どもたちを支え、育んでいくことがますます求められてきています。

こうした社会背景を踏まえ、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 中央教育審議会）では、今後地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する新たな体制として地域学校協働本部を全国に整備すること等が提言されました。

また、「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」（最終まとめ）において、学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現を目指し、コミュニティ・スクールの導入促進、質的向上とともに、地域学校協働活動との一体的な推進について示されました。

このため、高知県教育委員会では、平成 20 年度から取り組んできた地域による教育活動を支援する仕組みである「学校支援地域本部」から、学校と地域が連携・協働して、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの成長を支え、育む体制である「地域学校協働本部」への発展、活動内容の充実を積極的に進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進しています。

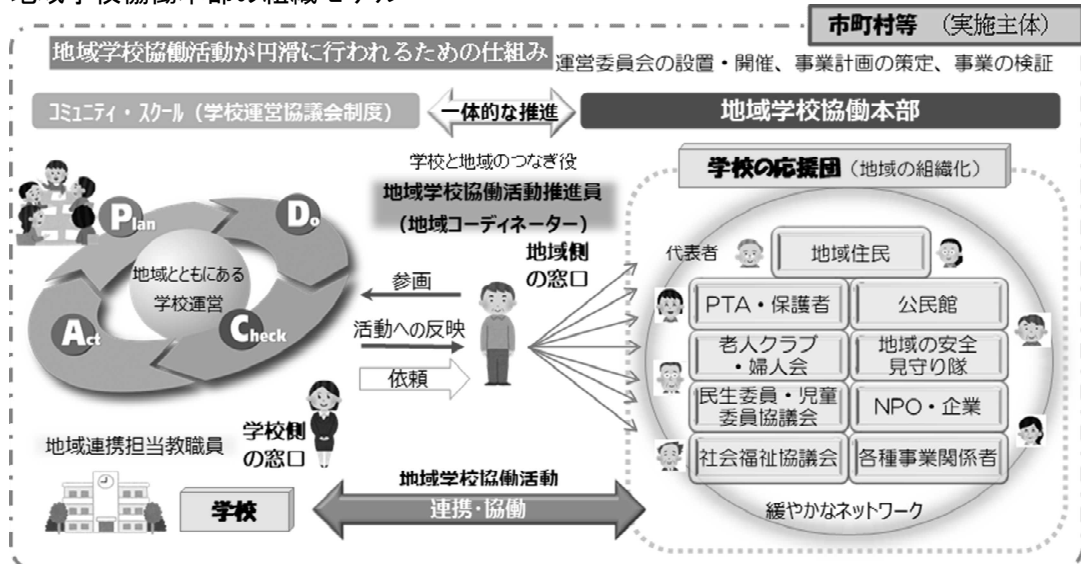
イ 具体的な取組

地域学校協働本部では、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）が学校と地域住民等のつなぎ役となり、幅広い地域住民の協力を得て、授業や放課後における学習支援や経験者による部活動指導、地域の伝統・文化を学ぶ学習、登下校の見守り活動、学校周辺の清掃による環境整備等の地域学校協働活動を行います。

また、本県では地域学校協働活動推進員として、PTA 役員経験者や民生委員・児童委員をはじめとする地域住民のほか、学校教員や教員 OB にも役割を担っていただいています。

令和 5 年 9 月現在、県内の全ての市町村立小・中・義務教育学校と、県立高校 9 校に地域学校協働本部が設置され、さまざまな活動が行われています。

(7) 地域学校協働本部の組織モデル

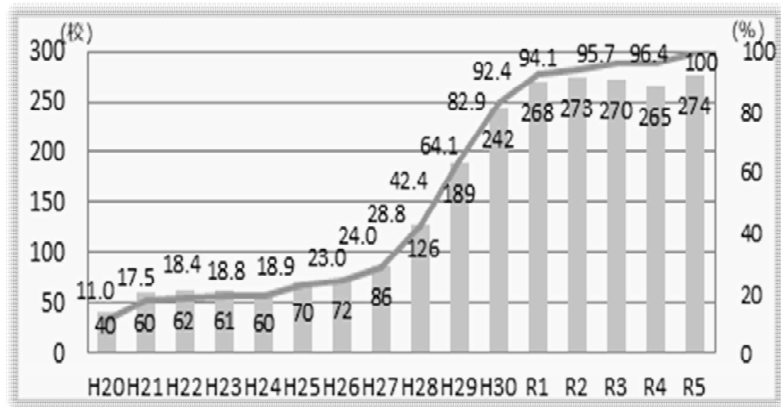


高知県教育委員会事務局生涯学習課

(4) 地域学校協働活動（例）と小・中学校における地域学校協働本部設置学校数・設置率

- 学習支援
（放課後学習支援含む）
- 部活動指導
- 学びによるまちづくり
- 地域課題解決型学習
- 学校周辺環境整備
- その他
（学校行事支援、登下校安全指導等）

※アンダーラインはH29より推奨



高知県教育委員会事務局生涯学習課

(7) 地域学校協働本部の取組により期待される効果

【学校教育の充実】

- 地域の様々な大人が学校の活動に関わる
- 多くの大人が子どもたちを見守る
- 地域住民の協力を得る

- 子ども
- 子どもたちに多様な体験・経験の機会が増える
規範意識や自尊感情、コミュニケーション力の向上につながる
- 学校
- 子どもたちの学力や生活面での問題の背景を把握し、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな教育ができる
- 教員が、教育活動により一層力を注ぐことができる

【地域の教育力の向上】

- 地域住民が、自らの経験や知識を子どもたちの教育に生かす
- 地域住民が学校の教育活動に関わることで、地域の絆が強まる

- 地域
- 生涯学習の成果を生かす場が広がるとともに、地域住民の自己実現や生きがいづくりにもつながる
- 地域の活性化や、学校を核とした地域づくりにもつながる

高知県教育委員会事務局生涯学習課

(I) 高知県版地域学校協働本部への展開

学校が抱える諸課題の解決に向けては、より多くの地域の方に学校の活動に主体的に関わっていただき、子どもたちを日常的に見守っていただくことや、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化していくことが不可欠です。

このため本県では、平成 29 年度より地域学校協働本部に民生委員・児童委員が参画して、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した高知県版地域学校協働本部へと発展させる取組を進めています。

【高知県版地域学校協働本部の 3 要件】

1 充実した地域学校協働活動の実施
● 4 種類以上の地域学校協働活動を実施
2 学校と地域との定期的な協議の場の確保
● 学校の実情や子どもたちが置かれている状況等、学校と地域が「学力面」「生徒指導上の諸問題」「部活動」等における課題を情報共有し、定期的に話し合う場を確保 ○年度はじめ及び学期末毎等、年間概ね 4 回以上の開催
3 民生委員・児童委員の参画による見守り体制の強化
● 民生委員・児童委員又は主任児童委員が参画し、厳しい環境に置かれている子どもたちを学校と連携して地域で見守る体制を構築 ○本部活動の機会等を捉えた学校との情報共有

高知県教育委員会事務局生涯学習課

(2) 学校段階等間の連携・接続

ア 保幼小の連携・接続

幼児教育では、計画的に環境を構成し、遊びを中心とした生活を通して体験を重ね、一人一人に応じた総合的な指導を行っています。一方、小学校教育では、時間割に基づき、各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習しています。このように、幼児期の教育は、幼児の生活や経験を重視する経験カリキュラムに基づき展開されるのに対して、児童期の教育では、学問体系の獲得を重視する教科カリキュラムを中心に展開されます。この違いは、学びの芽生える幼児期と、自覚的な学びに向かう児童期の発達の段階に配慮するものです。しかし、子どもの発達や学びは、幼児期の教育と児童期の教育ではっきりと分かれるものではなく、連続していることから、幼児期の教育と児童期の教育の円滑な接続のため、連携を図ることが大切です。たとえば、幼児と児童の交流、保育士・幼稚園教諭等と小学校の教職員との意見交換や合同の研修を行ったり、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりに接続のためのカリキュラムを作成したりするなど、体系的な教育が組織的に行われることが極めて重要です。

また、保育所や幼稚園などから小学校へ保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録などを送ることが「保育所保育指針」や「学校教育法施行規則第 24 条」で規定されています。これらを子どもの発達や学習を支えるための資料として活用することが必要です。

高知県教育委員会では、「第 4 期高知県教育振興基本計画」においても、「保幼小の円滑な連携・接続の推進」として、保幼小の円滑な連携・接続に向け、モデル地域における「架け橋期のカリキュラムづくり」の成果の普及を通じて、県内全域の「学びをつなぐ」取組を支援しています。

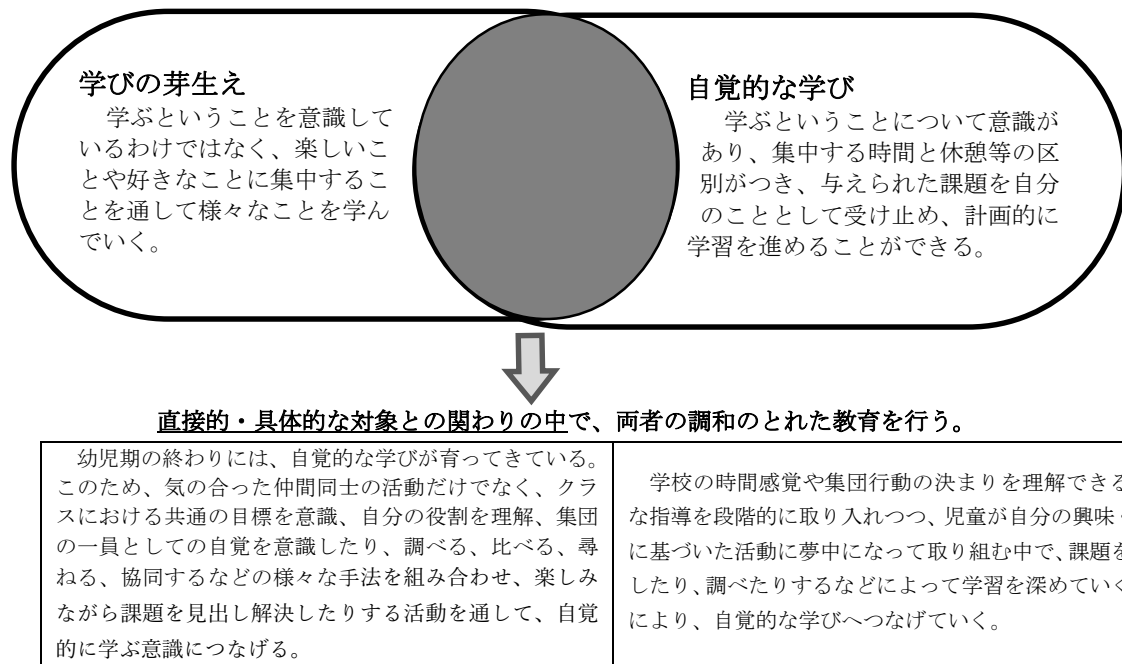
(7) 幼児期と児童期における教育の違い

	保育所保育指針・幼稚園教育要領 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	小学校学習指導要領
教育の ねらい・目標	方向目標 「～味わう」、「～感じる」など、その後の教育の方向付けを重視	到達目標 「～できるようにする」といった目標への到達度を重視
教育原理	経験カリキュラム 一人一人の生活や経験を重視	教科カリキュラム 学問の体系の獲得を重視

教育の方法 など	個人、友達、小集団 「遊び」を通した総合的な指導 幼児の生活や経験からの学びや自発的な活動を重視し、保育者が環境を通して幼児の活動を方向付ける	学級・学年 各教科等から構成される時間割に基づく集団指導 教科等の目標・内容に沿い、選択された教材によって教育が展開
-------------	---	--

(イ) 学びの芽生えから自覚的な学びへ

幼児期から児童期にかけては、学びの芽生えの時期から自覚的な学びの時期への円滑な移行が重要になります。



高知県保幼小接続期プラン

(ウ) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

平成 29 年度告示小学校学習指導要領においては、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮することが求められています。幼児期の遊びや生活の中で資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿をまとめたものが、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」であり、小学校においては、こうした幼児期の具体的な育ちの姿を踏まえて、教育課程をつないでいくことが重要です。

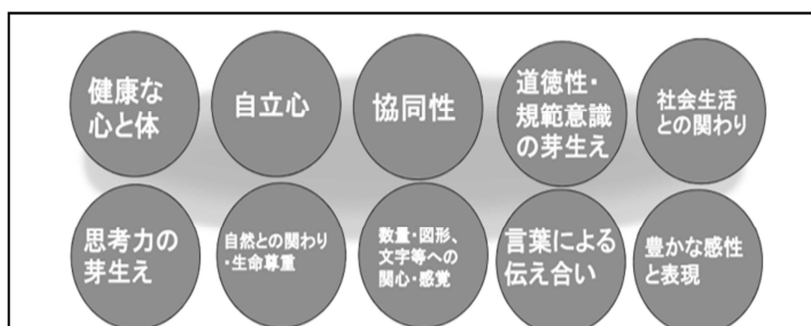


図 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(エ) 架け橋期の教育の充実

保幼小の連携・接続の取組は、一定進展してきたものの、その内容については、行事の交流にとどまることが多く、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施にまでは至っていないことが課題となっています。そこで、国では、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間の重要な時期を「架け橋期」と呼び、子どもの成長を切れ目なく支える観点から、これまでの保幼小連携・接続をさらに充実していくために、

「架け橋プログラム」の取組を推進することとなりました。「架け橋プログラム」は、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮したうえですべての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。

とりわけ、架け橋期のカリキュラムについては、幼保小が子どもの姿をまんなかにして、互いの教育内容を話し合い、共通の視点をもって教育課程や指導計画を具体化できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとして、育みたい資質・能力を視野に入れながら策定できるよう工夫し、幼保小の先生が一緒に振り返って評価、改善・発展させていくことを目指しています。

これからの幼保小連携・接続においては、架け橋期の教育の位置付けや重要性について互いに認識を共有し、子どもの成長を中心に据えながら一体となって、架け橋期の教育の充実に取り組むことが求められています。



(オ) スタートカリキュラム

幼児期と児童期の教育との接続を円滑に進めるために各小学校では、入学当初において、「スタートカリキュラム」を編成し、生活科を中心に、合科的・関連的な指導を積極的に行うことが小学校学習指導要領で示されています。「スタートカリキュラム」を編成するに当たっては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、幼児期における子どもの実態や指導の在り方などについて理解を深めること、幼児期の生活や教育の成果を生かすこと、個々の児童に対応した取組や学校全体での取組にすることが留意することとして挙げられています。

<小学校学習指導要領 第1章 総則>

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

<小学校学習指導要領 第2章 第5節 生活>

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

＜小学校学習指導要領解説 生活編＞

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

※(4)にかかわって

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連

今回の改訂では、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮することが求められている。幼児期の教育においては、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした生活を通して、一人一人に応じた総合的な指導を行っている。幼児期の遊びは学びそのものであり、遊びを通して達成感や満足感を味わったり、葛藤やつまずきなどの体験をしたりすることを通して様々なことを学んでいる。こうした日々の遊びや生活の中で資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿をまとめたものが、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」である。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、児童期の初期に目指す姿とも重なるものであり、小学校においては、こうした具体的な育ちの姿を踏まえて、教育課程をつないでいくことが重要である。

イ 小・中・高の連携・接続

平成28年12月に示された中央教育審議会答申では、小学校教育においては、「幼児期に総合的に育まれた資質・能力や、子どもたちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが求められる」とあります。また、小学校教育と中学校教育の接続については、「義務教育9年間を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し」と示されています。中学校教育と高等学校教育の接続については、『義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か』、『高等学校卒業の段階で身に付けておくべき力は何か』という観点から、各学校段階で育成を目指す資質・能力を相互につないでいくことが求められています。さらに令和2年10月の中央教育審議会答申の中間のまとめにおいて、「2020年代を通じて実現すべき『令和の日本型学校教育』」が示され、各学校段階を通じた学びにおける子どもの姿として、幼児教育から小学校、中学校、高等学校、大学・社会といった段階を通じ、一貫して、自らの将来を見通して、社会の変化を踏まえながら、自己のキャリア形成と関連付けて学び続けている姿」が求められています。このようなことから、児童生徒の発達段階における特性や各学校間の教育課程・内容を相互に理解し、指導の継続性や円滑な接続がより一層求められます。

小学校、中学校、高等学校との間で相互に児童生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、各学校段階での役割を再確認することとなります。また、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていくうえで極めて有意義であり、児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待されています。

特に、教育活動を行ううえで、各学校段階内において完結するのではなく、学校間の連携を推進することにより、教職員が異なる学校段階にわたって見通しをもち、直面する課題の解決につなげるとともに、指導の質的向上を図っていくことが望まれています。

(7) 小・中の連携・接続

小学校と中学校における教育は、ともに義務教育の一環を形成しており、小・中学校は学習指導や生徒指導において互いに連携することが期待されています。

子どもたちが思春期に入り、学習内容も高度化する中学校は、小学校段階に比べ、授業の理解度が低下したり、問題行動などが増加したりするといった多くの教育課題を抱えています。このため、生徒が順調に中学校生活を始めることができるよう、小学校と中学校の円滑な接続を図ることが極めて重要です。

小学校段階では、低・中学年において学習習慣の確立を重視したり、基礎的・基本的な知識・理解の確実な定着を図ったりする必要があります。また、中学校段階においては、小学校段階で身に付けた知識・技能の活用といった観点から、単元に応じて小学校段階の教育内容を中学校教育の視

点で再度取り上げて指導するといった工夫や教職員の相互交流の一層の促進を通して、学習と生活の両面にわたる小・中学校を見渡した効果的な指導を行うことが求められます。

小学校から中学校に進学した際、新しい環境での学習や生活にうまく適応できず、不登校などが増加したりする現象は「中1ギャップ」と呼ばれ、全国的な課題となっています。その原因として、小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものになっていないことが指摘されており、その背景には、次のようなことが考えられます。

○小学校では、学級担任制であるのに対し、中学校では教科担任制である（授業形態の違い）

○児童生徒一人一人の小学校時点における学習や生徒指導上の問題が中学校と十分共有されていない（情報の共有が不十分）

○中学校は小学校と比較して生徒に課せられる規則が多く、小学校よりも規則に基づいた、より厳しい生徒指導がなされる傾向がある（生徒指導方法の違い）

中1ギャップを解消するためには、中学校区内の小・中学校が連携して対策に取り組む必要があります、以下のような取組を推進していくことが大切です。

a 小中連携教育の必要性の共通理解

小中連携教育を充実させていくためには、まず、その意義を小・中学校教職員が理解し合うことが大切です。小中連携教育のもっとも大きな意義は、「子どもの学びを連続させる」ことにあります。子どもの成長は途切れることなく連続しており、連続しながら学力や生活習慣などを身に付けていきます。そのため、小学校と中学校の学習指導や生徒指導などに極端な段差が生じると、戸惑いが多くなり、学びの連続が阻害されることになります。このことを小・中学校の教職員が共通理解し、連携して取り組んでいきましょう。

b 児童生徒の交流活動

同じ中学校区内の小学6年生たちが、中学校入学前に知り合い、人間関係を構築しておくことは、入学後の適応状況に大きな影響を及ぼします。そのために、小学校間の児童の交流活動を実施することが効果的です。例えば、各小学校の行事を児童同士が相互に参観し合ったり、交流体験活動を設定したりすることなどが考えられます。

また、小・中学生合同の挨拶運動や、中学生が小学生に勉強を教える機会を設定することにより、日頃から児童生徒間の交流を図り、中学校生活への不安の解消につなげることが大切です。

c 計画的な授業交流

9年間を見通した指導を行うためには、小・中学校教育課程の理解や、小・中学校教職員が互いに授業を参観し、児童生徒の発達段階や指導法の違いを理解しておくことが必要です。その際、単なる交流で終わらせるのではなく、児童生徒の共通課題に基づいた「目指す子ども像」を明確にし、指導内容を共有して課題解決に取り組んでいくことが必要です。また、学習指導要領において、各学校段階でどのような能力の育成を目指しているのかを理解するとともに、それぞれの教科書で小・中学校の学習内容がどのようにつながっているのかを把握し、学びのつながりを意識した指導が行えるようにしていくことが大切です。

(4) 中・高の連携・接続

中学校と高等学校との接続においては、中学校では義務教育段階で身に付けるべき基礎・基本をしっかりと定着させること、高等学校では、必要に応じてこの基礎・基本を補いながら、高等学校段階の学習へ円滑に移行していくことが重要です。

したがって、特に高等学校における教科指導では、中学校の内容との関連を考慮した教科指導を行うことが求められます。

(5) 学校段階等間の連携・交流

学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要です。その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられます。

学校段階等間の連携としては、例えば、近隣や同一市町村等の学校や同一の課程を有する学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすること

などが考えられます。その際、相互に生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていくうえで極めて有意義であり、幼児児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待されます。

また、他にも高等学校においては、大学との連携について、専門分野に関する講演や説明等を大学の教授等に依頼したり、課題学習を行う際に大学生の支援を得てよりきめ細かく指導したりするなど、高大連携を推進することで、生徒の学習意欲を高め、個々の生徒が興味・関心をもつ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるようにすることも期待されます。

<参考・引用文献>

- 「小学校学習指導要領解説 総則編」(文部科学省 平成 29 年 7 月)
- 「第 4 期高知県教育振興基本計画」(高知県教育委員会 令和 6 年 3 月)
- 「第 3 期高知県教育振興基本計画【第 3 次改訂版】」(高知県教育委員会 令和 5 年 3 月)
- 「第 2 期高知県教育振興基本計画【第 3 次改訂版】」(高知県教育委員会 平成 31 年 3 月)
- 「平成 29 年度高知県版地域学校協働本部 モデル事例集」
(高知県地域学校協働活動推進委員会 高知県教育委員会 平成 30 年 3 月)
- 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」
(中央教育審議会 平成 27 年 12 月)
- 『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(中間まとめ)
(中央教育審議会初等中等教育分科会 令和 2 年 10 月)
- 「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ」
(コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 令和 4 年 3 月)
- 「地域学校協働本部実践ハンドブック」(高知県地域学校協働活動推進委員会 高知県教育委員会)
- 「コミュニティ・スクールと学校支援地域本部について」(文部科学省 平成 25 年 7 月)
- 「幼稚園教育要領解説」(文部科学省 平成 30 年 2 月)
- 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」
(幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議 平成 22 年 11 月)
- 「保育所保育指針解説」(厚生労働省 平成 30 年 2 月)
- 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」
(中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 令和 5 年 2 月 27 日)
- 「幼保小の架け橋プログラム実施に向けての手引き(初版)」(令和 4 年 3 月 31 日 文部科学省)
- 「高知県保幼小接続期実践プラン」(高知県教育委員会 平成 30 年 2 月)
- 「小学校学習指導要領解説 生活編」(文部科学省 平成 29 年 7 月)
- 「小学校学習指導要領」(文部科学省 平成 29 年 3 月)
- 「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」
(中央教育審議会初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会 平成 24 年 7 月 13 日)
- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」
(中央教育審議会 平成 28 年 12 月)
- 「高等学校学習指導要領解説 総則編」(文部科学省 平成 30 年 7 月)

5 子どもたちの命を守る防災教育

防災教育は、学校安全の三領域（生活安全、交通安全、災害安全）の一つ「災害安全」に関する安全教育と同義のものです。災害としては、一般的に気象災害、地震災害、火山災害などの自然災害をはじめ、火災や原子力災害などが挙げられます。

高知県においては、とりわけ、南海トラフ地震への備えが喫緊の課題となっていますが、毎年のように襲来する台風をはじめとした気象災害も含め、災害発生時に児童生徒等が的確に判断・行動し、「自分の命は自分で守る」ことができるよう、発達段階に応じた防災教育を進めています。

(1) 高知県における防災教育

ア 高知県の現状

(ア) 南海トラフ地震の想定

過去の南海地震は、これまでおおむね90年から150年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきました。昭和21年に発生した昭和南海地震からすでに78年が経過し、発生確率が今後30年以内に70～80%と見込まれるなど、その切迫度は年々高まっています。

高知県では、内閣府が平成24年8月29日に公表した最大クラスの地震・津波予測を基に、今後県が対策を進めるうえで根幹となる最大クラスの震度分布・津波予測を平成24年12月10日に公表しました。これによれば、県内では次のことが想定されています。

- 県下のほぼ全域で震度6弱以上の強い揺れ（26市町村で最大震度7）が予測される。
- 体に感じる揺れ（震度3程度）が3分を超える場合がある。
- 海岸線の最大津波高は、沿岸の全市町村で10mを超える。
- 土佐清水市、黒潮町、四万十町では、30mを超える最大津波高が予測される。
- 海岸線に1mの津波が到達する最短時間は、室戸市で3分、高知市でも16分と想定されている。

想定は、次に発生する地震を予測したものではありませんが、こうした災害も起こり得ることを念頭に置いておく必要があります。想定をいたずらに怖がることなく、油断することもなく、地震・津波の特性を正しく理解し、確実に備えなければなりません。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報について

現在の科学的知見では、地震がいつ、どこで発生するのかを予測することはできません。一方で、南海トラフの一部で大きな地震が発生した場合などに、南海トラフの他の地域においては、通常と比べて大規模地震の発生可能性が高まることが状況等により予想されます。国の専門家委員会で、このような状態になったと評価されたときに「**南海トラフ地震臨時情報**」が気象庁から発表されることになっており、令和6年8月に初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。今後もこの臨時情報に応じた身の安全を守る防災対応が求められています。

南海トラフ地震に関する情報は、県のホームページでも随時公表されており、閲覧できるようになっています。防災教育、安全管理を進めるうえで、まず、私たち教職員が正しく理解しておかなければ児童生徒等に適切に指導することができません。そのため、こうした最新の情報にも常に関心をもっていることが大切です。



イ 「高知県安全教育プログラム」に基づく防災教育の推進

(7) 防災教育の視点

県教育委員会では、いざというときに児童生徒等が的確に判断・行動し「自分の命は自分で守る」ことができるよう、そして年齢が上がるにつれて周りの人にも心を配り地域の安全に貢献できるよう、発達段階に応じた防災教育を進めています。

取組の視点としては、次のことが重要です。

○地震津波を想定した避難訓練を繰り返し徹底して行うこと

- ・年度当初のできるだけ早い時期から実施
- ・時間帯や設定を変更して複数回実施
- ・地域と連携した取組を実施

○児童生徒等が、自らの的確に判断し行動できるようにするための正しい知識を身に付ける防災学習を、発達段階に応じた内容と方法で行うこと

- ・避難訓練と防災学習を効果的に関連付けた取組の工夫
- ・教科等と関連付けた防災の授業の工夫

防災教育の目標及び内容は、高知県教育委員会が発行した次の資料に示しています。

- ・教職員用指導資料「高知県安全教育プログラム」（平成25年）

※学校安全対策課HPに掲載

- ・安全教育参考資料「『高知県安全教育プログラム』に基づく安全教育の充実のために」（令和3年）

※教職員一人一人に配付

また、防災教育の実践事例等は、下記のホームページに掲載しています。

- ・高知県教育委員会事務局 学校安全対策課 ホームページ

※「高知県安全教育プログラム」に基づくこれまでの実践事例をはじめ、防災マップや防災小説等の教材ツールなども紹介しています。



- ・文部科学省×学校安全 ポータルサイト

※特に、このポータルサイトにある「**教職員のための学校安全eラーニング**」は、eラーニング教材を通じて、各キャリアステージ別に学校安全に関して習得しておくべき事項を学ぶことができます。学習時間は約15分程度です。児童生徒等の命を守る教員として、必ず履修しておきましょう。



(イ) 高知県の防災教育の内容

a 身に付けさせたい基本的な内容の明確化

【助かる人・助ける人になるために（指導10項目）】（震災編）

高知県安全教育プログラム（震災編）の基本的な指導内容

指導内容はあくまで基本的な内容です。学校種や地域の特徴（地理的条件、ビル等の有無、人口規模等）に応じてさらに加える内容を検討する必要があります。

助かる人・助ける人になるために（指導 10 項目）

事前

備える

南海トラフ地震を正しく恐れ、ともに立ち向かう！

1 地域に起こる災害を知る

「想定を知る」

- 自分が住む地域に発生する危険（揺れの強さや長さ、30cmの津波到達の時間、最大津波浸水深等の想定）
- 過去の南海地震の規模と被害の状況（自分の住む地域が過去に受けた被害等）

「助かるために知っておくこと」

- 津波は膝下くらいの高さでも動けなくなる
- 津波は繰り返し長い時間（6時間以上もある）押し寄せる
- 津波は川をさかのぼる（数kmも遡上した例もある）
- 揺れが小さくても津波が来ることもある
- 想定以上のことも起こりうること
- 想定や過去の経験にとらわれない

2 必ず助かるための知恵と備え

「必ず助かるために」

- 地域の津波避難場所を知っておく
- 登下校中や家からの避難方法（避難場所と経路・危険箇所等）
- 「それぞれが逃げる」家族との約束（集合場所も決めておく）
- 人が集まる場所では非常口を必ず確認しておく
- 海岸や河口付近に行くときは、まず高台への道を確認する
- 緊急地震速報等、防災に関する情報について知る
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の対処について知る

「今すぐしておくこと」

- 夜間の地震発生に備える（枕元に靴や懐中電灯等の必要な物を置く、家具等が転倒・落下しない場所で寝る）
- 家具等の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止等を行う
- 最小限の非常持ち出し品を準備する
- 家族との連絡方法（災害用伝言ダイヤル等）を確認しておく
- 水・食料等を備蓄しておく（最低3日分）

3 みんなで助かるための備え

「災害時に助ける人になるために知っておくこと」

- 地域の防災訓練への参加
- 防災倉庫の場所や中身の確認（バール等の資機材の使い方）
- 心肺蘇生法（AEDを含む）等の応急手当の技能の習得
- ボランティア活動への参加
- 学習したことの情報発信（地域や近隣校園へ）

発生時

命を守る

「ぐらっと」きた時！

揺れの後は！

4 揺れから自分を守る

「ぐらっと揺れたら大事な頭をまず守る」

- 揺れを感じたら（緊急地震速報を受信したら）頭を守る
- 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる

5 津波からの迅速な避難

「想定にとらわれず避難する」「最善を尽くして行動する」

「率先避難を行う」

「揺れたら、とにかく急いで高台へ」

- 自分で判断して一番近くの高い場所へ避難する
- 沿岸地域では動けるくらいの揺れになったらすぐ避難を始める
- 強い揺れ、長く揺れたらすぐ避難する
- 避難したら警報が解除されるまで戻らない

6 いつ、どこにいても自分を守る

「一人の時でも必ず助かるために」

- 指示を待つことなく自分の判断で行動する（「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる）
- 屋外では、ブロック塀や建物の倒壊や落下物等、周囲の状況に特に注意する

7 二次災害への対応

「火災から逃げる」「動けるようになったら避難」

- 大声で知らせる
- 身を低くして煙に注意する
- 延焼するものがない、十分な広さのある場所へ避難する

「土砂災害等への注意」

- 崖の上や下から離れ危険箇所には近づかない
- 前兆が見られたら避難する（避難勧告に注意）
- 川の様子（水量が変わる、水が濁る等）や山の様子（山鳴りやひび割れ、小石の落下等）に注意する
- 液状化、余震への注意

8 助ける人になるための行動

「自分にできる『助ける』行動」

- （津波、火災の危険がない場合）瓦礫の下にいる人を助ける
- 手強い、大人を呼びに行く等の自分にできる行動をする
- 可能な限り、初期消火、けが人の搬送、応急手当等を行う

事後

暮らしをとりもどす

ともに生きぬく！

9 みんなで生き延びるための知恵と技

「今、自分にできることを」

- あらゆる手段を活用して情報収集・伝達を行う（災害用伝言ダイヤル等の活用）
- 避難生活を支える（ボランティア）物資の仕付けや整理、運搬
- 避難所の清掃
- 情報の収集・伝達に関する活動
- 高齢者や障害者などの手強い小さい子の遊び相手
- 炊きだしの手伝い

10 地域社会の一員としての心構え

「命を守る地域の絆」

- 集団生活のルールを身に付ける
- 積極的に地域とのつながりを持つ
- 自分にできる役割を考え実行する
- 家屋の片付け等を手伝う

安全教育参考資料『高知県安全教育プログラム』に基づく安全教育の充実のために（高知県教育委員会 令和3年）

南海トラフ地震に対して、災害発生時のあらゆる場面を想定して指導内容を10項目に整理しています。これらを見習う児童生徒等の実態に応じて時期や方法を考慮し、沿岸部や中山間部等の場所を問わず、全ての学校で指導することが大切です。

b 安全教育全体計画・学校安全計画に基づく計画的な防災教育の実施

各学校において、児童生徒等の安全に関する資質・能力を明確化し、学校教育活動全体を通じた教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの視点で、**安全教育全体計画**及び**学校安全計画**を作成し、これに基づき組織的・計画的に防災教育を実施することが大切です。その際、上の図の指導10項目を踏まえた指導内容を、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域や関係機関との連携等について整理するなど、全教職員の共通理解を図って作成します。全ての学校で、防災の授業（小・中学校全学年5時間以上、高等学校全学年3時間以上）及び避難訓練（年間3回以上）を明確に位置付けて実施します。

c 避難訓練の改善

避難訓練は、教職員による適切な避難指示や避難誘導、児童生徒等が防災教育で学んだことを実践できるかどうかを確かめる場でもあります。そして、訓練で明らかになった課題を、次の避難訓練や防災教育の改善に生かしていくことが重要です。状況設定を変更しながら、実践的な避難訓練を繰り返し行うことで、教職員や児童生徒等の防災対応力の向上を目指します。本県では、緊急地震速報の活用等、様々な状況設定での訓練を、各学校で年間3回以上実施することとしています。

d 効果的な資料の活用

防災教育を実施するに当たっては、児童生徒等が興味関心をもって学習に取り組めるよう、また事実に基づき切実感をもって思考し自らの行動を考えることができるような指導の工夫が必要です。高知県はもとより、各機関から各学校に資料が配付されているので、有効に活用しましょう。

防災学習 南海トラフ地震に備えちよき（冊子・DVD） 高知県教育委員会（H28.3）

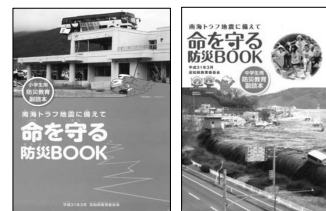
「揺れ編」「津波編」「土砂災害編」「避難生活編」「気象災害編」の項目毎に、シナリオ付きのスライドデータと関連する映像資料を掲載しており、学校や児童生徒等の実態、授業の構成等にあわせて活用できる。【小・中・高・特に配付済】



防災教育副読本 南海トラフ地震に備えて 命を守る防災 BOOK（小・中学生用）

高知県教育委員会（R5.3 改訂）

小学校3年生以上、中学生全員に配付。授業での教材に活用することをはじめ、児童生徒等が一人で読んだり、家族防災会議における話合いの材料にしたりすることも想定している。



高校生のための防災ハンドブック 高知県教育委員会（R5.3 改訂）

高校生全員に配付。高校生が必要な時にいつでも見られるよう、日頃、カバンに携帯できるA5サイズとなっている。入学時には、自宅から学校までの通学路マップを5ページに貼り、避難する場所等を記入することとしている。



e 家庭・地域・関係機関との連携強化

防災教育は学校だけで行うのではなく、例えば、地域の関係機関、自主防災組織などと情報交換や協議を行ったり、児童生徒等が学校で学習したことを家庭で共有したりするなど、家庭や地域と連携して取り組んでいくことが重要です。

(2) 学校防災マニュアル

学校においては、学校保健安全法第29条で規定されている、危険等発生時に学校の教職員

がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「**危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）**」を作成するものとされています。本県では、危険等発生時対処要領のうち、防災について特化して記載されたものを「**学校防災マニュアル**」としています。

「**学校防災マニュアル**」は、災害が発生した際、教職員が円滑かつ的確な対応を図ることを目的としたもので、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項が記載されたものです。学校の状況は、学校規模、教職員数、立地環境、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など、様々であるため、学校や地域の実情を踏まえた学校独自の「学校防災マニュアル」を作成する必要があります。また、保護者や地域、関係機関と連携を図り、避難場所や避難経路、保護者への引き渡しのタイミング等、必要な情報を共有しておくことも重要です。



「学校防災マニュアル」は全ての学校で作成されていますが、より実行性のあるものにしていくことが大切です。各学校において、全教職員がその内容を共通理解し、記載内容が妥当であるか、項目に漏れはないか、災害発生時に実際に機能するものであるか、訓練などを通して検証し、定期的に見直し・改善を行う必要があります。

学校防災マニュアルの改善に当たっては、「高知県学校防災マニュアル作成の手引き（震災編）」（高知県教育委員会 平成 26 年）、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成 30 年）、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省 令和 4 年）等を参考にしてください。

見直しの際には、次のポイントをチェックしながら計画的に改善を図ることが効果的です。

- 津波浸水域にある学校は、学校の地理的条件等に関する情報が明記されているか。（標高・海岸からの距離、最大津波浸水深及び 30 cm の津波が到達する時間等を明記。）
- 避難等に必要情報が明記されているか。（校区のマップ等を活用し、複数の避難場所や避難経路、災害発生時に危険が予測される箇所等を明記。）
- 人事異動による分担や組織の変更はないか。（管理職不在の場合の指揮命令系統を、最低でも 5 番目まで決めておき、分担は氏名まで記載。）
- 施設・設備や通学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 避難訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 先進校の事例や社会情勢の変化等から、自校のマニュアルに不足している項目はないか。

また、災害発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことです。そのため、学校再開に向けた手順や事前準備及び対応方法を記した内容を学校防災マニュアルに記載し、いざというときに速やかに対応できる体制を構築しておくことも必要です。

<参考・引用文献>

- 「高知県安全教育プログラム」（高知県教育委員会 平成 25 年 3 月）
- 「高知県学校防災マニュアル作成の手引き（震災編）」（高知県教育委員会 平成 26 年 3 月）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成 30 年 2 月）
- 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 平成 31 年 3 月）
- 「生き抜くために南海トラフ地震に備えちょき」（高知県 令和 2 年 12 月改訂 家庭保存版）
- 「『高知県安全教育プログラム』に基づく安全教育の充実のために」（高知県教育委員会 令和 3 年 6 月）
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省 令和 4 年 2 月）

研修関連資料掲載一覧

【県内】

- ① 高知県教育センター：研修概要、研究紀要、「高知県授業づくりBasicガイドブック」 等
- ② 高知県心の教育センター
- ③ 高知県教育委員会：「第4期高知県教育振興基本計画」、「キャリア教育」 等
- ④ 高知県例規集
- ⑤ 教職員不祥事根絶ポータルサイト
- ⑥ 高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課

【県外】

- ⑦ 文部科学省：学習指導要領、生徒指導提要、各種手引き 等
- ⑧ 国立教育政策研究所：「全国学力・学習状況調査」 等
- ⑨ 国立特別支援教育総合研究所
- ⑩ 電子政府の総合窓口 e-Gov 法令検索
- ⑪ 児童生徒等の健康診断マニュアル（平成27年度改訂）

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



先生たちの**力**が 子どもたちの**力**に
